
令和2年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和2年9月8日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和2年9月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第56号、議案第58号、議案第57号、議案第59号、議案第48号、議案第51号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第56号、議案第58号、議案第57号、議案第59号、議案第48号、議案第51号)

出席議員(12名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鏝水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
13番 佐藤 裕宣君	14番 中野 義信君

欠席議員(2名)

1番 佐藤 茂和君	12番 櫛川 正男君
-----------	------------

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	田籠 正規君
総務課長兼浮羽市民課長			中野昭一郎君
監査委員事務局長	佐藤 重信君	会計管理者	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			石井 孝幸君
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
徴収対策室長	田尻栄三郎君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			白石 孝博君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			石井 太君
学校教育課長	瀧内 教道君	生涯学習課長	井上 理恵君
自動車学校長	高木 慎君	総務法制係長	宮崎 哲工君
財政係長	江藤 良隆君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（中野 義信君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。4番、竹永茂美議員の発言を許可します。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、9月の議会が一番に質問を行わせていただきます。

8月の臨時議会が終わって、まだ1か月しかたっていませんが、新型コロナウイルス感染症の心配、そして先週の台風9号、昨日の台風10号があり、大変うきは市の職員並びに消防団など、関係者の皆様には大変深く感謝しておるところであります。

議会事務局のほうから2時間ごとに多くの避難者の状況が報告ありました。特に吉井小学校区では、るり色ふるさと館に109世帯223名プラス総合福祉センターに22世帯47名と、市

全体で344世帯630人と大変多くの人数でしたので、対応に当たられた市の職員の御苦勞は大変であったのではないかなと思っております。しかし、全協で質問した折、2番目の避難先はどこかとお尋ねしましたら、各小学校ですという答弁がありましたので、若干、総合福祉センターとは違ったのかなと思っておりますので、この点については今後、議会とも検証が必要なのではないかなと思っております。

また、市の職員とか消防団、その他関係者の方々には、これからも続く自然災害に対する取組をよろしく願いして、最初の質問に入らせていただきます。

6月議会で時間切れとなっておりました小石原川ダムに関わる予算についての執行状況とこれからの取組、広報活動について伺います。支払いがされているようですので、いつ、どのような金額を、どのような名目で、誰に対して払われたのか。もしこれからの支出予定や支出後の広報活動がありましたら、簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、小石原川ダムに係る予算について、その執行状況とこれからの取組等について御質問をいただきました。

小石原川ダムに関連しまして、既に令和2年度の予算において御承認をいただいているものとしては4種類がございます。「小石原川ダム建設事業負担金」及び「その施設管理費負担金」、それから「筑後大堰建設事業負担金」及び「その施設管理費負担金」でございます。このうち、「小石原川ダム建設事業負担金」につきましては、金利負担軽減のため、概算払いとして5月29日に10億1,754万2,905円の支払いを行っております。また、小石原川ダム及び筑後大堰の「施設管理費負担金」につきましては、6月末に前期分を支払っております。「筑後大堰建設事業負担金」の支払いにつきましては、現在、関係機関と協議中であり、今後、年度内の支払いを予定しております。

なお、令和3年度予算においては、これまでも議員の皆様方に御説明をしておりましたとおり、「小石原川ダム建設事業に係るダム建設調整費」の支払いが発生し、また、2つの施設の管理費のうち、「小石原川ダム施設管理費負担金」について「都市用水施設税」が加算されることとなっております。

今後の上水道事業への取組につきましては、今年度から若年層、子育て世代及び女性層の市民の皆様との意見交換を行う予定にしていたところではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の下では、広範囲からお集まりいただき、自由闊達に意見交換をすることは難しいと考えております。

また、これまでの経験則からしましても、市中の感染状況は1週間単位で急変することがあり、

今後懸念される秋冬の感染の再拡大を考えたとき、計画的に意見交換会の日程を設定することは現状では厳しいと、そのように判断をしております。広報活動につきましても、意見交換会と同時期に行うことで、市民の皆様方より一層の関心を持っていただけるものと考えております。したがって、今後、感染状況を見極めながら、適宜、判断して、適切に対処してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） るる述べられましたが、結局、今、質問しなければなかなか市民のほうには金額も内容も分からなかったのではないかなと思っております。議会のほうでは多分、行政区ごとの懇談会を開いて広報活動をしてほしいということでありましたので、広報うきは等には今の記事は載ってなかったと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

1番については、またこれからの支払いもあるそうですので、支払いがあるたびにやはり広報活動に取り組んでいただきたいと思っております。

2番に入ります。

緊急事態宣言解除後に学校では分散登校で少人数学級が試行されました。感染拡大を防ぐ3密ができたのですが、翌週から元の40人の学級に戻りました。先日、厚生文教委員会で2中学校、4小学校の新型コロナウイルス感染症対策について、閉会中、学校の調査を行いました。その結果については、先日9月4日に委員長から報告がありましたが、あとの質問との関係がありますので、3点だけ付け加えて質問をしたいと思います。

1点目は、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に大きな影響を受けていたということです。それは初めてうきは市で新型コロナウイルス感染症の陽性患者が出たときに、患者の御家族の中に児童・生徒がいたことから濃厚接触者としてPCR検査、経過観察等々で1週間以上の出席停止となりました。それだけでなく、医療関係者や介護関係者の子供たちが保護者の判断で濃厚接触かもしれないということで休まれたり、また学校の安全確保のために休んだり、またPCR検査を受けられたそうです。さらに学校での感染を心配した保護者が児童・生徒を休ませるなど、全ての小・中学校で影響が出ました。児童・生徒や御家族をはじめ、担任の先生、養護教諭、管理職の先生たちは、バッシングが起こらないように大変苦労されてるということです。この点につきましては、後ほど市当局や教育委員会の立場について質問します。

2点目は、文部科学省から学校規模に応じて100万円から150万円の給付がありました。校長たちは使い道をほぼ制限されず、学校の実態に応じた大変使い勝手がよかったと言われました。職員会でこの100万円なりの用途について話し合った学校は、さらに使い勝手がよかったそうです。学校に配付された100万円から150万円の給付で学校現場が助かったとは、いか

に教育予算が脆弱で不足しているかを如実に表していると思いました。したがいまして、このような使い勝手のよい予算措置を教育委員会並びに市当局へ強く要望します。

3点目は、35人学級への強い要望でした。先ほど分散登校のときは、学級を2つに分けるといことで20人学級が実現しました。先生たちは同じ授業を2回しなければならなくて大変だったと思いますが、感染を防ぐには20人学級しかないと思われたことでしょう。文科省の出した感染症対策マニュアルには、わざわざ図式化して20人学級しかないのを例示し、これが新生活と言っているにも関わらず、国の予算は僅かしかありませんでした。

市長が作られた代表作「ルネッサンス戦略」の64ページから65ページ、プロジェクト2、うきはっ子夢・学力向上プロジェクトには、米印5番として、中学校40人学級を30人学級にして、市負担で教員11名を増員させ、学力向上を図る。第2段階では、20人学級にしてさらに学力向上を目指す。それにより移住者が増える。中学校にエアコン設置をし、学力向上できる環境を整備すると載っています。うきは市が先頭を切って実現してもらいたいものだと思っております。

といいますのも、6月の福岡市議会の臨時議会では、小学校6年生の学力保障のために補正予算1億数千万円を組んで30人の配置がなされたというふうに聞いております。また、9月5日の西日本新聞には、先ほど言いました福岡市では補正予算に2021年度に小・中学校全学年で35人以下学級を暫定的に実施するための教室整備事業として4億5,939万円とありました。既に大牟田市などでは35人以下の学級に取り組んでいるということです。ぜひこの点については取り組んでいただきたいと思っております。

それから、9月1日の朝日新聞には、補正額にという形でみやま市が大学生、大学院生、専門学校生ら約1,000人に1人当たり、クーポン券に加えて5,000円相当の米や加工食品、菓子などを予算化しています。大川市もアルバイトがなくなった大学生への支援を広めるために、市内の大学に通う学生に1万2,000円、市外の大学に通う学生には1万円を支給するという記事が載っております。

したがいまして、安心・安全のまちづくりとして、うきは市独自の新型コロナウイルス追加予算支援と、先ほど述べました感染者、濃厚接触者等の人権保護の取組について、1点目に伺います。

また、2点目は、うきは市通学路安全推進会議で決定された2019年度の実績と課題、2020年度の方針、計画についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安心・安全のまちづくりについて、事前通告では2点の御質問をいただいております。1点目につきましては、私から答弁をさせていただき、2点目につき

ましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が、うきは市独自の新型コロナウイルス追加支援策と、感染者、濃厚接触者等の人権を守る取組についての御質問でありました。

新型コロナウイルスの新規感染者数はピークを越えたとの見方も広がっておりますが、1日当たりの感染者数はいまだ500人前後で推移をしており、重傷者数は増加傾向にあるなど、医療現場での負担は増大しているところでございます。また、感染拡大における地域経済への影響は深刻で、飲食業、観光業を中心にまだまだ大変厳しい状況にあります。

これまでうきは市におきましては、国の第1次補正予算、さらに第2次補正予算で拡充された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用し、国・県の支援策を補完、拡充するような市独自支援を個人または事業者に対して行ってまいりました。今回、業種別ガイドラインの徹底を図るための「新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金」等の支援を予定しており、本議会の補正予算として提案をさせていただいております。

感染者、濃厚接触者等の人権を守る取組につきましては、5月以降、ホームページや広報により、また7月に市内で初めて感染者が確認された際には、防災無線による私からのメッセージを通して市民の皆様へ人権への配慮をお願いしてまいりました。感染した方、治療に当たった医療関係者やその家族、外国人などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が起こることのないよう、市民の皆様へは不確かな情報に惑わされることなく、正しい情報を見極めた上で冷静な判断と正しい行動を取っていただくようお願いをしてきたところであります。

今後も感染の不安の中での日常生活がしばらく続くと思っておりますが、市民の皆様が過剰に心配することなく落ち着いて行動していただけるよう、人権への配慮を呼びかけるとともに、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目のうきは市通学路安全推進会議で決定された2019年度実績と課題、2020年度方針、計画についての御質問でございますが、通学路安全推進会議では、各小学校の通学路の安全を確保するため、2年ごとに各学校から対策要望箇所を挙げてもらい、教育委員会と道路管理者及び警察署による合同点検を経て、「うきは市通学路交通安全プログラム」を策定しています。

昨年度は30か所を対策必要箇所と定め、「うきは市通学路交通安全プログラム」を更新し、そのうち7か所で対策が完了しています。2年ごとの見直しとしているため、通学路安全推進会議は本年度は開催いたしません。昨年度策定された通学路交通安全プログラムに沿って順次、当該道路管理者によって改修、改良していく予定であります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、先ほどの新型コロナウイルスの追加支援策で、特に緊急を要する小学校6年生と中学校3年生の学力保障について、再度お尋ねいたします。

先ほど述べましたように、福岡市等々では小学校6年、中学校3年生については、それぞれの学校の最終学年ですから十分な対応をしなければいけないということで、独自の予算措置を取っておりますが、その点について市長は考えてあるのか、ないのか。

それから、感染者、濃厚接触者の件につきましては、先ほど述べましたが、市長はどれだけの児童・生徒が休んだか、御存じかどうかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 将来を担う、うきは市内の小・中学校、子ども・子育て支援につきましては、兼ねてから国のほうは第1次補正予算で子育て世代への臨時特別給付金、こういう制度を施しておりますし、また第2次補正予算では経済的に厳しい独り親の子育て負担増への支援、さらにはアルバイト収入が激減した学生への給付、授業料を減免した大学への助成等々、様々な国の支援が出されております。

先ほど答弁させていただきましたように、うきは市ではこういう国の支援を補完するような形でこれまで様々な支援をやってまいりました。まず、第1弾としては就学援助の拡充、あるいは保育所等の利用者負担額、給食費の減免、さらには第2弾としてはGIGAスクール構想の前倒しの取組、あるいは家計急変学生支援事業にも取り組んでおりますし、第3弾としては出産支援金の給付事業にも取り組んでまいったところであります。

学習保障については、学校教育課長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 御質問は、小学校6年生並びに中学校3年生の学習保障の件だと思いますけれども、これにつきましては、文科省のほうのコロナ支援対策の中で講師の先生を配置するというような支援策がございまして、うきは市におきましては、小学校で一番児童数の多い御幸小学校、それから中学校では同じく児童数が多い吉井中学校のほうにそれぞれ9月から講師の先生を1名ずつ配置しているところでございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 2番目の回答が全然回答になっておりません。僕はうきは市独自で小学校6年生、中学校3年生の学力保障はどうされるんですかということと、うきは市で、先ほど言いました、小学校、中学校で、新型コロナウイルス感染症で休んだ子供たちがたくさんいましたが、その人数を市長は把握してありますかという質問ですので、それをまず2回目の質問で答えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学力保障の件で、私のほうから回答させていただきます。

これは厚生文教常任委員会視察の折の報告の中にもございましたが、今、小・中学校が教科としてちょっと心配しているのは音楽と体育であると。ほかの教科につきましては、授業時数等を夏期休業の短縮等で一生懸命確保したこと、また御案内のとおり、今年から教職員の働き方改革の一環として、小学校を午前中5時間授業もいたしております。そういったことから、うきは市におきましては授業時数の確保というところができているという状況の中で、学力についても厚生文教常任委員会視察の折に各校長が申し上げたとおりの状況でございます。

なお、今から、実は中学校の校長とちょっとこの前から話したことは、台風による臨時休校がございました。今後、インフルエンザによる臨時休校も実は懸念いたしております。そういう中で、特に中学校3年生のことを考えますと、中学校としては、場合によっては7時間授業ということも考えていかななくてはいけないのではないかと、そういう論議もいたしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 今回のコロナウイルス感染症対策で、児童・生徒が学校を休んだ人数についてでございますけれども、議員御本人のほうから調査依頼がありましたので、数字については議員のほうにお示しをしておいででございます。

本日、ちょっと手元のほうに持ってきておりませんが、いわゆるPCR検査等で長期、2週間程度休校した児童・生徒が7名、それから保護者の判断も含めまして2日程度休んだ方がたしか19名程度だったと思っておりますが、この数字につきましては、教育委員会の中では共有しておりますけれども、市長のほうには御報告はしていないところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市長がいつも言われますように、縦割りの弊害を除き、横串を入れるという形でするならば、先ほど答弁がありました1点目の小6、中3の学力保障については、やはり市独自で、特に6年生で35人以上学級、あるいは、ほかの学年でも多い学級については、定数について緊急に考えていただきたいなと思っております。福岡市の取組を考えますと、私たち議員もそこに思いを巡らせられなかったことを反省しているところです。

それから、2点目が概数で26名の児童・生徒が休んだということで、これは全部の学校にいたと思います。したがって、市長がこのような新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒が休んでいる実態を把握した上での啓発に取り組んでいただきたいと思っておりますが、市長、こういう実態を踏まえた啓発、感染者に対するバッシングが起らないような取組は考えていただけるでしょうか。同じく教育長のほうも考えていただけるかどうか、お二人にお尋ねいたしま

す。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 7月中旬にうきは市で初めて、それもクラスターが発生して以降、イの一番に取り組んだのは人権の確保でございました。先ほども答弁させていただきましたように、私自身、防災無線で人権への配慮を直接訴えたところであります。その後も機会あるごとにうきは市のホームページ、あるいは広報等でしっかりそういう注意喚起をお願いしております。

今後も人権配慮につきましては、しっかり私自身、認識して取組をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員お尋ねの部分で、若干個人情報に関わる場所がありますので、概略的にお話をさせていただきます。

まず、小学校、中学校、長いお子さんでは2週間程度休まれたお子さんがいらっしゃいます。そういうお子さんが学校に戻った折に、議員が懸念されているようなことというのは私も本当にそう思います。そのことにつきましては、小学校、あるいは関連する場合は中学校、そして御家族で十分に話し合いをしていただきました。そして、周りの子供たちにどんなふうに伝えるかということをお・中・小で足並みをそろえて行ったところがございます。結果として、各学校からはその後、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害は発生していないという報告を受けておりますので、私としては一安心いたしております。

それから、併せて今後のことでございます。今後、当然起こり得るわけでございますので、実は県のほうから、こういう新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人権侵害の発生や拡大を防ぐための対応についてという冊子がもう既に各学校に配布されております。この中で、いろいろの個々の事例について、こういうふうに取り組んでいったらどうでしょうかという御提案がされておりますので、こういったことを中心に各学校で一生懸命、取組をさせていただきますが、私はその前提として、やはり学校と御家庭が十分話し合っていくということを大事にしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、答弁をいただきましたけれども、やはり市当局と教育委員会との連携が若干足りなかったんじゃないかなと思います。教育長のほうからは県のパンフのことが出ましたけれども、それを基に、ぜひ広報紙等で何回も何回もやはり発信していただきたいなと思っております。

先日、ラジオで、たまたま新型コロナウイルスでなぜそういうバッシングとか起きるのかという話があったけれども、具体的な事例で、周りの人がそういうことを言ったらいかん

よと言っていけば、ほかの人たちも受け入れていくのではないか、傍観者ではなく自分の問題として考えていってほしい、対策はゼロリスクではないが、感染者とともにあることが大切ではないかというふうな放送があっておりました。全くそのとおりだと思っています。

2番のまとめとしてぜひお願いしたいのが、特に残された期間が半年となった小学校6年生、中学校3年生のいわゆる学力保障については、ぜひ考えていただきたいと思っています。

それから2点目が、感染者の、あるいは濃厚接触者等の人権を守る取組につきましても、先ほど述べましたように、これから先も広報誌等で取り組んでいただきたいと思っています。

それから、中学校の校長たちが言っていました、3密を防ぎ、子供一人一人の人権や学習権を保障する35人以下学級、先ほどの繰り返しになりますが、ルネッサンス計画であります。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして最後に、それぞれの学校で100万円程度の使い勝手のいい、自由に使える予算措置があれば、学校の中で話し合いをし、先生たちが一番よい方策を考えるのではないかと考えております。後の決算委員会の中でそれぞれ見せていただきますけれども、学校現場にいた私としましては、大変少ない予算の中で先生たちが四苦八苦取り組んでいる状況を今でも思い浮かべることができます。ぜひ市当局におきましては、使い勝手のいい予算措置をお願いして、2番目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、3番目が、法令が遵守される安全のまちづくりについてお尋ねいたします。

今日、1枚ものの資料を配付しておりますので、最初に資料の説明をさせていただきたいと思っております。

Aという面を御覧ください。そこには①から④まで書いております。①は令和2年1月17日文科省が出しました「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係るQ&A」と、大変長い名前がついておりますので、略してQ&Aということにさせていただきます。

その中から3つ抜粋しました。最初の丸は、校務をつかさどる校長とその上司に当たる教育委員会は、学校の管理運営一切において責任を有する。少し飛ばしまして、教職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を有しています。

②「在校等時間」が上限時間を大幅に超えるような場合には、校長・教育委員会はこうした学校の管理運営に係る責任を果たしているとは言えないと考えられます。突然飛びますが、裏のB面の右一番下、⑥2020年2月26日、第2回うきは市総括健康委員会で出された資料の一番下、(3)を読ませていただきます。休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守するというので、わざわざ休憩時間のことについて述べられています。

それでは、A面のほうにお戻りください。丸の3、万が一、校長が虚偽の記録を残させるよう

なことがあった場合には、求められている責任を果たしているとは言えない。状況によっては信用失墜行為として懲戒処分の対象ともなり得ると考えられますということが述べられています。

それから、②が2018年7月13日の臨時校長会の資料です。タイムカードの運用についてということで、最初のアンダーラインのところは、30分単位で自動的に当日の時間外と当月の時間外の累計が打刻されます。この30分というのは、いわゆる残業手当を支払う分の単位ですので、学校現場では残業手当が払われませんので、この点については教育長のほうに申入れをされましたら、訂正していただいたはずでしたけれども、後から幾つか問題が出てきております。それから、2番目のアンダーラインが、月末締めで集計するように設定します。翌月になったら計算を出してくださいということです。それから、一番下のアンダーラインが、タイムカードを押すことができなかった場合は、手書きと手計算になりますということが書いてあります。その右側にわざわざ、ちょっと写りが悪いんですけども、合計の下にアンダーラインがありますのは、帰るときにタイムカードを押さなかったために累計の差が出てきますよというアンダーラインです。

③は、2018年福岡県教育委員会の資料の時間外の規制についてということで、過労死ラインについてアンダーラインを読みます。発症前1か月におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える場合は過労死ラインですよということです。

④は、うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針についてということで、これはある情報公開をされた方から頂いた決裁文書です。6月25日に起案がなされ、7月3日に決裁を高木市長、今村副市長、麻生教育長等々の下でなされております。これを受けて、左側の②7月13日の臨時校長会が開催され、指針が出されたというふうに理解しております。

それでは、A面の右側を御覧ください。タイムカードがあります。この人の合計は、10月ですが、超過勤務が統計上104時間1分だとしますが、この方は18日に帰るときにタイムカードを忘れていましたので、その次の出勤日から合計にアンダーラインが入っております。したがって、18日の超過勤務の部分を加えますと104時間を超えていると思われれます。また、昼休みの天引きにつきましては、先ほどのB面の一番右下にありましたように、45分掛け20日間で900分の実際時間を合計すると、これは令和元年10月ですが——ちょうど1年前ですね、110時間を超えるということで、先ほど言いました過労死ラインになっています。

それから、次のB小学校、9月分の超過勤務時間は統計上45時間30分ですが、御覧のようにアンダーラインが引かれております。これは25日に帰るときに忘れてあったのでできておりません。この学校については、先ほど言いましたように集計が全て30分単位になっております。これは教育委員会のほうで指導されたんですけど、本年4月の段階まで改定されなかったと思っ

ています。現状は改正されたのかもしれませんが、そうしますと、2行目は3,000分以上と書いておりますが、これは多分600分ぐらいになると思いますので、10時間以上の差が出てきますので、この方も場合によっては80時間になりますし、この45時間というのは本年度、県教委が出しました上限、月45時間をはるかに超えているということが分かると思います。

B面にいきます。C小学校ですが、こちら6月分の超勤時間が統計上45時間12分ですが、1日、14日、26日、27日、28日の帰るときの打刻がありませんので、合計すると80時間に達するのではないのでしょうか。

D小学校につきましては、見ていただくと分かりますように、手書きしてありますので、多分統計上は41時間03分だと思われそうですが、昼休みを計算しますと45時間を超える可能性はあると思います。

E小学校につきましても、統計上は56時間58分ですけど、21日、30日、31日と帰り際に押されておられませんので、80時間の超勤になるのではないのでしょうか。

右にいきまして、F中学校、6月分の超過勤務時間が統計上96時間09分です。しかし、20日、29日と超過分がやはり、これは6月ですが、1日土曜日、2日日曜日、8日土曜日、22日土曜日、29日土曜日、30日日曜日の出勤があり、先ほど言いました昼休みの天引き時間と合計しますと恐らく過労死ラインの100時間を超えたと思われそうです。

G中学校につきましては、手書き修正されておりますので、統計上73時間7分だと思われそうですが、実際は昼休みを除きますと80時間を超えている可能性はあると思います。

なお、6月議会でも言いましたが、吉井小学校と御幸小学校のタイムカードについては破棄されておりましたので分かりません。

それから、⑤7月13日の先ほどの臨時校長会の資料の中に、超過勤務時間集計表の記入シートとして、超過勤務時間の記入については、個人情報に当たりますので校長自身が記入してくださいということが書いてありました。

そして6番は、先ほど一番下は紹介しましたが、(2)に教職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカードにより客観的に計測し、計測した時間を公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行うということがあっておりますので、2月26日にこのことが通知され、3月末に廃棄したという2小学校については、A欄に戻りますが、信用失墜行為に当たるのではないかというふうに思っております。

それから、そこに出しておりますタイムレコーダーの適切な運用について、導入目的、集計方法、それから成果と課題についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市教職員のタイムレコーダーの記録廃棄問題についての御質問でございますが、このことにつきましては、議員御本人から本年5月12日に情報公開制度によるタイムカードの開示請求がなされ、調査の結果、小学校において一部不存在であり、その旨、5月29日に情報開示を行っております。

そのことについて、7月14日付で教育長宛審査請求書が提出されましたので、現在、「うきは市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問を行っているところでございます。したがって、案件の経過、原因、現状、責任の所在等を御質問されておりますが、情報公開・個人情報保護審査会の答申結果を受けて回答したいと考えております。

なお、今後の方針については、本年2月3日付、福岡県教育委員会通知に基づき、タイムカードについても3年間保存するよう各学校に指導したところでございます。

2点目のタイムレコーダーの適切な運用についての御質問でございますが、平成30年3月に福岡県教育委員会が「教職員の働き方改革取組指針」を策定したことを受け、うきは市においても平成30年8月に「うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針」を策定し、同時に教職員の勤務時間管理のためタイムカードの導入を行っております。集計については、月ごとにタイムカードから「超過勤務時間集計表」へ転記して、市教育委員会にデータ送付し、全小・中学校の集計を行っております。成果はタイムカード導入によって勤務実態が把握できるようになったことであり、課題は学校には様々な業務があるため超過勤務の削減が容易ではないことではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） まず1点目の答弁を聞きましてびっくりいたしました。

この5月12日に情報公開し、5月29日に一部頂いたんですが、その中の2枚目に先ほど言いました不存在ということがありましたので、これはなぜかということをお尋ねしたんですが、なかなか調べていただけませんでした。退職した校長の1人は、教育センターに勤めてありますので簡単に聞けるわけですが、それすらもしていただけなかったので、これは困ったなと思って、じゃあ、不存在ということ自体は行政不服審査に当たるということで出したわけです。どちらのほうに先に、行政不服審査、あしたありますが、こちらが来るのか、一般質問があしたになったかもしれませんけど、分かりませんでしたので出したところなんです。

したがって、経過と原因、現状、責任の所在、今後の方針は若干述べられましたけども、それについては議会での質問ですので答弁していただきたいと思いますが、これは市長、どんなふうに思われますか。答弁しなくていいと思われますか、答弁すべきだと思われますか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま教育長が答弁したとおりだと、このように認識をしております。

特に現在、情報公開・個人情報保護審査会の答申結果、今、審査会で議論されてますので、この答申結果を受けて回答したいと教育長からの答弁があったんですが、私も同じような認識をしております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 議員として一般質問に答えてもらわないということは、大変僕は議会軽視と思いますが、その辺は議長、いかがなものでしょう。別にこれ、個人の名前を出してどうのこうのしてくださいと言ってるわけではありません。一般質問に答える義務があるんじゃないんですか、市当局は。

○議長（中野 義信君） 答弁のほうは、審査を受けよるから後で協議をするということに言われておりますので、そういうことでいいんじゃないかなというふうに思いますが。

竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 根拠たる法律や条例、それから規定を示してください。それから時間止めてください。こういうことで一般質問止められると大変心外です。

○議長（中野 義信君） いや、協議をして答弁をするということで、答弁をしないということは言ってないというふうに思います。

4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 行政不服審査と一般質問は全く別なものじゃないですか。一般質問は議会に与えられた権利です。それに対して答えるのは、僕は義務だと思っています。行政不服審査は、このことについて何遍も聞いたけど全然返事がない、だからタイムレコーダーが不在というのはおかしいということでやってるわけですから、一般質問とは別のものです。だから議会は議会としての独自性がありますから、答えていただかないといけないと思います。もし同じような問題が出て、何でもかんでも出て、いや、これは行政不服審査で、あるいは情報公開でかかってますって言ったら、全部答えられないということになったら、もう議会としての活動できません。

○議長（中野 義信君） いや、答弁をしないということでなくして、審査会の後に回答するというのを言われておるようですから。

○議員（4番 竹永 茂美君） これは一般質問ですから、全く行政不服審査と違うものをやるわけですから。行政不服審査のことでいろいろ言っているのであれば、行政不服審査のことで言っていて結構ですが、僕は一般質問で、しかも通告1週間前にやってるわけですから、当然、用意されてるものですから、ここで答えてもらわないと困ります。

先ほど言いました、課長といろいろ話した中で、どうしてこれ出ないんですかと言ったときに、一般質問してもらったならと言われましたので一般質問してるわけですから、それを今日になって答えられませんというのでは大変困ります。

○議長（中野 義信君） 一応そういうことで、執行部は回答せんとはいよるのではないですから。もうそれで、執行部の回答でいいんじゃないかなと私は思いますが。

○議員（4番 竹永 茂美君） 議長と言いつこになっても仕方ありませんけど、これは一般質問で通告してるわけですから、それはきちんと答えてもらわないと困ります。もし答えられなければ、先週でも出した時点で、これについては行政不服審査にかけてますので答えられませんと言えば、また質問の内容を考えることできたわけです。これ、ちょっと議会運営上の問題かもしれないですけど、こちらは1週間前に通告して、市長の答弁、あるいは教育長の答弁はもらえない、議会改革が進んでいるところではそこをもらってる議会もあって、熱心な論議がなされてると思いますので。（発言する者あり）してないじゃないですか。経過と原因と。（発言する者あり）これは公判とは違うでしょう。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） ちょっとすみません。

市長、ちょっと発言があれば手を挙げてから言ってください、はっきりと。

4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私が3番目のテーマにしているのは、法令が遵守される安全のまちづくりということ言っています。タイムレコーダーが一方向的に破棄され、その経過も原因も現状も分からないということであれば、今、学校現場で働いている先生たちにとっては大変不安な状況があります。もし過労死して労災認定を受けようとしても、この2つの小学校については個人の記録がないわけですから、労災認定が大変できなくなります。それについての責任は、先ほど少しは述べられましたけれども、大変不十分なものであったというふうに思っています。

また、タイムレコーダーの適切な運用につきましても、学校で手書き集計をしていないものが教育委員会に送られてきて、教育委員会はそれをチェック、多分しないで統計を取り、なおかつ一部分は議会のほうに資料として出された経緯があります。したがって、法令をきちんと守っていただければこういうことは起きないはずですし、（1）についての記録の廃棄問題について、市長は6月議会では部内で検討しますと答えられましたですね。じゃあ、そのことについても答えられないんですか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいております。答弁してないわけではありません。何度も申し上げますように、ただいま情報公開・個人情報保護審査会という中立機関で議論されてますので、その結論を待って、具体についてはまた再度、お話をしたいと、こういう

趣旨で申し上げます。

なお、総合教育会議をつかさどる首長、市長としての見解でございますが、かつて我が国の日本式学校教育の優れたポイントとして、今、議員御承知のように、諸外国は全てが業務の内容が授業に特化をされてるんですが、我が国の教育システムというのは、この授業だけではなくて生活指導や部活動まで一体的に学校の先生方が担っておられますし、また通学路での安心確保や夜の巡回指導ということで、学校内外に多岐にわたっております。かつてはこれが日本式の優れたところと言われてるんですが、昨今、働き方改革の中で非常に先生方に負荷が及んでいるということで、国の指導もあって、今、うきは市の教育委員会におきましても様々な先生方の負担軽減に努めさせていただいているところであります。これを放置しますと優秀な先生がまた採用として入ってこられないというようなことにもつながりますので、大きな問題として私自身も捉えていることを申し述べたいと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 時間がありませんので、ぜひ法令についてはきちんと学んでいただきたいと思います。

それでは、4番の最初だけ入ります。若者が住みやすいまちづくりについてということで、市の衛生委員会の件につきまして、6月議会で安全衛生規則第23条、月1回開催しなければならないということを述べましたが、労働調査会の本には月1回以上開催する旨の努力義務が課されてるということでした。これはおかしいんじゃないですかということを書いてきました。

もうお手元に行ってると思いますが、労働調査会のほうに質問いたしました。内容は8月31日付で回答いただいたんですが、御指摘のありました委員会の会議の開催については努力義務ではなく、義務の誤りでした。大変申し訳ありませんでした。次の改訂版から努力義務を削除するようにいたしますという答弁をいただきました。このような理解でいいのかどうか、市長にお伺いいたします。

2番は時間がありませんので。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 若者が住みやすいまちづくりについて、事前通告で2点の御質問をいただいております。まず1点目のうち、衛生委員会については私から答弁をし、1点目の学校総括健康管理委員会と、2点目につきましても教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

1点目が、うきは市衛生委員会の2019年度の成果と課題、また2020年度の方針について御質問をいただきました。

衛生委員会につきましては、事業所における労働者の健康障害を防止するために設置され、衛

生に関する基本対策などの事項を調査、審議することを目的としており、労働者が協力し合って事業所における安全衛生問題について協議を行う貴重な場になっております。そのため、委員の半数については市職員団体の推薦により選出が行われているところであります。

令和元年度の衛生委員会につきましては、4月に行った最初の委員会で四半期に1回を原則とし、労働安全衛生管理上、緊急の事案が発生した際は、必要に応じて臨時的に開催することを委員全員で確認をしております。結果的に臨時開催はありませんでしたので、令和元年度は4回の衛生委員会を開催したことになります。

また、衛生委員会とは別に衛生委員会の委員である産業医による健康相談を月2回、年間24回開催してメンタル不調者や時間外勤務が上限を超えた職員などを対象に延べ93名の職員に実施をしております。令和元年度につきましては、特に病気休暇の職員数の増加が課題となっておりましたので、衛生委員会としては既存の相談窓口とは別に様々な相談対応を可能とする職員援助プログラムの導入の議論を行っております。その結果、令和2年3月議会での予算の承認をいただき、令和2年度より心や体の健康の問題、仕事上の問題、人間関係の問題などに加え、金銭や法律関係のことなども相談することができる職員援助プログラムの導入を行うことが可能となっております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策についても審議の対象となってきたところから、7月までに3回の衛生委員会を開催しております。また、長時間労働の是正に向けた取組強化策として、7月、8月をワーク・ライフ・バランス推進月間に定め、指定日のノー残業デーの完全実施を試みるなどの取組を実施しております。引き続き職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めてまいります。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市長、私が言ったのは、労働調査会からの返答がありましたが、労働安全規則第23条は、毎月1回以上開催するようにならなければならないという理解でよろしいですかということをお尋ねしましたが、その点についての回答をお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 衛生委員会に関しての御質問でございます。

議員御指摘のように、労働安全衛生法におきまして、常時50人以上の労働者を使用する事業所に対して衛生委員会の設置を義務づけ、労働安全衛生規則において毎月1回以上開催するようにならなければならないということが定められております。

しかしながら、実態としましては、自治体に限ってみても、その規模は大小様々、極端な差異

がございまして、一律に義務として取り扱うには大きな矛盾も感じているところでございます。実際、近隣の自治体を見ても毎月実施はごくごくまれでございまして。能率的、効率的な行政運営を行うことは市民の皆様が求めるところでもありますので、それぞれの自治体の実情を踏まえた自治体行政が必要であるということは議員の皆様にも御理解をいただきたいと思っております。

本来、衛生委員会とは、よりよい職場環境にするために使用者、労働者、双方で話し合いをし、改善をしていく場であるべきだというふうに思っております。衛生委員会は開催をすることが目的ではあっても意味がないというふうに思っております。月1回の開催に執着をするのではなく、本市が実施をしております月2回の産業医による健康相談も含めまして、全体として職員の安全及び健康を確保する取組が実施をされているのか、されていないのか、そういった視点で見ただけであればというふうに考えております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、中野課長にお尋ねいたします。

あなたが私の前で発言された衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにしなければならないという訂正と理解してよろしいですか。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 労働安全衛生規則には毎月1回以上開催しなければならないというふうにはなっておりません。毎月1回以上開催するようにしなければならないという表現が用いられております。そういったところも含めまして、地域の実情に応じて適切に運営をしてみたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 当初申し上げておりましたように、答弁も含めて60分ということになっておりますので、これで4番、竹永議員の質問を終わります。

いろいろ出ておりましたように、今、審査会とか、いろいろあっておりますので、次回、また質問をしていただければ幸いじゃないかなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中野 義信君） 次に、3番、野鶴修議員の発言を許可します。3番、野鶴修議員。

○議員（3番 野鶴 修君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり質問したいと思います。

質問に入りますその前に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の業務につきましては、市長をはじめといたします執行部の皆さんのこれまでの並々ならぬ御努力に対し、心より敬意を表するものであります。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。

また、台風9号、それから一昨日からの台風10号の対応に関しましても、迅速な対応により

大きな被害をもたらすことなく、また被災者を出すこともなかったことに関しまして、関係者の皆様の御努力にも併せて敬意を表したいと思っております。そうした大変忙しい時期の中ではありませんけれども、早急に検討してもらいたい事案につきまして、今回、質問させていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。市道下の川荒瀬線の一部改良工事についてであります。

この市道下の川荒瀬線の改良工事の件につきましては、私が議員になった平成30年9月の初めての一般質問でもこの問題を出させていただきました。そのときの質問といたしまして、平成24年に下の川荒瀬線についての改良設計を行って6年も経過しているのに、なぜ工事を実施できないのかという質問でした。そのときの市長の回答といたしまして、最終的には県道保木吉井線の大石高見交差点のロータリー化が平成27年度に予算化され、現在、用地交渉、建物移転等に伴う交渉が進められており、この高見交差点の工事完成をまず優先させたいという回答でありました。

そこで今回の質問でありますけど、大石高見交差点の交差点改良工事のほうにつきましては、着々と現在も工事が進んでおりまして、建物等の移転もほぼ完了しているところであります。そこで今回、なぜこの市道下の川荒瀬線の改良工事を出したかといいますと、大石高見交差点の本格的な工事が始まります前に、工事が始まったときの迂回道路として市道下の川荒瀬線の必要性が高まってくるのではないだろうかということを感じましたので出させていただきました。

ただ、想定される市長の回答といたしまして、今現在、市道下の川荒瀬線の改良工事にかかるということは、市の財政状況や新型コロナに追われている今の状況からしても無理ですという回答しか出てこないだろうなというふうに勝手に想定させていただきました。今、厳しい市の状況もよく分かった上での質問であります。

そこで今回、私がお願いしたいのは、本年7月の大雨により東長瀬から西長瀬区間、約500メートルを中心に大きな被害を被ったわけではありますが、その被害区間の中に市道下の川荒瀬線の未舗装区間ということで、約300メートルがあります。その区間につきましては、今回の大雨の災害により今も車が通れるかどうか分からないくらい凸凹の状態、下のほうの堤防があらわれて出てきていると、そんな状態であります。市道下の川荒瀬線の全区間の改良工事ということにつきましては、膨大な予算も伴いまして、すぐにできないだろうというふうな気がいたしておりますので、何とかこの未舗装区間についての改修工事だけでも早期に実施できないものかというお願いでございます。

2点目といたしまして、今回の大雨により、このROKI福岡より西側下流500メートル区間が筑後川の堤防を越水し、大きな被害を被ったわけであります。そこで市道下の川荒瀬線の改良工事を行う際に、筑後川河川事務所のほうと協議を行っていただき、できたら現状より50セ

ンチ程度のかさ上げができないものか、ぜひとも検討をお願いしたいというふうに思っております。

今回の大雨で堤防の越水は最大時で約1メートル程度ではなかったかと思っております。今年の大雨につきましては地元のお年寄りにも話を聞きますと、昭和28年以降、一番の流量ではなかったかというふうにも言っておりました。これからこうした大雨が毎年予想されるというふうにも思っております。せめてあと50センチでも堤防が高かったら筑後川の越流水も弱まって、今回のような被害は防げたのではないかなというふうに感じております。せっかく堤防沿線の道路改修工事を実施するということでありますなら、ただ現状のまま改修するのではなく、災害対策も兼ねて、ぜひとも筑後川河川事務所と協議を重ねてもらって、この未舗装区間の舗装工事等を含めたところで実施してもらいたいというふうに思っております。市長の考えをお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市道下の川荒瀬線の一部未舗装区間の舗装と筑後川堤防のかさ上げについて御質問をいただきました。

まず最初の市道下の川荒瀬線のうち、東長瀬から西長瀬地区の未舗装部の舗装についての御質問であります。市道下の川荒瀬線のうち、東長瀬から西長瀬の間には約300メートルの未舗装区間がございます。この東長瀬から西長瀬の土地は、国土交通省の河川用地であり、市道としてうきは市が占有をしているところでございます。東長瀬側及び西長瀬側の既に舗装が済んでいる箇所につきましては、幅7メートルの道路となっておりますが、未舗装区間については早急に市で対応することが難しいため、これまで河川管理者である国土交通省筑後川河川事務所と協議を行ってまいりました。その結果、河川管理用道路として幅3メートルでの舗装と区間内に数か所の離合場所の設置を今年度中に実施することとなっております。

次に、ROKI福岡から下流約500メートル区間の筑後川堤防のかさ上げに関する御質問であります。令和2年7月豪雨では筑後川の荒瀬水位観測所において、氾濫危険水位である6.3メートルを大きく超える観測史上最高の7.9メートルを記録しました。その結果、当該箇所においては500メートル以上の区間について筑後川の水が氾濫し、高台にある住家は辛うじて浸水を免れたものの、田畑や道路の冠水が発生をしたところであります。

当該箇所の堤防の計画につきまして、国土交通省筑後川河川事務所に確認したところ、田畑等の土地は筑後川の治水計画上、水が流れる高さより低い箇所となっておりますが、住家はその水の高さより高い位置にあるため、堤防不要区間になっているとお聞きをしており、筑後川河川事務所において、直ちに堤防を設置することは困難ではないかと、このように考えております。

しかしながら、このたびの洪水において住家近くまで水位が上昇したことや、近年の異常洪水

による豪雨災害を踏まえますと、治水対策を進めていただく必要がある箇所であると考えております。このため、今後とも河川改修の在り方について筑後川河川事務所と協議をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 回答のほうはよく分かりました。

まず1点目の未舗装区間の舗装でございます。筑後川河川事務所のほうで管理用道路ということで3メートル、また離合箇所を設けるということでもあります。個人的に考えまして、本当二度手間になるのではないかなど。せっかく3メートル舗装するのであれば、あと市道のほうが若干それに併せて、先ほど言いましたように、前後の幅につきましては7メートル程度の広い道路で舗装されております。せめて車が楽に通行できる6メートル道路として、せっかくであれば筑後川河川事務所のほうとも協議して、一緒にタイアップして6メートルで舗装することができないだろうか。せっかく3メートルしとって、実際、市道下の川荒瀬線をするときには、またそこを6メートルでやり直すというふうな、何かもう本当に二度手間になるような、そういう無駄な予算の使い方をするんじゃないかと、できたらそういった河川事務所のほうでやってやるということであれば、それに併せて市のほうでさらに6メートル道路としてやることができないものだろうか、それを検討してもらいたいというのが一番の趣旨であります。

今度、大石高見交差点のほうも本格的な工事に入るかと思えます。そうなってくると、それを迂回する道路として市道下の川荒瀬線につきましては、ますます通行量が増えてくるのではないだろうか、日田のほうから高速に抜ける道路としては、今でも結構、皆さん、地理に詳しい方はこちらのほうを通って行っております。そういったことを考えますと、せっかく今回、そういう工事と併せてやっていただきたいというふうに考えております。

それと堤防のかさ上げの問題であります。この部分については、浮羽町時代にも一度、ここの堤防のかさ上げについて、筑後川河川事務所のほうに要望を出されたという、自分の中で記憶がございます。そのときに言われた話としては、対岸側の堤防工事がまず優先だと、こちらのほうが終了もしてないので、うきは市側の堤防のかさ上げをするのは今の段階ではできないというのがその当時の回答でありました。今現在、対岸側、西長瀬地区のちょうど反対側になるわけですが、そちらのほうの堤防工事はもう既に終了してございまして、まずそこの堤防は越水するような状況にはないという状況であります。

そういった意味では、先ほど田畑の関係がちょっと言われておりましたけど、やっぱりそれでも被害を被っているというのは事実でありますので、何とかそこをこの河川工事というか、河川管理者のほうで河川管理用道路として舗装とかするとかいうことであれば、そういった部分も、せめてあそこを50センチ上げるだけでも相当被害の状況は変わってくるかなという、今回、自

分も見て回って、そういう気がしております。何とかそこら辺のことをもう一度、河川事務所のほうと協議ができないものか、さらには河川工事と併せて、市のほうで追加予算でも出して一緒に6メートル道路という形で舗装ができないものか、再度市長の回答をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの下の川荒瀬線、同じ地域で舗装化と堤防のかさ上げという、2つの要望を承りました。

既に舗装化については、河川管理用道路として今年度中にやってくれるということになっておりました。それに併せて市のほうが合併施行で幅員を広くする事業をしたらどうかという御指摘であります。御指摘は承るんですが、私としてはもう一つの堤防のかさ上げもあります。かさ上げも考えますと、また手戻りという、どこまでが完璧かというのがいろんな考え方があろうかと思いますが、逆にこういうことでかさ上げを強く要望していくということもあるのではないかなと、このように思っていますので、今の国土交通省の計画ですと3メートル幅員で、随所に離合場所を設けるということでもありますので、現在の道路利用の形態を考えれば、何とかそれで対応できるのではないかなと、このように考えております。

そういう中で、やっぱり厳しい現実を国土交通省のほうにも訴えて、先ほど答弁しましたように河川管理の抜本的な在り方について、堤防のかさ上げを視野に入れながら、しっかりまた要望させていただきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 時間の関係もございまして、この問題につきましては最後にもう一度、要望だけして終わりたいと思います。

今、市長が言われましたように、かさ上げと堤防舗装の問題、両方兼ねるということになると非常に難しいということもありましたので、まずは今の現状では市道下の川荒瀬線、通れることができません。もう非常に、軽トラックで通っててもちょっとタイヤがパンクするんじゃないかなというような状況にあります。できましたら、それを3メートルということじゃなくて、何とか現状でも結構でございますので、やっぱり6メートルを舗装していただいて通れるようなことの検討をぜひともお願いしたいと思います。

筑後川の越水対策につきましては、道路全体をかさ上げしなくても、いろんな方法が今後また協議の中で想定もできるかと思っておりますので、何とか道路を6メートルで舗装するというのについて、市と河川事務所のほうでぜひとも今後協議を進めていただきたいというふうをお願いをして、この問題につきましては一応ここで終わりたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目につきましては、外国人労働者の受入れ環境の整備についてであります。この質問に対

しましても、昨年12月の一般質問で外国人労働者の住みやすい環境づくりについて質問させていただきました。そのときの市長の回答といたしましては、既存組織の中で市長公室長をヘッドにプロジェクトチーム、対策チームを作っており、組織横断的に一体的にこの問題に対応していきたいという回答でございました。

そこで質問です。

プロジェクトチームとして外国人労働者を受け入れるために、その後、どのような環境整備を図るようになったのか、協議した内容についてお聞かせいただきたいと思います。さらには御承知のように、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりにより外国人労働者の受入れが非常に厳しい状況となってきております。また現在、うきは市に在住の外国人労働者も厳しい状況に追い込まれているというふうに思っております。こうした状況に対しまして、市としては今後どのようにこういった外国人労働者に対処していくのか、市長の回答をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま外国人労働者の受入れ環境の整備について、1点目の外国人労働者の受入れの状況についての御質問と、2点目のコロナ禍の中で今後どのように対処していくのかという御質問であります。いずれも関連がございますので一括して回答させていただきたいと思います。

外国人労働者の受入れにつきましては、国や県の事業と連携して対応しているところでございます。国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的な施策」として環境整備を行っております。県は外国人材受入対策協議会を設立し、外国人労働者の円滑、適切な受入れに向けて、福岡県外国人相談センターの設置等の取組を進めているところでございます。

うきは市としましては、外国人材受入情報共有会議を開催し、うきは市商工会とにじ農業協同組合と連携して、現状把握や対応について協議を行っております。市内にはベトナムの外国人材実習生が多いことを踏まえて、直接ベトナム人実習生から聞き取りを行い、ベトナム語の生活情報チラシの作成等を行う予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、作成に必要な調査は控えているところでございます。

また、うきは市商工会では、昨年うきは祭りでは外国人技能実習生と連携し、ベトナム料理出店を行い、食文化を通じて多文化共生につなげるため、市民との交流を実施しました。今年度についても、さらに外国人技能実習生との交流の機会を増やす予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止により事業を中止せざるを得ない状況となりました。今後、福岡県行政書士会と連携して、外国人と関係する企業などからの外国人材受入企業相談会を開催しながら、アフターコロナを見据えた企業等への啓発活動を検討してまいりたいと考えております。

また、農業関係では、にじ農業協同組合管内で12農家で約30名の外国人労働者を受け入れ

ており、うきは市内で6農家16名が働いております。今後も農家からの相談等に対し、にじ農業協同組合や県、担い手サポートセンター等と連携し、実績のある管理団体を紹介していく予定でございます。

また、入国できない農業関連の外国人労働者で、労働力不足になっている農家が省力化のために導入する機械への補助事業を今回の9月補正予算に計上させていただいております。先日、開催いたしました、うきは市政経懇話会役員会でもうきは市商工会長や商工事業者、にじ農業協同組合長と情報交換を行ったところでもあります。新型コロナウイルス感染症拡大により、予定していた外国人労働者が入国できず、その労働力をパートタイム等に頼らなければならない状況で、確かな労働力確保が難しいと、そういう報告も受けております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で外国人の入国は大きく規制されており、外国人材の受入れは厳しい状況にありますが、今後とも国・県の動向を注視しながら、うきは市商工会やにじ農業協同組合と連携して多文化共生の視点での多様性と活力のある社会につながるよう努めてまいり所存でございます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 市長の答弁として、外国人受入相談会とか、そういった部分で検討、タイアップして連携してやっているというような話でございますけど、今回、私がこの質問を行ったのは、12月の一般質問の中でも私のほうが言ったのは、外国人労働者の住みやすい環境づくりに一番必要なのは住宅の確保をどうやっていくのかということを訴えたというふうに思っております。

しかしながら、今のうきは市の状況を見ますと、何らこのことに対する動きというのが見えてこないというのが私の感想です。一番期待しておりました、浮羽東高校跡地、ここにそういったいろんな住宅施設が建設されるというふうに期待もしておりましたが、今の状況ではまだ先が見えてこないというふうな状況であります。久留米・うきは工業団地におきましては、もう御承知のとおり、資生堂や筑水キャニコム等の誘致が決定もしております。これらの企業が開業してから受入れするという整備を行っても、もう既に遅いのではないかなというふうに思っております。

もう、これらの企業の労働力というのには、必ず外国人労働者の力が必要になると。もちろん外国人だけではありません。企業と一緒に東京なり、都会のほうから会社と一緒に来るいろんな労働者もいるかと思えます。こうした労働者を受け入れるということは、人口がやっぱり減少している今のうきは市にとっては、こうした労働者の住宅整備を行って環境を整えてうきは市に住んでもらえるようにするということが非常に重要な課題ではないかなというふうに思っておるわけでございます。どうも市長の話をお聞きすると、いろいろやっているということは分かりますけ

ど、何かいまいち形として見えてこない、何かそんな気がしてなりません。このままの状態では、企業が開業したとなりますと、ほとんどの労働者は久留米市のほうに住まわれる状況になるのではないかなということが一番危惧しているわけです。せつかく目の前に大企業が来たのに、うきは市には誰も住んでないというふうな状況を心配しております。

うきはと田主丸の間にも去年、マンションみたいなのが建っております、もう既にそこにも相当の入居という感じになっております。やっぱり民間でもちょっとしたそういう、今後、居住者が見込めるような状況があると見たら、どんどんやっぱりそういった対策を行ってきていると思うわけです。しかしながら、うきははまだ東校の問題すら何ら進展も見えてないと。まして市のほうで、行政としてこういったものに積極的に対応しているのかというのが非常にやっぱり私としては危惧されてなりません。せつかくのチャンスであります。このチャンスを見逃す手はないというふうにも思っておりますけど、もう一度、今のままで労働者をうきは市のほうに住まわせることができるのか、そこら辺について市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、久留米・うきは工業団地、資生堂進出の視点で、もっと住宅対策をという御指摘がありました。まさにそのとおりで、大企業である資生堂が進出するわけがありますので、うきは市としては労働機会の確保、そして住宅等を整備して、資生堂で働く皆さんの住居確保をうきはでどう取り組んでいくかというのが大きな課題だと、このように認識をしております。

御指摘のように、浮羽東校跡地についても、その視点で整備を進めておったんですが、様々な課題があって、目に見える形になっておりませんが、今、担当のほうでしっかり検討をさせていただいているところでございます。

そういう中で外国人労働者、今、コロナ禍にあって、インバウンドを含めて少し流れが止まっているところがありますが、またそれが終息しますと外国人労働者の確保というのは避けて通れない話でありますので、しっかり商工会、あるいはJAにじと連携をしながら管理団体等をあつせんするなどして、しっかりした受入れ、入ってきた方についてはまさに多文化共生、それぞれ文化の違う方が我が国、うきはに入ってくられますので、しっかりそこらがトラブることがないような多文化共生社会づくりのまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

そういう中で、議員のほうで昨年12月の定例議会についても、住みたくなる町、住んでよかったと思える町の中で外国人労働者の話を出されました。そういうことで、しっかり外国人労働者の皆さんがうきは市に溶け込んでもらうために、まさに多文化共生のためにしっかりした場所の提供を与えるべきではないかというのが議員の御指摘であるし、それがまた、うきは市に人口

が増える要因の1つであるかという提言でございます。

今、全体的な外国人材受入情報共有会議を主催しております市長公室長のほうから補足説明をさせていただきます。

○議長（中野 義信君） 田籠市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 市長公室長の田籠でございます。

概略について市長のほうから回答させていただきました。本来、年明けから外国人労働者の受入れについては積極的にやるところでございました。コロナの感染症拡大の影響で、今のところはちょっと止まっている状況でございますが、引き続き外国人材受入情報共有会議を開催しながら、商工会及びにじ農協、農業者の関係についてはまた農林振興課等と協議を行い、情報共有しながら今後も進めてまいりたいと思います。

まずはコロナが一定落ち着いて、外国人労働者が入国できるような状況が必要になってくるかと思っておりますので、それまでに準備を整えながら、情報共有させていただきながら、受入れを進めてまいりたいと考えております。

それとあと併せて、転入して来られた方、外国人ですね。来られた方について、外国語——日本語の障害もございますので、そちらについてもうきは市暮らしのマップガイド等の外国語版を作りながらやっていくこととしておりますので、今後、順次、コロナが落ち着きましたら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 市のほうの取組、今後の考え方につきましては、よく分かりました。ただ、やっぱり遅い。全ての取組がほかの市町村に比べたら遅れているというのが、私、常々感じられてなりません。

まずコロナの問題につきましても、この外国人、コロナの問題がある程度落ち着いたらということをおっしゃってございますけど、コロナの問題につきましては、また今年中とか、今年度中とか、もうそういう段階で終息するという状況にはないと、これは誰もが今の段階で判断されてるんじゃないかなと。じゃあ、このコロナ禍の中でどういった対策ができるのかということをやっぱり考えていかないと、またほかの市町村から一歩後れを取るんじゃないだろうかとというのが非常に心配ということなわけでありませう。

なぜこういったことを言いますかといいますと、実は今回、この質問をするに当たりまして、近隣の小郡市とか久留米市のホームページ等も見させていただきました。市長が一番大切と言われております情報、こういったことはきちんと外国人とか、いろんな方に情報を提供して、そして多文化共生を進めていきたいということでもありますけど、情報の提供1つを取ってもかなり遅

れているのではないかなという気がしております。

ここに小郡と久留米のホームページをコピーしたものがそれぞれありますけど、例えば久留米の場合は外国人のための久留米市生活ガイドと、ようこそ久留米へというのが、すぐホームページ見たら、この項目に入っていける、非常に見やすい。そして、小郡も久留米も一緒でありますけど、全て平仮名。漢字には全部平仮名が打ってあって、全部、なかなか漢字というのは外国人の方には読めないと、幾ら日本語を勉強した外国人でも読めないということかもしれませんけど、全て平仮名で、まずは日本語の部分については、もちろんほかの自国語のほうにも入っていきますけど、そこに入っていくための案内は全て平仮名で案内されてあるというふうなところですよ。

久留米市のホームページはそういったふうに外国人のための久留米市生活ガイドというページが簡単に開けますし、小郡市のホームページを見ましても外国人のための役に立つ情報というページが簡単に開かれて、そこには1相談、2生活情報、3医療情報、4防災情報、5大雨・洪水時の避難情報というふうに5段階に分かれて、それぞれまたそこに入っていけるというふうに、きちんと分かりやすい案内がなされております。

その後、うきは市のホームページも見させていただきました。確認しました。残念ながら私の検索の仕方がまずかったのかもしれませんが、外国人に対する情報への案内、どこに入っていたらいいのかと探すのにもなかなか見つけることができなかつたというのが私の感想です。こういったふうに本当はもっと簡単に、いや、すぐ分かりますよと言われるかもしれませんが、こういった素人の私が見て非常に分かりづらくて見つけることができなかつたということは、やっぱり外国人の方がうきは市のホームページ見たときに簡単に見つけることができるのかなという、そういった心配を受けたわけでありまして。

外国人とか、その他市外の方がうきは市のほうに働きに来る場合、やっぱりその周辺のホームページを見て、どこに住もうかなということを考えるかというふうに思います。そんなときに、今回、外国人を中心ですけど、外国人にとって優しくて分かりやすく案内されている、そういったホームページであったら、やっぱり住もうというのは、そういう市町村に住むんではないのかなという気がしております。

特にこのコロナということで、非常に直接的に接することができない、いろいろ情報を得ることができないという環境に今、あります。そういったときにやっぱり一番外国人にとって情報を得るのは、こうしたホームページであるとか、そういったパソコンを使つての情報ではないかなというふうに思います。そういったところで、もっと大胆に、そして分かりやすいホームページ等をやっぱり今回、外国人の労働者受入れとか、そういうのに併せて検討したらいかがかなというふうに思っておりますけど、市長はホームページをなかなか見る機会が少ないかと思いますが、その辺についてどういうふうに思いますか、回答をお願いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、様々な御指摘をいただきました。とにかくうきは市の取組は遅い、近隣の他の自治体に比較して非常に後れを取ってるのが懸念されるという御指摘でありました。特にアフターコロナを見据えたまちづくりを考えなくちゃいけない中に、なかなかそういう取組の姿が見えてこない、その指摘についてはしっかり甘んじて私自身がお受けしなくちゃいけないし、リーダーシップが足りないのではないかと、このように思ってますので、また私自身がしっかり取り組んでいかなくてはいけないものと、このように思ってます。

そういう中にありまして、コロナ支援で議会のほうでテレワーク、あるいはワーケーションの取組の予算を認めていただきました。最近連日、全国紙でうきはが取り上げられておりまして、こちらからの情報をそのまま流すのではなくて、特集の中で、アフターコロナを見据えた地方移住をという特集の中でうきはが取り上げられ、これは9月6日の読売新聞でございましたけれども、既にテレワークの社会実験の中で参加をした人のコメントが載ってて、非常に快適だったと、ぜひ真剣に考えたいという、そういう全国紙に載っておりますし、また昨日、おととい、土曜日では、うきは古民家でSDGsワーケーションという取組が、ありがたいことに行政というよりも福富地区の古民家まちづくり協議会、うきは市内のまちづくり団体が自発的にワーケーションを取り組みました。私もここで御挨拶もさせていただいたんですが、いろんなアフターコロナを見据えて、いろんな芽吹きが出ております。

それから、これは昨日の9月7日の朝日新聞、大きな全国放送で、タイトルは近場で世界に行っちゃおうという世界で、うきはが最初に上がって、フランスとうきはが近いと、うきはテロワールの紹介が、こちらは全然PRしてないのに全国紙が取り上げてきてる状況もあります。

また、先ほど申し上げました福富古民家まちづくり協議会では、今月19、20日にワイン作りの体験をしようというような催しも出て、本当に市民の間でアフターコロナを見据えた、うきはならではのまちづくりの芽吹きが出てきてますので、我々行政も市民に遅れることなく、私自身が率先垂範して、アフターコロナを見据えたまちづくりにしっかり取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 時間もかなり経過しましたので、最後をお願いをして、この問題を終わりたいと思います。

ただいま市長が言われましたように、いろんな取組がなされている。非常にいいことだと思います。ただ、今、最後に市長がまとめましたように、やっぱりどうしても市行政が先頭に立ってやってるのではなくて、もう民間のそれぞれの市民の方がいろいろ工夫してやっている。だから、それに遅れることなく、やっぱり市としても何らかの独自の取組をやっていただきたいと。

ほかの市町村と足並みをそろえて同じことをやっても、やはり久留米市とか小郡市に太刀打ちすることはできないというふうに思います。単純に考えた場合、同じ条件であれば、どうしても久留米市のほうに住もうかなというのが一般的な考え方ではないかなというふうに感じるわけです。やっぱりほかの市町村にない魅力的な取組、今、市長が言われましたいろんな取組もなされております。そういった取組をやっぱり行ってこそ、初めてうきはのほうに優位に立つことができるのではないかなという気がしておりますので、ぜひともこういった外国人労働者をはじめとするいろんな受入れに関しましては、ぜひとも市がもっと大胆に、かつ斬新的な取組ということを思い切ってやっていただきたいということを最後をお願いしたいと思います。

それでは、時間がかなり経過しましたので、急ぎ足で行きたいと思います。3点目は、新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応と地域経済の回復についてであります。

予防対策等につきましては、私の後の岩淵議員のほうはかなり予防関係について質問があるかと思っております。それで私のほうとしましては、極力、地域経済対策の関係について御質問したいと思います。

今回の質問の一番の課題ということにつきましては、新型コロナ感染の拡大、自粛する中で、御承知のとおり、うきは市としては飲食店をはじめとするいろいろな業種が経営困難に陥ったところで、直接、第1次支援策ということで、市独自で中小企業、小規模事業者への緊急支援金として10万円というのを支給いたしました。このことにつきまして、いろんなところに行って話を聞くと、やっぱり誰もが非常に感謝しております、議会のほうに報告があったのは約六百五十数社を超える事業所から申請があって、既にその給付も終えているというふうな報告も受けております。また、第2次支援策としては、中小企業、小規模事業者等への家賃支援、こういったものについても現在行っているというふうに思っております。

5月14日に緊急事態宣言が解除され、こうした飲食店業者も営業を再開しました。しかしながら、御承知かと思っておりますけど、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、その後、第2次感染等の拡大によりまして、特に飲食店であります居酒屋とかスナック、こういった店におきましては、いまだ通常の生活に戻るどころか営業するのも大変な事態というのがまだまだ続いております。幾らお店が感染症防止対策を行っても、やっぱりテレビ等のマスコミ報道で飲み屋街につきましては感染リスクが高いと言われておりますし、お客さん自身が居酒屋、スナック等での感染を心配して店に行かないという状況になっております。

御承知のとおり、福岡県でも飲み会は2時間以内で、2次会については自粛すること。お店についても10時までには閉店してくださいといった様々な要請があつておりました。ところが新聞等を見ますと、そういったことに対して福岡市の中州のほうでは、やっぱりそういったところのお店については2次会で来るお客さんがほとんどであると、そういったところで、こういった

ことが続くならもう成り立たないというふうなことで要望書が知事のほうに出されたというふうな記事も載っておりました。

そういった中で、うきは市の飲み屋街の皆さん方につきましても一緒に、もう非常に厳しい状況にあると。飲食店等のコロナ感染防止対策に対する助成金の中で、今回、例えば感染防止対策をしたところについては、そういった経費について支援するというふうな話というか、今回、それが出てきておると思います。ただ、やっぱりその金額というのは微々たるものではないかと思えますし、それも自己申告制という形になるのではないかなというふうに思っております。

そういったところで、やっぱり市側として積極的にこういったお店が回復するような施策、それを取るべきではないかなというふうに考えております。今、みやま市の記事ですけど、コロナ対策、飲食店にお墨つきということで、こういった広い、でっかいステッカーとか、こういうのを配るというふうなところがあります。福岡県が実施した感染防止ステッカー、これは果たして効果があるのかというふうなことも検証されております。

私が思うには、例えばこういったところというのは、やっぱり前回ありましたような支援金、給付金10万円とか、こういうのが一番助かるかと思えます。市として、例えば感染防止対策に関する講習会、こういったのを飲食店とかスナック、こういったところに呼びかけをして講習を受けて、そういったところについては一定の支援金として支払っていくとか、こういった直接的な何か支援ができないものかというのが、今回、2点目の質問であります。

自分の感覚でありますけど、飲み屋街が誰もいなくなってひっそりしていると、何か地域の経済も沈み込んだような、そんな気がしております。やっぱり飲み屋街に活気があってお客さんがわいわいおると、何か昼間の元気があるというか、ここの地域は元気がいいんだなというふうな、そんな印象も受けますので、そういったことを含めて、もう一度スナックとか居酒屋とか、こういったところに手厚い支援をできないものかと。そういうことで地域経済を活性化できないものかというふうに思うわけです。これについて市長の回答をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま新型コロナウイルス感染症の今後の対応と地域経済の回復について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が新型コロナウイルス感染症に対し、市は今後どのように対処していくのかという御質問でありました。

うきは市では、7月に9名の感染者が確認されて以降、新たな感染者は出ておりませんでした。今月に入りまして2名の感染者が確認されました。また、県内では現在も毎日、数十名の感染者が確認されており、依然として終息の見通しが立たない状況が続いております。福岡県では新規感染者が7月中旬以降、増加傾向にあることから、8月5日、「福岡コロナ警報」を発動し、

今後の対応について県民や事業者に対し協力要請が行われたところであります。新型コロナウイルス感染症に対する治療薬や予防ワクチンがない現状では、これまで繰り返し申し上げておりますように、まずは感染予防対策の徹底が最も重要となっております。

市といたしましては、「新しい生活様式」に基づく感染防止策の徹底、3密環境を回避する対策の徹底をさらに図っていくことといたします。市内事業者等に対しましても施設設備面における感染防止策の徹底や業種別ガイドラインに則した感染防止策の徹底をお願いしているところでございます。そのための市からの継続的な支援も必要であると考えております。また、8月29日には政府対策本部より、秋以降の季節性インフルエンザ流行期も見据えた新型コロナウイルス感染症の新たな取組方針が示されたところであります。

うきは市では、季節性インフルエンザの予防接種は、例年10月から翌年1月までの間で実施をいたしておりますが、政府の取組方針の中でも指摘されているとおり、今年は新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念をされております。新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの症状の区別がつきにくく、発熱等の病状を訴える方が大幅に増加し、検査や医療の需要が急増することが予想されます。市では、重症化のリスクの高い高齢者に対する季節性インフルエンザの予防接種については、接種にかかる自己負担額を今年度に限り1,000円とし、早目の接種を呼びかけていくこととしております。

今後、新型コロナウイルス感染症と長く向き合っていかなければならない中、感染の再拡大防止、医療提供体制の維持確保及び社会経済活動との両立を図っていくための取組を今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

2点目が、経営困難に落ち込んだ飲食店や旅館業等に対する市独自の第2次支援策についての御質問でありました。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止及び社会経済活動の両立を図るため、国・県・市で様々な支援に取り組んでいるところであります。国においては、事業主等に対する持続化給付金、全国民に対しての特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の給付等を実施しております。県におきましても中小企業緊急支援金、中小企業向け制度融資の充実、医療提供体制の強化等を実施しております。

うきは市としましては、国・県の支援策を補完する市独自の支援策、あるいは国・県の支援に上乗せをすることによる拡充支援策を行っているところであります。これからの追加支援策であります。市内全事業所を対象として業種別ガイドラインを遵守し、事業継続や営業再開に向けて取り組んだ感染防止策に対して、国の緊急事態宣言発出の4月7日以降に支出した感染対策費を対象として1事業者10万円を限度に費用の一部を助成することとし、これに必要な予算約1億円を見込んでおります。支援対象を4月7日まで遡ることにより、さきに行いました

「10万円の中小企業・小規模事業者への緊急支援金」との相乗効果が期待できるものと考えております。そのほかにも第4弾となる新たな支援計画を予定しております。これらに関する予算につきましては、本議会に補正予算として提案をさせていただいております。

今後とも新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続くと思われますので、市内事業所の状況を適宜把握しながら、適切な支援対策を検討していかなければならないと、そのように考えております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 時間がございませんので、早急にここにつきましても最後のお願いをしたいと思います。

今、4月7日以降に感染症対策を行っている中小企業とか事業所に対して10万円を限度として支給する取組ということ、これはやっぱり非常に期待しておるところであります。ただ、この実施の支給の仕方等につきまして、本人からの申請により支給するという、ただやっぱりそういうことだけではなくて、先ほど言いましたように、せっかくするんであれば講習会を実施して、講習を受けた方、そういった方に支給していくとか、やっぱりそういうふうな、あくまで個人任せではなくて市として何か進めていく、その中でそういったことに対する給付金を渡していくというふうな、そういったこと、そういった取組に進めていただきたいなというふうにも思っておりますので、コロナ感染対策については、まだ予算の残額もあります。今後とも十分、市民のためになるような対策をお願いしたいというふうに思います。

時間がございませんので、最後の質問に入りたいと思います。この質問につきましては、そんなに深く突っ込むところではございませんけど、御承知のとおり、国道210号うきはバイパスの歩道と車道間の草切りについてであります。

私が今回これを取り上げたのは、自分がどきっとした経験をしたということで、1か月ほど前になりますけど、側道からバイパスを横断しようとした際にバイクと軽が横から来ておまして、それが草で全く見えなかったと、びくっとしたということで、やっぱりこれは危ないなというふうに感じて質問させていただいております。

この件につきましては、以前にも熊懐議員等がいろいろやっぱりバイパスの草が伸びて危ないということを何度も指摘してきたというふうに感じております。特に山北のセブンイレブンに差しかかる市道からのところ、それから西側のほうのうどんの天水横から来る側道から出るところ、さらにはこの近所で言えば、ゆめマートからの出口部分、こういったところが非常に危険な箇所ではないかなというふうに思っております。それ以外の場所につきましても、やっぱり草が現在、腰の高さ以上に伸びておまして、国道210号バイパスを走ってくる車が確認しづらいという状況でありますので、事故が起きてからばたばたしても始まらないということで、ぜひとも対応

していただきたいというふうに感じておるところであります。

もちろん国道210号うきはバイパスの維持管理は福岡国道事務所の管轄ではあると思いますが、そちらのほうと協議しまして、やっぱりもっと定期的な草刈りを行ってもらいたいと。市のほうから国道事務所のほうへそういった要請を行っていただきたい。もっといいのは、できれば国道事務所のほうで維持管理にいろいろ費用もかかっていると思います。それで市のほうで国のほうから委託を受けて管理をするというふうな方法が持てないものか、その点もぜひとも検討をお願いしたいと思います。市のほうで管理して、市のほうが直接やるのかじゃなくて、例えば自治協議会、そういったところに委託をして地元のところの草が伸びたら刈ってくださいよと、それに掛かる費用は例えばこれだけお上げしますよと、その沿線によって費用案分をしながら、そういった自治協議会としてもお金になりますのでいいのかなという気がしております。そういったことをぜひとも検討していただけないか。最後になりますけど、市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま国道210号うきはバイパスの歩道と車道間の草切りについて御質問いただきました。

夏場になりますと国道210号うきはバイパスの植栽帯等の草が伸び、車で側道から出る際に確認が困難になることが見受けられる状況であります。このことから、道路管理者であります国土交通省福岡国道事務所では、年1回の除草を実施している状況であります。地域からの要望がある場合は道路管理者において現場を確認した上で、道路交通安全上問題がある箇所においては局所的に除草していただいている状況であります。

また、要望に応じまして植栽帯等の張りコンクリートをしたり、防草植栽シートを施工していただいている場所もございます。したがって、このような要望が地域からありましたら、住環境建設課に御相談いただけたらと思います。

また、国から市への除草の委託についてであります。国道の除草は車が頻繁に往来している中での除草作業になることから、事故防止のため、作業の安全を十分確保する必要があり、国道における除草作業について国から市への委託は困難であると、このようにお聞きをしております。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） いよいよ時間も押し迫っております。最後になりますけど、やっぱりどうしても対応が遅れるというのがあるかと思っております。例えば地元のほうから市の住環境建設課のほうに要望に行って、それからまた国に上げて、国が即対応してくれればいいんですけど、それから国は委託業者なり、そういったのを選定して、それからするというふうなことで、やっぱり非常に対応が遅い。それと今、市長が言われましたように、年1回の草切り。道路愛護でも

年2回やっておりますけど、それでもとてもじゃないですけど足りないということで、うちのほうはまた独自に中で1回草切りと。年3回やっても草は伸びてきます。そういったことを考えますと、やっぱり危険箇所に対する対応というのは非常に重要なことだと思いますので、何とか国のほうとも協議して、最低でも年3回ぐらいは草を切るというふうな状況でもつくれるように、今後、協議をお願いしたいというふうに思います。

全線しなくてもやっぱり危険箇所というのは側道から出てくる場所、そこ両サイド三、四十メートルぐらいじゃないですかね。そのくらいだと思いますけど、本当にバイクなんか特に見えません。もう低いバイクなんか来たときとか、びくっとします。そういったことで、事故が起きてからでは遅いと思いますので、ぜひともそういったことを今後、福岡国道事務所のほうとも煮詰めていただきたいというのが最後のお願いとなります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、3番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前11時02分休憩

午前11時14分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

次に、5番、岩淵和明議員の発言を許可します。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 5番、岩淵和明と申します。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず冒頭にお二人の方もおっしゃられましたけれども、新型コロナ関連でいろいろ御奮闘を毎日されている皆様方に感謝を申し上げたいということと、それから改めて今回の台風9号、10号で市の職員の皆様方、あるいは各自治協議会の皆様方、市民の皆様方にいろいろ御苦労だったなということで、改めて職員の方々に感謝を申し上げたいと思います。

そして、改めて一般質問の内容に入らせていただきます。私のほうからは、大きく2点、いずれもコロナ関連ではありますけれども、コロナの感染拡大の中で、今後、行政の進め方等について2点ほど気になる点をお尋ねしたいということと、それから、それを支えるための公衆衛生施策について3点ほどお尋ねをしたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

まず第1点目、引き続き新型コロナウイルス感染が拡大する下で、行政を停滞しないで、どういふふうな形で進めていくのかということとあります。うきは市でも7月、9月、感染確認され

ましたけれども、基本的で継続的な感染予防、そういった策がいよいよ重要であるというふうに思います。市中感染が広がる中で、感染防止策について以下の点について伺いたいと思います。

1点目が、新しい生活様式での会議、研修、講演等の在り方について、どのような開催の在り方を検討されておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2点目が、小・中学校、保育園、学童保育所等における衛生管理マニュアルや保育所感染防止ガイドライン等が出ておりますけれども、長時間、やはり密集になるということから、感染防止策をどのようにお考えなのか、お尋ねをしたい。

以上、2点お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルスの下での行政の進め方について、感染防止策について大きく2点の御質問をいただきました。1点目と2点目のうち、保育園、学童保育所については私から答弁し、2点目の小学校の感染防止策については、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目の「新しい生活様式」での会議、研修、講演等の在り方についての御質問であります。基本的には国・県が示す「催物の開催制限等」を参照するとともに、会議、研修、講演等、個別の重要性や緊急性を各所管で検討の上、極力3密を回避して感染防止対策を講じることを前提に実施をしているところでございます。

「催物の開催制限等」につきましては、政府は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を全面解除した令和2年5月25日、イベントや展示会等の開催制限の段階的緩和の目安を発表しました。基本的な考え方としましては、屋内では収容定員の半分程度以内、屋外は人との距離をできるだけ2メートル確保した上で人数の上限を、6月19日からは1,000人、7月10日からは5,000人に引上げ、8月1日をめどにイベントの人数上限を解除するというものであります。

しかし、全国で新型コロナウイルス感染者の増加傾向が見られたことから、政府は5,000人の人数上限を一旦8月まで延長した後、8月24日には9月末まで再延長することを決定しております。福岡県につきましても国と同様の対応を取ってきたところでございます。

また、開催に当たっての留意事項として、感染リスクへの対応が整わない場合は中止または延期などの対応を行うこと、あるいは人数の管理が困難な行事のうち、全国的または広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含め慎重に検討することが示されております。

これを踏まえて、本市においては現在、不特定多数の参加が見込まれる講演会等の行事は控えるなど、予約制にして参加者の把握をするなどの対応を取っているところであります。また、臨

時交付金を活用するなどして、サーモグラフィーや非接触型体温計の購入を進めていますので、必要に応じて入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する取組も進めております。

そのほか、一例でございますが、8月18日に実施しましたハラスメント研修においては、研修会場には管理職のみを入れて、その他の職員にはウェブセミナー形式で配信することで自席のパソコンを通してセミナーに参加してもらう取組も行っております。職員採用試験においては、昨年度は、るり色ふるさと館で説明会を行いました。今年度はこれを中止する代わりにウェブで開催し、チャットを使ってリアルタイムに質疑応答を行う取組なども実施しております。

今後とも様々な工夫を凝らし、徹底した感染防止対策を取り入れながら適切な行政運営や市民サービスが実施できるよう取り組んでまいります。

2点目のうち、保育園、学童保育所における長時間密集による感染防止策についての御質問でございますが、保育園、学童保育所については、3月から5月にかけて小・中学校の臨時休校期間中も含めて、保護者に対して自宅での保育の協力をお願いをした上で開所し、6月からは「新しい生活様式」を取り入れての通常保育を実施しているところでございます。その間、保育園につきましては、厚生労働省の「保育所感染防止ガイドライン」、全国保育園保健師看護師連絡会の「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック」及び日本小児感染症学会の保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引きに沿って感染症対策を行い、学童保育所については文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って感染症対策を行っているところでございます。

議員御指摘の感染防止対策の中の長時間の密集防止対策でございますが、保育所については園児が向かい合わせにならないように距離を取って、机を学校のように同じ方向に向けたり、遊びで園児が密にならないようにクラスを分けて行うこととしてしています。さらに屋外遊びを多く取り入れるなど工夫をしているところでございます。プール遊びについても園児を少人数に分けて時間を区切りながら、密にならないようにしております。

学童についても、児童と児童の距離が取れるように支援員が常に児童に対して声を掛けたり、屋外遊びを取り入れたりしながら、密にならないように努めているところでございます。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小・中学校における長時間密集による感染防止策についての御質問でございますが、市内小・中学校におきましては、3月から5月にかけて新型コロナウイルス感染防止対策のため臨時休校し、6月より学校の再開を行いました。その折にも文部科学省から出されている「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って感染対策を施した上で再開したところであります。現在、同マニュアルが8月6日付で見直されて

おりますので、その内容に沿いながら学校における感染防止対策を行っております。

議員御指摘の感染防止対策の中の長時間の密集防止対策でございますが、さきの厚生文教常任委員会での学校訪問でも御説明しましたように、学校内で手洗い時や給食受取時に距離が取れるよう廊下にテープでマーキングしておりますし、給食時、小学校では全員前を向いて、中学校では対面ではありますが、つい立てを立てて食事をいたしております。教室について、クラスの児童・生徒数によって密になっている状況もありますが、マニュアルではレベル1の地域は「1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取る」とされており、各学校において最大限の間隔を取るよう努めておりますし、休み時間ごとの換気を行い、感染防止策を講じているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） お伺いしましたけれど、まず会議や研修、講演会の在り方等についてでありますけれども、現在でもホームページ上にも11月までのスケジュールで計画を中止しているのもあるし、うきは祭りのように新しいアイデアによる募集もかけているというようなことだろうと。そういう意味では、ある意味で試行錯誤しながら、どう継続できるか検討されているところだろうというふうに思っています。

今、7月に初めて感染したときに、市長のほうは7月21日付だったと思うんですけど、市民の皆さんに配布した、「新しい生活様式」の実践例ということで、これで書いてあって、1つだけ指摘しておきますけど、これは答えなくていいんですけど、これは最新版なんです。今、ホームページ上に載ってるのはちょっと前のやつで載ってますので、後で点検しておいてください。コロナのところ載ってるところが違う、ここが幾つか欄が違ってきてますので、更新されてます。

それで言いたかったことは、この一番下に、注意してみないと分からないんですけど、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成中ということで、さっき市長が答弁の中でおっしゃってる、今度新しく9月の議会でも予定されてる感染防止策、それぞれのうきは市内で事業を行っている方への感染防止策の前提としてなるやつがあって、それが業種別ガイドラインだろうと思うんです。先ほど3番の野鶴議員が言った、飲み屋の、この中に載ってて、詳細はちょっと私も全部は見てきてないんです。ただ、それが作られつつある、これが実を言うと8月26日時点なんで、つい最近の話で、ただ少し分からないところがあるのは、例えば日本フィットネスクラブ、アリーナの再開に向けてこういうガイドラインもあるんだよというのはあるんですけど、ただ、ここには載ってないんです。

それから、もう一つ、学校のことで言えば、学校は、さっき言ったように衛生管理マニュアルというのがあるんですけども、実は学校の図書館は図書館で、また別にマニュアルがあるんです。

それは図書館のマニュアルとは違って、学校図書館のマニュアルというのがあるんです。そういうのがありますので、十分にそこを読み込まないと理解しにくい。

これを確認しながら思ったのは、例えば第2次補正の中で、図書館で本を殺菌するというところで、紫外線を当てる装置があったんだけど、確かに有効性は実を言うと確認されてなくて、推奨していないんです。要するに国が推奨することはほとんどあまりないんですけど、ただその辺のところの予算措置の問題だとか、あとは学童保育なんかで空気清浄機を導入してますけども、あれは、ほこりは取れるんですけど、コロナウイルスには効かないだろうと思うんです。当然そうです、ウイルスと菌は違いますからね。なので、そういう観点からも、実を言うとマニュアルというのもきちんと確認して作業を進めない駄目だということだと思うんです。だから、そういった注意点を必要とすると思うんです。

さっき言った、話が戻りますけども、11月までに開催計画が出されておりますけれども、相変わらず規模の縮小や制限等が続いている。さっき市長は国・県が示したものをベースにしているということでありまして、例えば換気のための、このマニュアルの中で文化会館みたいな講演会が行われるときには、開放する窓がなかったりするわけじゃないですか。だけど空気を送る、何だ、扇風機じゃなくて、言葉を忘れたんですけど、そういった機具を使いなさいとか何とか書いてあるんです。そういったことへの予算配分も含めて検討していかないといけないだろうと。

そういう点が、実を言うと今回の第3次のところでも国の補正予算を受けてやってるんですけど、だんだん残り金額が少なくなってきた。一千数百万円ぐらいしか残らなくなってきたという実態の中で、どれを優先していくかというところが、私が実はずっと気にしているところなんです。そういった、無駄とは言いませんけども、科学的見地がないままにやったりしたりすることも含めてあったりするんだろうと思うんですけど、その辺のところを少し見直してほしいなど。要は会場の条件によってそういったふうに左右されるので、そういったときに換気のための工事や機材、それから、会場それぞれの人数制限、半分って先ほど言いましたよね——ということですけども、舞台の仕切りだとか、あるいは客席だとかというのが半分になるわけです。興行数が、そういう意味でいうと成績が半分になるわけで、採算が非常に難しい。それに対して、じゃあどう補充するかと、補償するかとかいったところも含めてあるんだろうと思うんです。

そういった主催者側の問題ではなくて、感染症という、国の法律に基づいて国民をその感染症から守っていくという立場からすると、自己責任ではない、主催者の責任ではないということきちんと明確にした上で、きちんと見通しを持って伝えていく、そして相談をしていく。11月にいつも文化会館で行われる発表会だとかあるわけじゃないですか。せっかく1年間、今年ちょっと訓練する時間がなかったのかもしれませんが、そういったのを健康のためも含

めて活動されてる皆さんの成果をどう発揮していくかといったことが、やっぱり市民にとっては大事な点ではないかなというふうに思うんです。確かに縮小するけれども、自分たちにとって今、コロナ禍の中で日常というのはこういう形で取り戻してるんだよという、生き方の問題とも関連してくると思うので、ぜひ行政としてそういったところを発信するというのが大事ではないかなというふうに思っています。その辺のところ、もう1回お答えいただければありがたいなというふうに思うんですが。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 市の会議とか研修、講演会というのは、先ほど市長が申し上げたとおりでございまして、やはりそれぞれ個々の重要性、緊急性、そしてそれに代わる代替性を含めて、今、検討させていただいて、できるだけ市民サービスの減少にならないように、市の活性化の衰退にならないようにというような視点でやっていってるつもりでございまして。

議員から質問がありました、ちょっと私が意味を捉え違えてるかもしれませんが、なかなか民間が行う事業については、やっぱり主催者側の責任でやっていただく部分は必要なのかなというふうに思います。ただ、それに伴う施設の設備であるとかというのは、それぞれやっぱり今後とも新型コロナウイルス対策というのは必要になってくる部分ですので、議員おっしゃいますように残り少ない交付金の予算ですが、何を優先するかということと十分検討しながら施設面の改修等についても進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 確かにやれる範囲は少ないと思いますけども、1つだけ言えるのは、日本というのは文化に対する補償が非常に低い、文化芸術に関してですね。よく新聞紙上でも言われるように、フランスとかドイツでは、文化公演とか、そういったことに対する補助金はすぐに入ってくる。よくテレビ、マスコミ等でも出されている話です。ところが、日本は本当に個人責任。だから、それを生活のなりわいとしている人にとって非常に苦しい。しかも——定額給付金はいいいですね、持続化給付金のときなんかフリーランスに対しての処遇が非常に厳しいという状況なんです。そういった、さっきほかの方での質問の中でも、国や県の施策との関係で、それを補足したり、追加したりという関係も含めて、全てがうきは市に問題があるというふうなことではないですよ。そういった視点も実を言うと必要になってくるのではないかと。

さっきコロナ禍の中で市民がどう生きるか、健康的に生きるかという意味も含めて、外に出ていかなくなってきているわけなので、そういう意味で日常の活動をどう取り戻すかということが検討されなければならないと私は思っているんです。危ない危ないと言ってるだけではない、ち

やんと感染防止策をやるということが行政にとっては大事なことだと。これは今回のコロナウイルスだけじゃなくて、新型インフルエンザの行動計画というのがあったと思うんです、平成27年につくったやつ。あれは罹患率が2割、3割のレベルだったわけですけども、今回の新型コロナウイルスは1%に満たないレベルだろうと。罹患率としては五、六%ぐらいあるのかもしれませんが。そういったところを前提にすれば、そういったのも、今言った行動計画なんかも含めてきちんとつくっていくべきだというふうに思ってます、対策会議もあるわけですので。そういうことで、改めて思います。

それで、さっき言ったように、ガイドラインですけど、これはだからそれぞれの業種によって示したことはあるんですか。その中で相談に乗って中止を決めているかどうかというところは、その辺はどうなんですか、今まで開催してるやつは。開催予定だったものを中止している中身は。その辺をお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御案内だと思うんですが、業種別ガイドラインがたしか159あるかと思います。先月頭、福岡コロナ警報が出て以降、我々の取組、ちょうど8月臨時議会が終わった後のコロナの取組の大きな柱として、この業種別ガイドラインを市内の事業者の皆さん方に徹底しようということで、組織を挙げて、うきはブランド推進課、あるいは保健課、あるいは福祉事務所が手分けして、直接、事業者にそういうお願いをしております。

そんな中から今本議会で補正予算提案させていただいてるのは、ガイドラインを守ってください、お願いしますだけでは、なかなかやっぱり我々もインセンティブとして弱いもので、さらにガイドラインを守って、いろいろ感染防止対策を整えるところについては1事業所当たり10万円を限度に支給しようということで、ぜひともこのガイドラインの遵守というのを大きな柱にさせていただいております。

やはり感染防止対策と社会経済活動の両立を図るという視点でなかなか難しいところもあるんですが、はっきりしてることは、社会経済活動のレベルを上げるためには、やはり感染防止を一定程度図っていかないと、なかなかこっちにつながらないということでもありますので、議員御指摘のようにガイドラインの徹底というのは大きな柱としてやっているところでございます。

そういう中で、うきは市が主催するいろんな行事、イベント等については、先ほど答弁させていただいたとおりであります、市内の各団体の方が主催するような催し物については、かなり市のほうに相談も上がってますので、市としては先ほどの答弁の内容に沿ったところで、こういうふうになさったらどうですかというアドバイスはさせていただいているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて、いろんな団体があります。非営利の団体に対しての相談

及びいろんな感染防止策に対する援助、これはぜひお願いをしたいというふうに思っておりますので、引き続きお願いをしたいと。

次に、学校、保育園等についてですけれども、先ほど学校の点については衛生管理マニュアルを守ってますということですが、保育園も学童保育もマニュアルの研修会というのはやったことあるんですか。学校も含めてですけれども。お尋ねします。研修会。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） この後、福祉事務所長、そして学校教育課長にそれぞれ答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所の末次でございます。

新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインの研修会についての御質問でございますけれども、これまでに保育所と学童につきましては、研修会は実施できていない状況でございます。今度、9月補正でお願いしておりますけれども、今後、大変研修会は必要でございますので、9月補正でお願いするところで計画をしているところでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 市内小・中学校につきましては、先ほど教育長のほうから答弁いたしましたように、文部科学省のほうから送付をされております衛生管理マニュアルに沿って、具体的な学校におけるコロナ対策については指導しているところでございます。

先ほどの答弁の中で、8月3日付の衛生マニュアルと申し上げました。その後の答弁書作成後に9月3日に再度また改定をされております。したがって、この間、改定されるごとに最新の情報、学校における取り扱いということで、これについては学校のほうに送付をしております。ただし、御指摘の研修等については行っていないところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） そこで確かにマニュアルというのは常にずっと更新されて、前よりは頻度は少なくなってきましたけれど、やっとなんか落ち着いたもので、主要なポイントについては認識が一致できるように、例えばそこで学校のところでちょっとお尋ねしたいんですけど、学校の今の行動基準というもののレベルって、たしか書いてあったと思うんです。1、2、3ってあると思うんです。これは多分、専門家会議等で出されたときの緊急事態宣言を解除するに当たった前提基準みたいなものになってると思うんですけども、今、うきは市ってどのレベルなんですか、学校の位置づけは。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） レベル3からレベル1までございまして、いわゆる感染が蔓延

している地域、それから、そうではない地域ということで、地域の状況によってレベル1、2、3について判断するべきものというふうにされているところでございます。

県のほうにも確認をいたしましたけれども、この具体的な判断については、それぞれの自治体で、いわゆる保健部局と協議をしながら、どのレベルに該当しているかの判断については自治体判断で行うことというふうな回答を得ているところでございます。（「それで何番目なんですか」と呼ぶ者あり）

それで当市の場合は、一部感染者が発症いたしましたけれども、感染経路が解明できていること、それから感染が蔓延をしている地域ではないということから、レベル1というふうと考えているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて福岡県の先週までのレベルで言うと、陽性者数が4,782——これはホームページにも載ってますけども、そのうち再陽性者というのが15人いるんです。PCR検査数は10万6,000件、陽性率4.5、経路不明者は50.4という累計数字ですけど、最近の1週間ベースですと30%という状況です。

うきは市で発生した内容について、経路は公表されてますか。あるいは承知してらっしゃるか。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 県が発表した公表内容以外については、市のほうでは把握はいたしておりません。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということで、さっき学校のレベルを判断するに当たっても、実を言うと、そういったエビデンス——証拠、論証というのが必要になってくるんです。そういう意味では、さっきちょっと言いましたけども、新型インフルエンザ行動計画というのがあるわけですね。そこにも県と、あるいは保健所との関係で、そういった関係のところも親密に連絡するというふうに、協議をするというふうになっているんです。なっていなかったら、ちゃんと保健所や県に対して要請していく。でないと対策も打てないでしょう。そこがやっぱり大事だと思う。そういった一つ一つを積み重ねていくことが感染症のルート、あるいは広がりを抑え込む1つの当然手法になるわけです。そこをやっぱり、別に公表しろって言ってるんじゃないですよ、それを行政が把握することが大事ですよということです。それに対して対策を打っていくことだと思っんです。

それで小学校をこの前、見させていただいて、やっぱりうきは市は1年生、2年生については

少人数学級を取り入れてきました。とはいっても、少人数学級の概念の捉え方がいろいろ様々ですけれども、いずれにしても35人以下ということになってると思うんです。ちょっと教育長にお尋ねですけど、うきは市って、今のコロナ関係のところも含めて、マニュアルのところもありますけど、非常に厳しい教室もあります。そういった現状をどう捉えているか、あるいはこれから秋に向かって感染拡大の可能性はある、あるいは改めて基準レベルで言えば、2とか3とかってなった場合、特に3になった場合に、教室を分割していくとかという方針もマニュアルとして示されているわけです。その対策に向けた方針は、何か御検討されてるかどうか確認します。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず大きなところでは、現在、いわゆるオンライン学習、これは極端なことを言いますと、学校が臨時休校せざるを得ないようなケースも考えられます。また、そのオンライン学習をうきは市の場合は今、オンデマンド方式というのを準備しようとしております。オンデマンド方式というのは、子供のニーズに応じて学習提供ができるというやり方でありまして、この件は、さきの議会で江藤議員のほうから途中経過を報告してくれと言われておりますので、年内の適時な全協あたりで報告をさせていただこうと思っております。

それから、もし今後、どうなるかということにつきましては、他市町村の例を見ますと、分散登校であるとか、学級の分割であるとか、そういうことも想定していかなくちゃいけないと思っておりますが、現在ほとんどの市町村における児童・生徒から発症した場合の臨時休校期間が1日から3日程度という運用がなされております。そういったことも視野に入れながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 正直なところを言うと、できれば学校の教室の余裕度も含めてですけど、ないというのも改めて確認できておりますので、すぐにはなかなか難しいと思っておりますけど、うきは市独自に、前回、市長が答弁した中で、ガイドラインというか、新しい生活様式そのものは都会的な発想だということで6月議会で答弁されてるんです。農村地域、要するに中山間地、田園地域というんですか、そういったうきは市において少人数学級とか、こういうコロナ禍の中で教育をどういうふうにしていくかということが、逆にほかの都会から見ると1つの憧れ——憧れとは言わないな、安心できる材料になる。そういった教育の方針のつくり方もあるのではないかなというふうに思うんです。確かにテレワークに対する考え方も当然あるわけですけども、学校教育に対する認知度も、実を言うとやっぱり要望度というか、そういったのも高まってきたのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思ってます。

そうすると新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言というのが地方三団体共同で7月

2日に出されています。当然、少人数編成における教員の確保ということも必要になってくるわけで、ぜひとも引き続き県・国に対する行動要請を、我々も意見として出していきますけれども、皆さんのところも自前の予算の拡大ということも含めて、検討をぜひいただきたいというふうに思ってます。これは要望であります。

そこで次に、保育所、学童保育についてですけれども、要は、ここは感染に対するリスクが非常に高いエリアだというふうに思ってます。全職員が感染予防のために主な感染症の潜伏期間や症状、予防方法などについて知っておかなければならないという大事なところだと。さっき研修、これからということになるだろうと思うんですけど、ぜひ積極的にやってほしい。特に乳幼児の子供の特性や、一人一人の子供の特性に則した対応が必要になってくるということで、ぜひお願いをしたいというふうに。専門医、医療機関及び行政も当然ですけれども、感染対策を推進してほしいというふうに思ってます。これについては、また予算のところでも伺いたいと思います。

それから最後に、保育士と学童保育の、ちょっと違う話になるかもしれないですけど、賃金について一言申し上げたいと思います。

保育士は全国的に8万円から10万円ぐらい低いというふうに言われています。それから、学童保育の支援員については、県が決める最低賃金を算定基礎にしているというのが現状です。今年についていえば、7月22日の中央審議会では引上げ案を示さなかったと。8月3日に福岡県の審議会が、今年の841円から1円上げて842円とするというふうに答申がなされています。

先ほど言いましたように、新型コロナウイルス感染が拡大する中で、このようなソーシャルワーカーとして改めて私たちは認識することになったわけです。そういう意味で社会的に非常に不条理ではないかなというふうに私は思います。そういう意味で保育士、支援員に今求められているのは何かというと、保育の質なんです、どっちも。学童保育も保育園もそうなんです。指針案出てます。

そういったのを事業として実施するのは、各自治体、うきは市であります。新型コロナ感染が拡大、危惧される中で、保育というか、預けるという信頼で成り立つ事業が、活動が取り組みにくい状況になってきている。財政支援はもとよりですけども、新しい生活様式に対応できるよう施設整備、これは定員のかけ方も学校なんかは2メートルというふうに言ってるわけです。学童保育は平米数で1.65というふうになってますけども、多分定員を見直そうと、2メートル間隔をあけて人数を制限していくとすれば、定員は8割落ちるんだろうと思うんです、今の持っている定員よりも。83%ぐらいだろうと思います。保育園もそうなんです。そういう意味で、そういう在り方も1つ検討していきながら、本当の感染が第3波として出てくるかどうか分からないんですけど、それにきちんと対応していく、家庭の保育に自粛要請するという事だけではなくて、それも大事だとは思いますが、やっぱり社会的なソーシャルワーカーの役割を認めて

るわけなので、そういったところをやっぱり重点に今後も検討してほしいというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

時間がないので、次の質問に移ります。公衆衛生予防策についてお尋ねをしたいと思います。秋以降の感染拡大が懸念される中で、市民の感染リスクを低減するような施策についてお尋ねをしたいと思います。

1点目が、厚生労働省が作られてるリーフレット、子供の予防接種と乳幼児健診についてですけども、呼びかけを行っていて、うきは市の実施状況をお尋ねしたいと思います。

2点目は、高齢者、子供を対象とした季節性インフルエンザ任意予防接種について、期間の延長や補助額引上げによる接種率向上の施策を求めるが、所見をお尋ねいたします。

それから3点目は、浮羽医師会、市内病院を初め、社会福祉施設事業所（介護、保育、学童、障がい者施設）の従事者、学校、幼稚園、教職員などの抗原またはPCR検査が行政検査——これは公費検査という意味ですけど、公費検査として定期的に行えるよう求めるが、所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、公衆衛生予防施策について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、市の令和2年度の乳幼児健診及び予防接種の実施状況についてお尋ねをいただいています。

乳幼児健診や予防接種は、子供の健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくことが重要となります。うきは市では、乳幼児健診の案内の際に厚生労働省が作成した、議員が指摘しておりますリーフレットを同封し、適正な予防接種の実施と乳幼児健診の受診を呼びかけてまいりました。結果、対象者のほとんどの方が時期が遅れることなく受診をいただいております。

緊急事態宣言中の乳幼児の4か月、7か月、10か月、12か月健診につきましては、現行の実施方法である集団健診に代わり、市内の小児科医院での個別健診に変更し、適正な実施時期から遅れることなく受診いただくことができております。1歳6か月及び3歳児健診については、歯科健診などを併せて実施する必要があることから、個別健診の方法を取ることが難しいため、母子保健法で定められた受診可能な時期まで延期をし、感染防止対策に十分配慮した上で集団方針の方法で実施をいたしました。

なお、6月下旬からは4か月、7か月、10か月、12か月健診についても集団健診を再開しておりますが、受付時間の分散、検温などの体調確認、アルコール消毒液の設置、換気、健診時間の短縮、スタッフのマスク、フェイスシールドの着用など、感染予防対策を徹底し、実施をし

ているところでございます。

2点目の今期の季節性インフルエンザ予防接種への市の対応についての御質問であります。先ほどの野鶴議員の一般質問の中でも申し上げましたが、今年の冬季は季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行するおそれがあります。まずは、予防ワクチンのある季節性インフルエンザへの対応が大切になってくると考えております。

市では、予防接種法に基づく定期接種として実施している65歳以上の高齢者に対する予防接種につきまして、これまで自己負担額1,620円で実施をしておりましたが、高齢者への早期接種及び接種率の向上を図るため、今年度に限り自己負担額を1,000円に減額して実施することとしております。接種期間につきましては、例年どおり10月から1月末までの4か月間を予定しており、早い時期に接種していただきたいとの観点から、期間の延長については現時点では予定をしておりません。

乳幼児、児童・生徒に対する予防接種につきましては、高齢者とは異なり、任意接種の取扱いとなりますが、市では接種率の向上を図るため、平成27年度より市独自の助成を開始し、その後、助成額と対象者を拡充してまいりました。現在では生後6か月から就学前までが1回当たり3,000円、小学生から中学生までが1回当たり2,000円の助成を行っており、年々、接種率も上がってきております。他の自治体と比べましても充実した助成内容ではないかと考えているところでありますが、今年はさらに多くの方に接種いただくよう周知を行ってまいりたいと考えております。

3点目が、市内の社会福祉施設等に勤務する職員等へのPCR検査等の実施についての御質問であります。新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、厚生労働省が発出した「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」等により、行政検査を実施する医療機関や対象者等について示されており、この通知等に基づき県及び保健所が実施しているところであります。

御質問のように、社会福祉施設等の従事者、職員に対しPCR検査や抗原検査を行政検査として定期的実施することは、現段階では厚生労働省通達には明記されておりません。また、PCR検査や抗原検査を実施する場合、症状がなく、濃厚接触者でもなければ、自由診療扱いで全額自己負担となります。この自己負担分を市が助成することにつきましては、現段階では考えておりません。

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止に関し、社会福祉施設等用チェックリストを作成し、市内介護保険事務所73施設に対し、現状や課題、要望などの聞き取り調査を行ったところであります。その中で各事業所で行っている感染防止対策が正しいかどうか不安があるという声が上がってまいりました。この声を受け、市では希望する介護保険事業所や障害者施設に対し、感染

症の専門家である感染管理認定看護師による現地確認、指導を行えるよう、現在、検討を進めております。市の支援により施設職員の皆様の感染リスクの不安が少しでも払拭できればと考えているところでございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 公衆衛生関係について、1点目の幼児、乳幼児のところですけども、ある程度安心しました。なかなか受け止め方、いろいろあるだろうと思いますし、予防接種自体にいろいろ考え方もある中で、こういった関係が遂行されてるという点は改めて了解しました。

それから、2点目の季節性インフルエンザに対処する件についてでありますけれども、65歳以上の1,620円を1,000円ということでありますけれども、子供については、基準は見直さないということになりますね。実は助成額が決められているので、自己負担額が幾らかということになると思うんです。そうすると就学前までのところは、負担金は550円ぐらいで終わるんですけども、12歳までは自己負担が1,100円するんです。中学校3年生も同じなんです、1,100円負担するんです、1回で。これは間違いないですか。ちょっと確認だけしときます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 市内の各医療機関が設定されておられるインフルエンザの接種料金については公開はされておりませんが、年長児までの3,000円の補助では、恐らく全ての医療機関無料で、自己負担なしで受けられると思っております。ただし、今おっしゃったように、小学生2,000円の助成ですと自己負担が生じると思いますけれども、それについても恐らく高くても1,000円ぐらいの自己負担でというふうに私のほうは思っておりました。医療機関によっては1,000円とか、低料金で受けられる医療機関もございますので、そういったところで受けられる方については、自己負担はゼロということになろうかと思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、ちょっと私もそこまでは詳しくは分かりませんが、予防接種のところは、それぞれたくさん種類があって、それぞれ病院が薬価が違うということになるんですか。そういう実態があるという。だから、高齢者みたいに幾らで受けられるという、そういう決め方ができる薬と、就学前——6歳以下と小学生、中学生のところは受けられる注射の中身が違う、薬価が違うということですか。確認します。（発言する者あり）中身が違うのか。いや、それで、その値段が違う。中身も値段も違うということなのか。さっきおっしゃったのは、病院に違うって言ったから。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長から答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 確かにワクチンの種類によっては単価も違うとは思いますが、各医療機関によってワクチンの使い方、1つのワクチンというか、容器で複数名接種できる場合がありますので、例えば同じ日、同じ時間帯にワクチンを有効に使えるように複数の方が同時に病院のほうに来院されれば、そこで無駄なくワクチンが使えるので、ワクチンの単価が少し安く上がるということで、そういう値段の設定だと思いますので、病院によっては3,000円から、高いところは4,000円、1人当たりがですね、成人の場合。そういった料金の違いがございますので、ワクチン自体の単価も違うとは思いますが、そういった各医療機関での対応の仕方によって接種料金に差が出てくるものと思っております。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 私が小学生、中学生の2,000円補助の件で1,000円を超えて1,100円ぐらにかかっているのではないかというのは、うきは市内にある医院の昨年10月16日付のホームページから拾ったものであります。ですので、ぜひその辺のところは確認して、そのことによって行う施策が変わってくるはずだと思います。ということがあると思いますので、ぜひその辺は検証をしていただきたいと思いますというふうに思います。

いずれにしても課題はいろいろあると思いますが、1つずつ、コロナについては感染がないことは大事ですが、感染とともにどう持続的な社会をつくっていくかといったところで、皆さんいろいろ検討を重ねていただきたいと思いますというふうに思いますので、重ねて今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（中野 義信君） これで、5番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩とします。午後1時30分より再開します。

午後0時15分休憩

午後1時27分再開

○議長（中野 義信君） 再開をいたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、9番、上野恭子議員の発言を許可します。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） それでは、9番、上野恭子です。議長の許可をいただきましたの

で、ただいまから質問に入ります。

今回は高木市長が3期目、立候補の際に非常に力強く掲げておりました人口減少に歯止めをと
いう、このことについて道のりをつけておかななくてはならないと言われたことがとても印象に残
っております。そのことについて質問、提案をさせていただきます。

1つ目、人口を維持、増加していくための取組について、1から5までです。2、災害や感染
症について、3、学校教育について、このことについて質問をいたします。

それでは、1番、人口を維持、増加していくための取組についてです。

1、以前から質問してきました経緯がある、広くて子供たちが走り回れるような子育て支援公
園の設置ができないか。希望者も多いと思うがどうかという質問です。

以前、怡土市長のときからもう3回、4回、質問をいたしております子育て支援公園、これも
出生率増、人口増につながる大変重要な事業だと考えております。親も子も伸び伸びと育て、育
てられることを望んでおります。女性が生き生きしている市は、活気があり、家庭も町も活気あ
ふれる元気な市と思っております。子供を伸び伸びと育てやすい、同じ環境の方との出会いもあ
り、子育て悩みを交換し合いながら少しずつでも不安を取り除きながら育児をしていける、こん
な年代の方との出会いの場、また子育て情報交換の1つの場でもございます。楽しく伸び伸び子
育てすることで、2人目、3人目の可能性もあると思っております。

直接道路に面していなくて、広くて走り回れる、さみしくないところが条件でございます。町
なかの日当たりのいい、適度な日陰をつくりながら、緑があればいい。遊具はそんなになくても、
広くて走り回れる公園であれば上等だと思います。遊具が要るとすれば、数年かけて設置すれば
よいと思っております。雨にぬれても強い椅子、テーブルは少し欲しいなと思っておりますが、このよ
うな人と人をつなぐ、生活に身近な公園は核家族の若者家庭においては特に必要と思っております
し、子育てには大変重要と思っております。どう考えているか、何回目かの質問でありますので、
短く、2回目があるかどうか分かりませんが、1は終わります。

それから、2つ目、ふるさと愛を育む教育が大切なことだと思っておりますが、地域を知る学
習の機会についてはどう考えているのか、質問です。

ふるさと愛を育む教育は、ふるさとを振り返ることを思いますし、離れずに居続けることも、
また離れてもふるさとを振り返ることができます。また、ふるさとに戻る機会があれば、1人戻
るではなく家族を連れて帰ってくるということにもつながってまいります。ふるさとを知るとい
うこと、このことはとても大事なことだと思っておりますが、私の近所にも多くの新居が定住人
口として家を建てておられますが、ほとんどの方がうきは市出身、奥様が大概うきは市出身で
ございます。やはり自分の育ったうきは市に信頼を持てる、この環境で育てたいという思いで戻っ
てこられてあるのだと思います。

そこで、学校教育や自治会、また子供会等で、住んでいる地域のことを大切に伝えていかなければならないと思いますが、どのように思われるでしょうか。

また、3つ目、地域の活性化には女性の柔軟な考えや大胆なアイデアを取り入れることも必要であると思いますが、男女共同参画講座において輝く女性のための継続した講座の開設をお願いしたいと思っております。また、女性が魅力を感じるためのまちづくりについては、どのように取り組んでいるのか、どのように考えるのか、お尋ねをしたいと思います。

自分を磨く講座としては市民大学講座があり、私たちは恵まれておりますが、福岡のほうにふるさと大使であります宝塚出身の穂高ゆうさん等もいらっしゃいます。ああいう方を、ふるさと大使でありますので、活用させていただき、歩き方、笑顔のつくり方、姿勢、振る舞い方などの指導を男女共同参画の中の講座に入れ込み、考えていただきたいと思うわけです。

以前は中町中央に生活市場があり、中心的存在でよくみんなが立ち寄られたものでしたが、歩きながら、楽しみながら、いい場所だった記憶がとともあります。女性が魅力を感じるまちづくりは非常に大切と思っておりますが、どう考えられるでしょうか。男女共同参画講座においては、先ほど言いました穂高ゆう様の活用、このことは非常に希望するものであります。女性が生き生きとするということは——家庭でも同じですが、市に活気がつくということです。また、子供たちも元気になるということです。どうぞよろしく願いをいたします。

それから、4つ目、近年、ワーク・ライフ・バランスの高まりにより、企業等が従業員の意欲や満足度を向上させるために成果に応じた報奨制度の充実が図られております。これらの運用はアウトソーシングされることも多いのですが、このような企業の取組にターゲットを絞り、市の自然環境を生かした森林セラピーやテロワールフルーツ狩りなどを強力にアピールすることが関係人口の増加にもつながるのではないかと考えております。コロナ禍の中ですが、この機会、海外旅行はアウトですので、こういう機会にチャンスだと思っております。

女性キャリア人の企業や事務所において、頑張ったビジネスメンバーに過去10年、20年前よりか報奨として海外旅行の御招待や御優待がしっかりとあっておりました。現在はコロナ禍で社会状況においてはとても無理であります。この機会に季節に合ったテロワールフルーツ狩りやスイーツの食べ歩き、力強くSNSやパンフレットによるアピールを、旅行会社訪問とか、商工会訪問とか、いろんな形で紹介し、この機会にうきはのテロワールフルーツをしっかりとアピールしたらどうかということでございます。国内で楽しむことのアピールを、いい機会ですからぜひ頑張ってもらいたいと思うわけです。

今までの海外旅行を国内の近隣市町村で楽しみに代えるという、そのことも1つの人口増、流動人口の対策だと思っております。農業者の方の安定的な高収入にもつながりますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。従来、海外旅行はやはりゴージャスにベルサイユ宮

殿とか、オーストラリア、ハワイ、ディズニーランド、こういうところをしっかりと御優待、御招待で行っておられたところもあります。

そういうことですので、果物のない近隣の市、佐賀県とか、佐賀市、鳥栖、それから、ああいところ、近くで割と皆さん、ブドウではなくて柿など喜ばれるんです。本当は私も毎年、佐賀のほうから来られますので、ある柿を作っている方のところにお連れしますと、柔らかい柿も大切に持って帰るほどあります。うきは市の方は見飽きていると思いますが、ないところの方は非常に喜びますので、そういうところを目がけて頑張っていったら非常にいい流動人口につながると思います。

それから、5つ目、近年、自然環境での癒やしを求めて、レジャー、キャンプの人气が高まっております。小学校跡地や運動場等の一部に丸太づくりの小型ワンルームログハウスを建て、セカンドハウスとして販売してはどうか。丸太利用や関係人口の拡大につながるのではないかとという提案でございます。

自然環境のよいところで坪単価が安いところが適当だと思っております。土地はおよそ1軒につき25坪から30坪程度で、うきはは木材が豊富ですので、丸太づくりをぜひお願いしたいと思っておりますが、ワンルームは1部屋、3坪から4坪程度でいいのではなかろうかと思っております。建てて、いろんな周りの整備もありますので、250万円から350万円ぐらいで販売して、考え方としてはリゾートマンションの考え方でございます。

関係人口につながるのではないかとという提案でございます。廃校利用であれば、校舎をコテージ、ロッジとして利用し、食事やカフェの提供もよいのではないかと。また一方、一部レストラン、オフィスもよいのではないかと思っております。自然が豊富で坪単価が安い土地を利用し、山間部の活気につながる。人口減少対策としてつながっていくのではないかと思っております。

これで1回目を終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、人口維持、増加していくための取組について、大きく5点の質問をいただきました。

1点目が、子育て支援公園の設置についての御質問であります。現在、市内では12の公園を設置管理しております。施設の特徴としまして、浮羽町域の公園のほとんどが市の周辺部に位置し、吉井町域については山間部の百年公園を除いて、いずれも市の中心部に近く、比較的小規模な施設となっております。また、公園の整備につきましては、令和元年9月に実施した、うきは市まちづくり市民アンケート調査の結果においても、どの世代でも気軽に利用できる公園の設置の要望等が寄せられております。市では、市長公室長をはじめ、関係所管課長による、子育て・少子化対策に係る関係者協議を昨年5月より実施しており、その会議の中で、るり色ふるさ

と館横のうきは市吉井グラウンドを活用することで検討を進めているところでございます。

2点目が、地域を知る学習の機会についての御質問であります。地域を知る、うきはを愛するための学習として、2つの機会があると考えております。

1つ目は、うきはの歴史学習の機会であります。歴史を通じてふるさとを知ることは、地域への愛着を持つことにつながると考えております。子供を対象とした学習としては、寺子屋事業で4年生以上を対象に歴史講座を実施しております。「身近な歴史を見てみよう講座」では、明治、大正、昭和時代の市内の風景写真でカードを作り、当時の暮らしや町の様子について学習し、同じ場所の現在の風景写真のカードも使って、トランプゲームの感覚で今と昔のうきはを比べ、自分の町の歴史をもっと身近に捉えてもらう講座を実施しております。

一般を対象とした学習としては、出前講座で「うきは市の文化財」や「体験！うきは市の歴史」を実施し、自治協議会や地域団体等を対象に郷土史会の会員や文化財保護係職員が講師となり、五庄屋の偉業や袋野隧道を作った田代重栄など、うきはの先人たちについて学んでおります。また、市民大学の地方創生学部では、「古文書講座」を年22回開催し、うきは市の指定文化財である「田代家文書」などを読み解きながら、当時の人々の暮らしや知識を学んでおります。

2つ目は、うきはの今を見詰める学習の機会であります。うきはの現状を見詰め、今、何が必要か、住みやすいうきはとは何かを考えることで、未来に向けたうきはへの思いが育まれると考えております。その取組として今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になりましたが、小学校4年生から6年生を対象に「壱岐島夏休み感動体験事業」を実施しております。オリエンテーションでは、うきはの古墳など歴史について学習し、鷹取登山では頂上からうきはの景色を一望して、うきはの自然の美しさ、すばらしさを感じ、壱岐島での自然体験学習では海を中心とした壱岐の生活と、山を中心としたうきはの生活を比べ、うきはのよいところの再発見や改善したいところを考え、子ども議会で未来のうきはへの提案を発表してもらうことで、ふるさとうきはへの思いがより深まると考えております。

また、「ぼく・わたしの好きなうきは市内の風景絵画コンクール」を実施しており、毎年1,000点を超える応募をいただいております。市内の小・中学生に吉井の町並み、浮羽の田園風景、様々な自然環境など、うきは市内の風景を描くことで、何げなく通っている場所を改めて見詰め直し、ふるさとのよさを発見する機会となっております。

このような学習の機会によって、子供も大人も自分の地域にもっと目を向け、郷土愛が深まり、自慢できるふるさとうきはに自信と誇りを持ち、さらにはうきはのまちづくりにつながっていくと考えており、今後も様々な学習の機会を提供していきたいと考えております。

3点目が、地域の活性化のために男女共同参画講座に「輝く女性のための講座」の開設と、女性が魅力を感じるまちづくりの取組について御質問をいただきました。

男女共同参画センターでは、男女を問わず、育児や家事などへ参画し、意識を変え、新しい気づきの機会となるような講座のほか、女性の起業や就業支援のための仕事の講座も開催しております。例えばうきはにある食材を利用し、付加価値をつけて商品化できるよう商品の加工を学ぶ講座などを開催しております。今年度は新型コロナウイルス感染の影響で延期しておりました医療事務3級を取得する講座が8月末から始まりました。資格を取得することでぜひ就業につなげていただきたいと、このように思っております。今後、講座内容につきましては、前例踏襲主義に陥らず、社会経済情勢に合った講座を企画し、女性が社会で活躍できるきっかけとなるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女性が魅力を感じるためのまちづくりの取組についての御質問であります。女性が魅力を感じる町は、女性の視点を生かしたまちづくりとなっていることが重要と考えております。女性の生活者・消費者としての感性、子育てや介護の経験、PTAや自治会での活動経験等がまちづくりに活かされていることではないかと思えます。まちづくりはこうでなければならないという限られた発想では、可能性は広がりません。女性の既存のものにとらわれない自由な発想力、直感力を生かすことが大切であります。また、女性の共感力、つながり力も必要であります。人と人の連携がアイデアや思いを形にすることができるのではないかと考えております。

現在、うきは市第2次総合計画の後期計画を策定中ではありますが、策定に当たり、昨年、「市民意見交換会まちづくりカフェ」を開催しました。11月に働く女性と子育て世代を対象に開催したまちづくりカフェでは、参加者から買物が不便、働く場所が少ない、仕事の情報を提供する場所が欲しい、遊具が充実した公園が欲しい、小児科病院が少なく大きな病院がない、街灯が少なく道が暗いなどの意見が課題として出されました。今ある課題を町の弱みとして認識する、違う観点からうきは市の強みを発見し、それを生かしながら新たな価値を創り出す、その思考がまちづくりに必要であるし、そのためにも女性の意見や感性は重要だと考えております。「市民意見交換会まちづくりカフェ」で出された課題をうきは市第2次総合計画に盛り込み、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

4点目が、企業等が実施している従業員の意欲や満足度を向上させるための成果に応じた報奨制度について、フルーツ狩り等の活用をアピールすることで関係人口の増加を図ることにつながるのではないかと、そういう御質問をいただきました。

従業員のモチベーションを向上させるため表彰を行ったり、報奨金を出す等の取組を行っている企業がございます。市が取り組んでいるフルーツ狩りや森林セラピーを報奨の対象にさせていただくことにより、うきは市にも経済効果につながることを期待されます。あらゆる機会や取組の中で市の地域資源を活用してもらうことは、地域の活性化と消費向上により地域経済にも十分寄与するものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上げが大きく減少するなど、地域経済が疲弊をしております。うきは市を1人でも多くの方が訪ねる仕組みやきっかけをつくることは、ピンチをチャンスに変える取組であり、大変重要なことであると考えます。今後も引き続きうきはの魅力都市部の企業に広くPRしてまいりたいと考えております。

また、市では関係人口創出事業で、うきはファンクラブの推進や「うきは応援団！！企業パートナー」づくりに取り組んでいますので、その事業の中でも検討してまいりたいと思います。

5点目の小学校跡地等にログハウスを建て、販売してはどうか。丸太利用や関係人口の拡大につながるのではないかという御質問をいただきました。

議員の御質問のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により3密を避けられるレジャーであるキャンプが注目をされております。都市部からの需要を喚起し、関係人口を拡大する機会であり、自然環境豊かなうきは市はまさに適地であると言えます。御質問にもありますログハウスのセカンドハウスとしての販売は、丸太利用による地元産材の利用促進と地域活性化につながるもので、うきはブランドの1つとして販売することで、うきは市の産業や地理的特性を生かして新たな関係人口の創出も期待できることから、民間企業において事業展開ができないか検討してまいりたいと思います。

なお、小学校跡地での取組の御提案ではありますが、御存じのとおり、旧姫治小学校ではオートキャンプ場を主体として活用することにしており、まさに都市と山村の交流拠点のモデル地区となり、地域の活性化が図られることを期待しているところであります。また、旧妹川小学校、旧小塩小学校等の遊休施設についても、地域の意見、希望を踏まえ、実現性、継続性等を考慮の上、有効活用していくこととしております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） まず公園です。公園は、先ほど市長が言われました子育ての検討委員会のほうで、多分るり色ふるさと館の向こうの元の生涯学習課の奥だろうと思いますが、本当にいい場所だと思います。もしそれが実現すれば、とてもいい場所で、交通も心配は要りませんし、目が届きますし、さみしくありません。最初から豪華な遊具などは考えなくていいと思っております。伸び伸びと過ごしやすい場所であるということが大変重要だろうと思っておりますので、子供たち、子育て中のお母さんの応援として、ぜひ考えていただきたいと思っております。

できるまで私、言い続けていきたいと思いつつ、また今回、この件を質問いたしました。外気を吸って、伸び伸びと育てるといふこと、このことは何よりも大事なことであります。しっかりこのことを頭に置きながら、私も一般質問のほうで、できるまで言い続けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。前向きに検討してくださることを期待しております。

それから、2つ目のふるさと愛を育む教育の機会は、いろんな形でしっかりされているということに気づかされました。私は、学校現場は非常にコロナ禍で大変な時期であります、地元の自治会等でもっと活発化していただくといいなということを期待しております。自治会は難しい話をする場所ではなく、大人も子供も集いやすい場として自治会を育てなければならないと思っております。この中で郷土史会のメンバー、歴史に詳しい方もたくさん今、おられますので、この方たちをお願いをし、いろんな話を面白おかしく郷土史会のほうでもやっていただいておりますが、話していただきますと遠方まで足を延ばさないで親子で集われますので、そういうことをしっかりやっていただきたいという、自治会を利用していただきたいということの希望も兼ねて言ったわけです。

自治会には硬い話ばかりの総会云々ばかりではなく、気軽に寄っていかれるような雰囲気を出していただき、そのためにはやはり1つに地域がまとまるという意味で、自治会の花、花木——花の木ですね、そういうものを運動場も近いところにありますし、自治会が植える場所があれば、そういうものを自治会の花として象徴的につくって、この指止まれ型でしっかり活気を帯びていくのも1つの策だと思っております。例えばヤマボウシ等を植えたり、そういうこともしっかりまとまっていく手段ではなかろうかと思っております。年のいったおじいちゃま、おばあちゃまの昔の話、地域の自然の話、町並みの話、いろんなところで写真等も掲げておりますけれども、地域で聞くということは非常に子供たちにも印象を残しますので、そういうことも考えながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと3つ目、地域の活性化、女性の柔軟な考えです。女性の柔軟な考えは、そして女性が輝いているということが市の活気につながるということ、家庭ではお母さんがにこにこしている、はつらつとしていると家庭が明るい。それと同様であります。市民ミュージカルもうきは市にはございます。この中でこの間から1つ、女性の生きがい、生き生きとした女性の表現としてファッションショーも提案をさせていただきました。また、いろんなシナリオができてくると思ひますが、そういうことも考えております。

また、昔を振り返りますと昭和の時代、吉井の駅から川前をずっと通りますときれいな桜並木がございました。この桜も非常に吉井町の活性化に一役買っていたと私は思っております。柔らかな風景が忘れられない、この風景が頭に残っております。今、町並みを見えますと、そういうものがなく、ちょっと硬く感じられる部分があり、町並み広場では穴があいたような感じで、活気が何か向こうのほうに漏れていきそうな感じを覚えるようなところもございます。

こういうところからして、昔、広場の東のほうには細長く市場がありました。おしゃれに関すること、食べ物に関すること、小さい市場でしたけど、皆さん非常に寄っていき、活気を帯びてたのを覚えております。こういうことからして、レトロ市場、おしゃれ市場というような感じで、

長くなくてもいいですので何か広場の東側にこういうものができることに考えが及ばないのかということをおもって考えた次第です。

昔から吉井町は蜂蜜も多く取れますので、蜂蜜パンケーキとか、昔はかき氷、蜂蜜がたくさん入ったかき氷、ああいうものもしっかり食べた記憶があります。蜂蜜を使ったもの、今の時代ですからネイル等もいいと思いますが、そういう一個一個のお店はあったとしても、ちょっと長く続く市場というのは心がうきうきするものです。いつもひそっとそのまま開いている場所ではなくて、東のほうを少しそういうものに活用できないかという提案でございます。油絵を描いている芸術家の方もたくさんいらっしゃいますが、年もいかれて少し描いた油絵を整理しようという方もいらっしゃいますので、そういうものも掲げながら、少し来た方が楽しめるような、そういう通りも考えてみてはどうでしょうか。そういうことで、3番は思った次第です。

それから、4番目は、御優待、御招待でここ20年ほど前、行かれてあった方は非常に消費をされる方たちです。女性のキャリアウーマンといえますか、ばりばりで、しっかりと自分の仕事に自信を持ってされている方ですので、来られれば非常に消費率は多い方たちばかりでございます。私もお声掛けをしていきますが、担当のほうでも、せっかくお金をかけてテロワールをし、土地の状況も調べておりますので、それをパンフレットに掲げながらしっかりアピールをしていくと、女性はおしゃべりでございますので、自分が来てよかったら身近な方、それから遠くの自分と同じお仕事をされてる方にしっかりと宣伝をします。それでますますやって来ると思います。それで、女性の団体というのは非常に、1回来始めたらどんどん来るといようなこともありますので、そういうところにしっかりとアピールをするよい機会だと思っております。

定住人口ばかりでなく、流動人口、それも非常に魅力的なものと私は考えております。関係人口、そういうものにもつながると思っておりますので、アピールの仕方は自分たちも頑張りますが、同じく観光の寄り合いがあったり、商工会の寄り合いがあったり、いろんな寄り合いの中でもすかさずアピールをしていくということは大事であろうと思っております。

そういうことで、今がチャンスということですので、しっかりみんなでそういう部分で頑張っていけたらと思っております。担当の方の意欲を後でお聞きしたいと思っております。これは足元から確実に身になる取組だと思っております。そういうことで、質問とさせていただきます。

また5番目は、私、去年、おととしぐらいから丸太造りの家、ログハウス、ログハウスも大きなログハウスからいろいろありますが、小さいログハウスで寝泊まりができる程度でいいと思っております。こういうものを建て、うきはの木を使いながらしたらどうだろうかということで、もうしっかり思っておりました。担当課のほうにもそういうことを申し上げたことも多々ございます。

自宅用の楽しみの方としてつくることも可能ですが、山間部のほうはリゾート地というような、海ではございませんが、そのようなところもございます。妹川小学校の閉校式のときに、いつも

厚生文教常任委員会で訪れますが、あのときに体育館に寄りまして下のほうを見ましたら、風景がよくて、こんなにすばらしい環境のところだったのだろうかと改めて見た次第です。そのときの気持ちが強うございましたので、リゾートマンションの考え方もいいのではなかろうかと思っております。

こういうことと思いますが、共用スペースがあり、それから電気代とか、水道はありませんけれども、もろもろでありますので、管理費を月々1万円から2万円の間の管理費を頂きながら、共用トイレ、それから高台の眺めのよい、今、もし妹川みたいなところであれば、校舎の一部に風呂を造ってもよし、丸太造りのまきストーブサウナなんかもいいのではなかろうかと思っております。とすれば、ログハウスを買っていらっしやらない方も楽しみでおいでになると思いますし、近くには調音の滝もありますし、八女香春線の通り抜けるトンネルもございます。楽しみは数倍でございます。こういうことからして考えたわけでございます。

管理費等を計算すれば、もし委託をすればどのようか分かりませんが、こういう管理費だけでも数百万円に及ぶ収入になりますし、業者委託であれば、またそれはそれなりの考え方があると思いますけれども、それも1つあるのかなと思います。委託であれば10年区切りぐらいで契約を進めていくといいのではないかと思います。建物は3坪、4坪でありましても、周りの整備をしますので300万円から400万円ぐらいで売ったらいいのではなかろうかと、自分なりにはいじってみた次第であります。

この丸太づくりは家庭用で売り出しても皆さん買うと思うんです。それで天体望遠鏡で遊ぶ場所、孫が遊ぶ場所、先ほど言います、まきストーブサウナ等も家庭で造っても非常にすてきだろうと思います。まきストーブもたき物を燃やして、こうしていけばいいわけですから、もう近隣で入っても、あちこちの親戚を寄せて入ってもいい、みんなで利用ができます。本当に夢が広がる丸太造りの家だと思います。

年間の関係人口を少しはいじってみました、10軒建てたとしても、20軒建てたとしても、土地においての建て方ですからあれですけど、関係人口は1軒からして100名以上はあると計算をいたしました。市営でも委託でも可能である、規則をきちっとつくっていくということが重要だろうと思いますが、ちょっと今までにないようなアイデア、そういうものでやっていく、そしてまた山の中の土地というのはだんだん空いてきますし、草ぼうぼうで管理の行き届かないような土地になっていきますので、だからといって昔のようにリゾート地として山の中はもうはやらないんです。ちょっと下れば民間があるというようなところしかはやっていきませんので、ちよほど学校跡というような場所は適当な場所だろうと思っております。

全国的にこういうのをしているところがあるのではなかろうかということで、私はあくまで丸太づくりにこだわっておりますが、合同会社ウッドというところを見つけました。ここがそういう

のをやっておられて、社長さんとちょっと話させていただきましたが、私の思ってるのとまるで同じではないかもしれませんが、もう建てればすぐに売れるというようなことで、手ぐすね引いて待っているというような状況というようなことをお聞きいたしました。こういう具合で、少し違った形の利用もいいのではなかろうかと思っております。

市長のほうも、こういうこともいいのではなかろうかというような、まるで駄目ですというような答弁はいただきませんでしたので、今日はいろんなことを提案いたしました。それで頭からだめと言わずに、何か参考になるものがあれば取っていただきまして、いろんな利用につなげていただけるといいかなと思っております。形が変わった、ちょっと型破りではありますが、型破りでないと、よそがしてるのと同じようなことをしてても今は勝っていきませんので、そこら辺を考えながら提案でございます。

また、丸太造りは家庭用でも販売をしていただいて、サウナなんかも剪定くずの切れ端とかいろいろありますので、したら非常に楽しいと思います。それと丸太造りのこうしたワンルームなんていうのは家族で来て手入れされるんです、いろんな腐食剤を塗ったりですね。あれも楽しい交流の場になりますので、何につけかにつけ、本当にこれはいいと自分では考えております。最後の答弁をいただきまして、次に移りたいと思いますが、最後、市長から答弁があればよろしくをお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 幅広い御提言をいただきました。午前中にも野鶴議員のほうからアフターコロナを見据えた、先の時代を見据えたまちづくりという御指摘をいただきました。ある面、上野議員からも同趣旨での提言だと思います。

御指摘の中に担当課の思いを聞きたいというふうなお話がありましたので、これから順次、生涯学習課長、そして男女共同参画推進室長、そしてうきはブランド推進課長、そして都市計画準備課長、順次、思いを述べたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中野 義信君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。

先ほど市長から申しました歴史学習、それから未来を知る学習のほかにも、まだ久留米大学の特別講座でしたり、それから今度、9月12日にはうちの職員が、文化財担当の学芸員であります職員のほうからギャラリートークとあって、うきは市の歴史を学ぶという講座も開設いたします。そのように多くの機会を市民の皆様提供できるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（石井 孝幸君） 男女共同参画推進室の石井です。

魅力ある女性の講座について、ちょっと考えてみました。穂高ゆうさんの話が出ましたので、

ぜひ穂高ゆうさんに来ていただいて、講座をしていただきたいと思います。現在、福岡で姿勢とかウオーキングのレッスンとかをされてあるということを知っています。ぜひ若い方に来ていただきたいと思いますので、例えば中学校とか、浮羽究真館高校に出向いて、そういう講座を開きたいと考えております。

実は今年、中学校のほうにスターフライヤーのほうから男性の客室乗務員をお呼びしまして講座をする予定でした。ところがそれが中止になりました。やはり固定的な性別役割分担意識というのをちょっと解消したいと考えておるところです。そういうところでよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 4番の報奨制度で、フルーツ狩りとか、森林セラピーとかをどんどんPRしようというご提案です。

2040年には高齢者の数がピークになりまして、人口減少が最も深刻になるんですけども、現在、コロナ禍の影響でそれが前倒しでもうやってくる状況でございます。観光としても将来的にはデジタル化の推進、行政、企業、住民との連携、自治体間の垂直的、水平的な連携と、もう連携が今からのキーポイントになりますので、議員さん御提案のいろんなところで連携を深めるということには前向きに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） 都市計画準備課の緒方です。

今日は、うきはの特性を生かした御提案をいただきまして、大変ありがとうございます。遊休施設の利活用を図る上では、やはりうきはの特性に合った、地域に根づいた取組を考えていくということが大事だと思います。そうしたことによって地域に長く継続して取組が根づいて、ひいては例えば関係人口の拡大のみならず、地域の担い手、あるいは地域課題の解決にもつながっていくと思いますので、今日御提案いただいたものを参考にさせていただきながら、今後も検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） それぞれの課長からいろいろ前向きな答弁をいただきました。ぜひ今が頑張りどきですので、みんなで頑張って活性化に向けて、人口増にも向けて、活性化イコール人口増ですので、頑張っていきたいと考えております。どうぞ先頭切ってよろしく願いをしたいと考えております。

また、ログハウスにつきましては一般向けの販売等も考えながらデザインをし、ぜひ私が先ほど申しました、15年ぐらい前に電気サウナなんていうものがはやりまして、しっかりサウナを楽しむに入った記憶がありますが、自然の材料がございますので、そういうものをログハウス

で作っていただけますので、そういうことも担当のほうで検討していただきたいと思います。どうぞよろしく願いしておきます。

それでは時間が残り10分になりましたので、次に参りたいと思います。災害や感染症についてでございます。

近年、毎年やってくる災害や感染症については風化させず、後世に資料として残すことは大変重要と思いますが、現状と市の考えはどうかというお尋ねです。

昭和の時代は、浮羽町史、吉井町史として、町の営み等が書かれた本がそれぞれに発行されておりました。読みますと非常に参考になります。今、1冊も残っておりませんが、そういうのが後世の人には参考になった次第です。その時代の文化、経済、歴史、災害、人物や背景も書かれて、とても興味深く読んだことがあります。近年、温暖化により災害は目を覆いたくなるようなものがあり、歴史は繰り返す、このことを忘れずに、後世に書き残しておかなくてはなりません。もちろん感染症もしかりでございます。災害の発生から復興まで、また感染症の発生から、まだ終息しておりませんが、INGですけど、その状況、そういうものをきちっと、日々、忙しく走りながら、感染症対策、災害対策に走りながらも、その資料を集め、次につなげるための行動をしっかりと起こしておくことは重要と思いますが、その状況と対応はどのようにされているかというお尋ねでございます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、災害や感染症について、後世の資料として残すことが重要と思うけれども、現状と市の考え方について御質問をいただきました。

議員御指摘のように、自然災害や感染症の記録を風化させず後世に残すことは大変重要なことと認識をいたしております。平成24年7月九州北部豪雨災害については、当時の気象状況や被害状況、復旧・復興などをまとめた記録誌を作成し、平成26年3月に発行しております。自然災害につきましても、災害は同じところで同じような災害が繰り返し発生しております。うきは市内にも過去の災害の記録を文書や記念碑として残しており、今を生きる私たちにとって貴重な資料となっております。

うきは市では、市内及び近隣の過去の災害発生状況を古文書や記念碑で調査をし、同じ場所で同じような災害が発生していることに着目して、今後の災害対策と注意を喚起するため、「災害は歴史に学び、逃げ後れゼロ」として冊子を作成し、本年3月に全世界帯に配布をしたところでございます。

また、国土地理院では、過去の災害を後世に伝えるため、先人が残した石碑やモニュメントを地図上に示した自然災害伝承碑の取組が行われており、うきは市の情報も公開をされているところであります。今後も災害記録は風化させないように記録し、後世に残していかなければならな

いと思っております。

感染症につきましても、予防法が確立すれば怖い病気ではなくなっていくと思いますが、感染症に対してどのように対処したかは、今後、新しい感染症が発生したときの参考となりますので、ぜひ記録として残していかなければならないものと考えております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 今いる方が後には誰もいらっしゃらなくなる。記憶している方がいなくなるということで、パソコンの中に入っておりますでもいけませんので、記録として残していく必要があると私も思っております。

どの程度をどのように残していけばいいかということを考えてみましたときに、失業の状況、経済、文化、都市と田舎の情報とか、農業の状況とか、いろいろあると思うんですが、そこら辺がどの程度というのがあるのだと思いますけれども、なるべく詳しく残してあげることが自分たちの子供や孫の時代に大変役に立つのではなかろうかと思っております。

日々、対策に走りながら、またまとめるというところが非常に急所を突いたまとめ方になると思いますので、そこら辺を、走りながら大変でしょうがまとめていくということが重要ではなかろうかと思います。

そこで、せっかく今日は副市長がお見えでございます。国土交通省での副市長、まとめ方についてどのようなふうにお考えをするのか、ちょっと参考にお聞きしたいと思いますが、よろしければ一言お答えをお願いします。

災害等のまとめ方、どのようにしたらいいのだろうかと私、個人的に考えますが、資料としてまとめる、データとしてまとめる、いろんなまとめ方があると思いますけれども、副市長はどのように考えますでしょうか。

○議長（中野 義信君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 直接私はそういった業務に携わっておりませんので、的確な答えにはならないかと思いますが、やはり一番分かりやすいのは、写真とか、そういったのをしっかり残すことが大事かなと思っておりますし、当時、最前線で頑張った方の手記であるとか、そういったこと、それからデータ、そういったものは必ず必要ではないかなと思っておりますので、写真だけではいけないし、それに基づいたそこに至るいろんなデータであるとか、データも川の水位であるとか、雨の状況だとか、そのときによって違いますので、こういう状況が起きるとこういうことが起きると、そういうことが分かるような、そしてそれが目で見て確認できるようなものというのがポイントになるんじゃないかなと思っております。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 非常に参考になりました。

ただただ字で書くだけではなく写真を残し、データを残し、携わった人の手記を書いていくというような、参考になるお言葉でございました。ありがとうございました。

そういうところで、ぜひぜひ走りながらまとめていくということをお願いしたいと思います。

あと3分になりました。学校教育についてです。教育現場でのGIGAスクール構想は大変重要で、個性に合わせた教育と教育現場の働き方改革につながるものと思いますが、中学校、小学校、ICT支援員を巡回式で週1回でもお願いできないか、また購入するときに支援員の契約はできないのかのお尋ねです。終わります。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私のほうから基本的に述べさせていただいて、あとは学校教育課長に補足をさせます。

ICT支援の巡回指導についての御質問ですが、GIGAスクール構想に伴う学校におけるICT教育環境整備の進展と教員の働き方改革に対応するためには、ICT機器を有効に活用していくことが重要になっております。現在、うきは市では千年小学校において、福岡県の情報活用能力育成事業を受けて1名のICT支援員を配置しております。また、他の小・中学校に対しては教育センター職員が随時、学校を訪問して指導を行っているところです。

今後、GIGAスクール構想により、本年度内に児童・生徒1人1台の学習環境ができる見込みですので、増えることが予想される学校からの要望に対し、教育センターによる指導に加えて、新年度からは支援員の新たな配置も検討し、ICT教育の支援に努めてまいりたいと思います。

学校教育課長に補足させます。

○議長（中野 義信君） 学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 御質問につきましては、議案のところで若干触れさせていただきましたけれども、今回、GIGAスクール構想に基づくタブレットの入札については、既に入札は終了しております。

支援員の配置につきましても、その折にどうかという御指摘でございますが、いわゆるハード、物品を納入する入札と、それからソフトである支援員を配置する部分については、やはり分けて行うべきだと思っております。先ほど教育長が申したように別建てで検討させていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 時間もありません。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、9番、上野恭子議員の質問を終わります。

日程第2. 議案質疑

○議長（中野 義信君） 一般質問に引き続き、議案質疑を行います。

日程第2、議案質疑を行います。

議案第56号うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課、井上でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第56号うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

まず、本条例の制定について説明いたします。

平成31年4月に文化財保護法が改正され、これからの時代にふさわしい文化財の継承として、保存に加えて活用を取り入れることとなりました。鏡田屋敷においても確実な次世代への継承と積極的な活用を推進するため、地域活性化の観点から指定管理者による管理運営も可能とするなど、条例の目的と大幅な内容の追加により新たな条例として制定するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第1条では、設置の目的を文化財としての歴史の伝承、文化の向上、さらに地域活性化のための活用とし、公開施設としての業務に加えて指定管理者制度による民間の力を生かした運営で地域の活性化を図るため、第3条で地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度による管理運営を可能としております。

9ページをお願いいたします。

第9条では、利用者が納める使用料について記載しております。

10ページの第12条では、第9条に規定に関わらず、指定管理者が管理を行う場合の利用料金等について記載をしています。利用料金は指定管理者が11ページの別表第1及び別表第2に掲げる金額を上限額として教育委員会の承認を得て定めることができるものとしております。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものとし、この条例の施行によりまして、うきは市鏡田屋敷条例は廃止するものとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私のほうは3点か4点ほど。

まず1点目が、鏡田屋敷前の条例関係ですか。前というか、今ある関する条例では、観覧料無

料というのがあるんですけど、今回、新たにこの条例になると無料で見られないのか、建物は伝統的建造物ということで、そういった建物を見るために無料で見ることはできないのか。そういったのが一切この条例には書かれていないので、どうなってるのか説明を願いたいと思います。

それから、この後には規則がまた新たにつくられるって解釈しとってよろしいですかね。

それあと、あと1点が、今回、この文化財がテレワークとか、宿泊所で利用されるということで、建築基準法上の用途は何なのか、あるいは消防法上の用途は何なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 3点の質問でございます。

まず、現在の鏡田屋敷条例の第4条には、鏡田屋敷の観覧料は無料とするとあります。今回の新条例には観覧料のことは記載しておりませんが、記載していないということは無料で見られるということですので、そのまま見学施設として無料で御覧いただけるようにと思っております。

それから、一番最後のほうにも書いておりますように、条文に定めのない分については教育委員会規則で定めるとしてしておりますので、この条例が承認されましたら教育委員会のほうで、また規則として上程させていただきたいと思っております。

それから、今度は宿泊とか、テレワークとかをするというので、建築基準法とか消防法上、何になるかということでございますけども、宿泊施設となりますので、簡易宿所という形になりますし、現在は集会所という形で施設としてなっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） まず1点目が、無料で見られるということでございますが、これにあっては届出は必要なく、空いとる日は勝手に入って見に行かれるし、それとも事前にあれ、前の条例は教育委員会に届け出てか何かあってみたいなんですけど、無料の場合はもう空いとるときはいつでも自由に行けるという解釈でいいか、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、用途のほうが簡易宿泊所、集会所ということで、聞きたいのは建築基準法に、もうかなり古い建物ですので、合致しているのか、消防法に合致しているのか、そこはどうなっているのかを確認したいところでございます。

○議長（中野 義信君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） まず1点目の観覧の時間でございますけども、規則のほうに開館時間というのを定めるようにしております。また、開館時間を定めるときが、規則として市のほうで定めますけども、また指定管理者が入った場合は、指定管理者が必要と認めれば開館時間を変えることができるというふうに設置するよう考えております。

また、今は集会所ということになっておりまして、宿泊を伴いますと簡易宿所となりますけども、消防法上、それから衛生管理上ですか、そういうところの基準がございますので、今ちょっと資料がございませんけども、そういうところをクリアしながら許可を得てからの宿泊をする建物となるというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第58号うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第57号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括して議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 市民生活課、白石です。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第58号うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年9月4日。うきは市長高木典雄。

続いて、16ページをお願いいたします。

福岡県の重度障害者医療費支給制度が令和3年4月1日より改正になることに伴い、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表は、4ページを御覧ください。

まず、条例名及び条文中にある障害者の「害」の表記を、法律名など固有名詞として漢字が使用されているもの以外は平仮名表記に変更するものでございます。また、第2条第3項では、知的障がい者の定義において児童福祉法及び知的障害者福祉法の条番号が変更になっていなかったため、申し訳ありませんが、今回、変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条第2項第2号では、法律名の標記が一部間違っておりましたので、これも申し訳ありませんが、今回変更するものでございます。

第3条第2項第4号及び第6号では、現在、扶養義務者の所得要件の根拠となる法律が小学生までが児童手当法によるものであったものが、今回の改正により中学生までが児童手当法によることとなり、結果、所得要件の緩和となるものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

第4条第1項第1号では、入院した場合の1月当たりの自己負担額が、これまでは中学生以上は1日当たり500円の20日間の限度、1万円であったものが、中学生まで7日間限度の

3,500円となり、小学生以下と同様となるものでございます。低所得者についても中学生については限度が20日間から7日になり、自己負担額は300円の20日間、6,000円から300円の7日間、2,100円になるものです。

第4条第3項では、精神病床への入院について、現行では小学生までしか入院費用の助成がなかったものが中学生まで助成の対象となるものです。

少し飛びまして、8ページをお願いいたします。

第13条第1項では障がい者施設等、第2項では障がい児施設等の根拠法の条番号が変更となるものでございます。

それでは、議案書16ページに戻っていただいて、最後に附則でございませう。

施行規則は令和3年4月1日であること。また、施行前であっても受給資格、認定事務が可能である旨を定めております。

続いて、議案書12ページに戻っていただきまして、議案第57号うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月4日。うきは市長高木典雄。

13ページをお願いいたします。

福岡県子ども医療費支給制度が令和3年4月1日より改正になることに伴い、うきは市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。これまで中学生については、通院は制度の対象外であり、入院のみ、一旦医療機関の窓口で自己負担相当額を払った後、償還払いの手続きをしていただいておりますけれども、今回の改正により小学生以下と同様に子ども医療証を交付し、現物給付となるものでございます。

新旧対照表は1ページをお願いいたします。

第2条第1項第1号では、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例という条例名の障害の「害」の字が平仮名表記に変更、その下の重度障害者の「害」についても平仮名表記へ変更するものです。また、その下、ひとり親家庭等医療費の部分については文言の修正でございませう。

第3項では、アは小学生を、イは中学生を意味する文言の変更でございませう。

第4条第1項では、対象が中学生の通院まで拡大をすることから、入院に係る医療費のみとの表記を削除、次のページを見ていただきまして、第2号、イを児童の説明とし、(ア)では小学生を意味する表記の文言変更でございませう。(イ)は今回の改正の主となるもので、中学生の通院の自己負担額を挿入するものでございませう。第4項では、第2条と同様、条例名の障害の「害」の字を平仮名表記にするもの。また、この項は子ども医療と重度障がい者医療の自己負担額の差額分の支払いについて定めた項であります。今回の改正により、中学生については子ども医療と重度障がい者医療の自己負担額の差額が解消されたため、一部文言を削除するものでございませう。

ざいます。

第5条では、平成29年改正において子ども医療制度の所得制限を撤廃した際に削除しておくべき項目が削除されていなかったため、申し訳ありませんが、今回、削除するものでございます。

第8条第4項では、中学生の償還払いについて定めたものであったため、今回の現物給付化に伴い削除するものでございます。

議案書13ページに戻っていただきまして、最後に附則でございます。

施行期日は令和3年4月1日である旨、また施行前であっても受給資格、認定事務は可能である旨を定めておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は議案番号を述べて行ってください。質疑はありませんか。

7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） ちょっとお尋ねします。

16ページの障害の漢字の「害」を平仮名の「がい」に変えることについて。これ、今まで障がい者に対しての「がい」は漢字であったのを全部平仮名に変えるということでしょう。ということは、私、ちょっと調べてみたんですけど、条例の一部改正することは賛成でありますけど、このことについてちょっと質問していることで、現状で大切なのは、表記そのものではなく、どのような表記をするか話題になることで、1人でも多くの方が障がいと社会の在り方について考えるようになることではないかということをおっしゃっておりますので、ちょっと質問だけさせていただきたいと思います。

障害者の一部条例改正でありますけど、今、医療費の関係でありましたけど、この改正についての経緯、内容を話合いとか、「がい」に変えることに対する反対意見なんか出たのであれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 今回、障害の「害」の字を平仮名表記にしたことについてですけども、まず一番最初は県の準則が平仮名に変わっているということになります。

それから、「害」の字については、議員も御存じかと思っておりますけれども、障がい者はこの「害」という字がマイナスのイメージで、決して社会に害を与えている存在ではないという立場から、これまでも「害」の字はなるべく漢字は使わずに平仮名表記にしようとか、あるいは碍子という、遮るという字がありますけれども、碍子の「碍」ですね、その字を充てようとか、いろんな議論が国のほうでもあっておりますけれども、その中で国としても平仮名表記にしようとか、漢字を使うとか、その辺のまだ方向性がきちんと出ているわけではございません。ただ、一般的に

障がい者の人権を考えた上では、「害」の字は、漢字は使わないという方向で議論をしてきたところでございます。

今回、この条例改正に合わせて平仮名表記にしてるところでございます。ただ、先ほど申し上げたように、法律名とか、固有名詞として「害」が使われているものについては、もう変更のしようがございませんので、人間の状態を表すような場合のみ平仮名表記にしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 私もこれをちょっと質問するのに調べていたんですけど、内閣府のほうも昔の漢字の「害」ですもんね。それと文部科学省も「害」で変えないということで、地方自治体が変わる分が増えているということは聞いております。都道府県でも8県、指定都市でも5市ということがちょっと調べて出てきたんですけど、その中で兵庫県の宝塚市が一番初め、明治から使ってた「碍」を何か今度、使うように決めましたと出ていましたので、いろんな考えがあるのかなと。

そして、これは県と言いましたが、県で平仮名の「がい」になっても、公文書、申請するときには平仮名の「がい」も市でもなっていたから、私、5年前ですか、もう漢字の「害」を書きよると笑われるばいと、障がい者のことをするならと言われて、平仮名に直したら、私、そのとき分からなかったもんで、公文書は国のほうの「害」と書き直されたのを覚えております。

ということで、私、今、いろいろ反対質問じゃありませんけど、賛成ですけど、そういういろんな、見てみると障がい者の中でもいろんな意見に分かれているということが出てきましたから、この場で皆さんに知ってもらうためにも、その中でさっき聞いたように、違う意見が出てなかったのかということを知りたいだけで、もうそういう話で出なかったということであれば質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 白石課長、ちょっと確認させてくださいね、まず。

全協で資料をもらいましたですね。その中の一番上の子ども医療費助成制度の改正についての現行、それから改正後、緑で枠を塗り潰しているのが改正ですね。現行の中の入院——上の段です、入院の中学生のところは500円／日限度なのが償還払い、下の改正後の中学生の入院が同じ500円／日限度なのが現物給付へということで、これは表現違うけど別に問題ないんですね。その辺がちょっと分からないから、1つは確認です。

それから、ちょっと細かいことかもしれませんが、新旧対照表、今、質疑がありましたけど、2ページ開けてください。

第4条の第4項、現行の第4項を、これはもともと条例の制定年と条例番号がダブったか

ら削除ということですね。ちょっと私、例規集がもうなくなりましたから、なかなかネットを見ながらでこうしちゃおるんだけど、手元がないと何となくおぼつかないんですけど、ただ現行の右側の4項を読みますと、1行目、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例——条例番号は消されますが、により、その後がより、より、より、より、4つ「より」があるんですよ。そして、この改正案のほうでいくと、2つになりますけども、条例の後に、「より」というのは必要のない「より」だというふうに読めますが、どうぞございましょう。ちょっと法制上おかしなような感じがしますので確認をしてください。これでいいということであれば、よろしゅうございませうけど、確認を含めてよろしく答弁願います。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） まず1点目の中学生の入院について、500円の7日というのは変わらないんですけども、これまでは一旦、医療費の3割分を払っていただいた上で領収書を持ってきていただいて、500円の7日、3,500円を超す部分を払い戻していたと、今まではですね。今回は医療証というのがもうできますので、医療証を医療機関に提出することで最初から3,500円しか自己負担がないと。以前はもうそれ以上の自己負担を一旦していただいた上で領収書による償還払いをしていたということになります。そこの変更となります。

それから、通院は当然今まで制度がありませんでしたので、3割分払ってたんですけども、それが月1,600円の負担になると、中学生についてはですね。ということの変更でございませう。

それから、2つ目の「より」が何回も出てくるということですけども、これ、県の準則のとおりに変更したところがございますので、それについてはまたもうちょっと調べさせていただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） あと確認しとってほしいです。ただ、16ページもだけど、それから14ページ、附則の末尾のところの一番下から2行目の、末尾から言ひます。「受給資格の認定を行ひ、及び受給資格者に対して」云々ということ、16ページもこの「及び」は要らないんじゃないかなという感じでちょっと話ししとったんですけど、これも併せて検討してください。何か法制上ちょっとおかしいと思ひますので。あとはもう委員会のほうにしてもらえば結構です。

○議長（中野 義信君） 市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 「及び」の関係だけはちょっと調べましたので。これについては、準則どおりにこれまでも改正をしてきたわけですけども、今回は子ども医療と障がい者医療、同じような改正になっております。同時に改正を行う上で、表現の仕方が子ども医療と障がい者

医療が、準則が少し違ってました。どちらがふさわしいのかということでちょっと調べまして、条例改正の参考書籍等も調べてみたんですけども、接続する語句が動詞である場合は、読点を打った上で及び、これで結ぶのが適当だということが示されておりましたので、今回、こういう書き方、読点を打って及びという形で結んでおるところでございます。これについても、また調べる余地があれば、もう一度調べたいと思います。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 確認で質問させていただきます。

最初に熊懷議員のほうから質問がありました、障害の「害」という、今回の改正の文言だけを平仮名で変えるんじゃないくて、全てにおいて法律名などの固有名詞を除くものは平仮名でやっていくということで解釈しとってよろしいんですか。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 御質問の障害の「害」の字の件でございますけども、今回、福岡県におきましても改正に伴うものに限って、障害の「害」を平仮名表記に改める条例準則等の改正を行っているというふうに確認をいたしております。

うきは市におきましても同様に、何らかの条例の改正が必要になったときに、そういった条例のほうから障害の「害」を平仮名の表記とする、法律名等を除いて平仮名表記とすることで進めてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今、関連で、多分、組坂議員と一緒にやろうばってん。

私、全部、今からもう変えるもんじゃないから質問したんですけど、自治体任せになっているということで、私、成果表でも144か145ぐらいでは、もう平仮名の「がい」になっておりますもんね、成果目的、評価のところ。だから私、もうなってるもんじゃないってんですよ。そしたら、今日出たから、今からなのかなと思ったら、この医療制度だけで変えると言うたから、これはもう要望ですけど、福岡県では、福岡市だけがもう変えて、よそはさっき言ったように5市、福岡市入れて。そいき、うきは市もどうせこれで変えるなら、もううきは市の条例で、うきは市は平仮名の「がい」に変えてもらいたいと要望いたします。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） そういった御意見もあると思います。ただ、調べてみますと条例が26本、それから規則のほうは37本、要綱等で59本、合計しますと122本の条例、要綱等に障害という何らかの文字が出てきております。全てを一度に改正をするということになりますと大変分かりにくい改正になってくるのではないかとこのところもありますし、国のほうも平成22年に障害の表記に関する検討はなされたんですけども、最終的に結論に至らず、今後の動向

も注視して検討をさらに進めるというようなことになっております。その上で法令等における表記については、当面、現状の漢字の「障害」を使うということになった経過がございます。

改正をしても条例の中の漢字の部分と平仮名の部分が残るということになって、改正自体も非常に一つ一つの条例を改正していかないと、一遍に改正をすることがかなり厳しいというようなこともありまして、今回、そのような判断をさせていただいたところです。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 一遍に変えると大変ということで、理解しているところでございます。

僕、勉強不足なもので、法律じゃなくて、今から使う文章やら、そげなものは全て平仮名で表記されるんですねというのを確認したかったわけです。そういったのは、やっぱり変更のたびに平仮名に変えていくんだらうけど、いろいろな計画書やら、自分たちも広報やら書かないかん、そういったときに、一般的に使うのには平仮名表記で今後全ていくんですかというのを伺っているところでございます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 大変失礼いたしました。

市が新たに作成をする行政文書等については、平仮名の「障がい」を使うというのが原則でございます。その上で各種計画書等についても平仮名の「がい」を使わせていただいているところです。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで議案第58号及び議案第57号の質疑を終わります。

ちょうど1時間半となりましたので休憩といたします。3時15分より再開します。

午後3時03分休憩

午後3時15分再開

○議長（中野 義信君） 再開いたします。

次に、議案第59号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略いたします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。どうぞよろしく願いいたします。

17ページ目をお開きください。

議案第59号うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和2年9月4日。うきは市長高木典雄。

18ページ目をお開きください。

うきは市立公園条例の一部を次のように改正する。別表第2中、ホテルの里広場におけるキャンプ・バーベキューその他これに類するものの利用料として、一般210円、小学生から高校生100円のほうを、一般1,650円、小学生から高校生を825円に改めるものでございます。

附則1、この条例は、令和2年10月1日から施行する。附則2、改正後のうきは市立公園条例の規定は、施行日以降に許可を受けた利用に係る利用料金等について適用し、施行日前に許可を受けた利用に係る利用料金等については、なお従前の例によるというところです。

内容のほうをちょっと御説明いたしますと、今回の利用料改定の理由につきまして、ホテルの里広場におきましては、小塩自治協議会のほうで指定管理委託を行いまして運営していただいているところでございますが、キャンプ場の維持管理に係る経費におきまして、昨今のキャンプ場利用者の増加等もありまして、現状の利用料では適正な維持管理ができないとの御意見がございまして、今回、利用料の増額を行うものでございます。

利用料の算定におきましては、過去の利用の実績から平均的な利用時間、平均的な利用人数、本条例で別途定めております1時間当たりの利用料から計算して算出しまして、一般1,650円、小学生から高校生を825円と算定しているところです。また、近隣のキャンプ場の利用料等も確認しまして、妥当な金額設定としているところでございます。

なお、この金額はあくまでも上限額として設定するものでございまして、実際の利用料は指定管理者がその内数で設定することになります。

以上で、説明を終わります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点だけお尋ねいたします。

従前の料金が210円ということで10円単位があったので、今から言うのはおかしいのかもしれませんが、今回、小学生から高校生が825円という5円単位までなってるわけですが、実際の支払いをするときには50円、100円単位なのかなという気がいたしますが、その点は、指定管理者が最終的には決めることとは言ってるものの、825円は例えば800円とか850円とか、どちらかにならなかったのかなという気がいたします。

ほかのところも調べられたということですが、10円単位じゃなくて1円単位までの金額が幾つかあったということであれば、そのことも含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 利用料金の設定に当たりまして、まず1点、一般のほうの料金でございますが、こちらのほうが1,500円での消費税を含めて1,650円と設定しているところですが、もともとの一般の1,500円の半額を小学生から高校生のほうに充てますと、その半額は750円となりまして、それに消費税を加えると825円という形で設定しております。以上でございます。

近隣の料金のほうも調べておりますが、基本的には円単位での利用料の設定というところはあまりなかったというところがございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第48号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替えにつきましては、質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

予算の説明に入ります前に、ちょっと2点おわびを申し上げます。

まず1点目は、令和2年度9月補正予算の一般会計歳入予算事項別明細書、こちらの正誤表が来てるかと思えます。大変申し訳ありませんが、予算の名称が誤っておりましたので、上の高齢者の生きがづくりと健康づくり推進事業費補助金となっておりましたけども、正しくは長寿社会づくりソフト事業費交付金でございます。大変申し訳ありません。

それから、もう1点、先ほどお配りした成果表の各課・係ごとの一覧表の、この分のページ数なり、款項目に一部ちょっと誤りがございまして、大変申し訳ありませんが、差し替えということで対応をさせていただきたいと思えます。今後、十分点検して、ミス起きないようにしていきたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、補正予算書のほうをお開きいただきます。1ページでございます。

議案第48号令和2年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,300万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億8,753万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和2年9月4日提出。うきは市長高木典雄。

次に、8ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。全部で8件の追加でございます。そのうち、5件の指定管理分を計上いたしております。指定管理者の指定期間につきましては、これまで3年間を基本としてきましたが、先日、説明いたしましたように、適度な競争環境を保持しつつ、指定管理者による施設の安定的な管理運営と成果を発揮できる期間を勘案し、原則5年間とすることにいたしました。

それでは、内容の説明でございます。

1件目は、コミュニティセンター指定管理料、11か所分の指定管理料でございます。現在、各自治協議会のほうで指定管理を行っておりますが、本年度末の指定管理満了に伴い、令和3年度から5年間の指定管理を行うものです。なお、本年度中に指定管理者の選定及び契約を行うことから、開始年度は令和2年度、限度額は6,842万円となっております。

2件目は、コンビニエンスストア収納業務委託料です。現在、西日本シティ銀行に業務委託を行っておりますが、本年度末の委託期間満了に伴い、令和3年度から5年間の業務委託を行うものでございます。先ほどと同様の理由から開始年度は令和2年度、限度額は基本料月額5,000円と、1件当たり59円により算出した額に消費税及び地方消費税を加算した総額となります。

3件目、総合福祉センター指定管理料です。現在、うきは市社会福祉協議会が指定管理を行っているものですが、本年度末の指定管理満了に伴い、令和3年度から5年間の指定管理を行うものです。本年度中に指定管理者の選定及び契約を行うことから開始年度は令和2年度から、限度額は6,750万円となっております。

4件目、ゆうゆうセンター指定管理料です。現在、株式会社サンアメニティが指定管理を行っているものですが、本年度末の指定管理満了に伴い、令和3年度から5年間の指定管理を行うものです。なお、開始年度は令和2年度から、限度額は1,625万円となっております。

5件目、学童保育所運營業務委託料です。現在、吉井、千年、御幸の学童保育所運営をエフコープに委託しておりますが、新たに江南、大石学童保育所を追加し、令和3年度から5年間の業務委託を行うものでございます。本年度中に業者の選定及び契約を行うことから開始年度は2年度から、限度額は、学童保育所の定員が毎年変動がございますので、当該契約に基づく学童保育所運營業務委託料の総額と表記をさせていただいております。

6件目は、浮羽地域包括支援センター運營業務委託料です。現在、浮羽医師会に委託をしておりますが、今年度末に期間満了となるため、令和3年度から5年度までの3年間の委託契約を行うもので、本年度中に選定及び契約を行うことから開始年度は2年度から、限度額は7,800万円を計上いたしております。

7件目は、つづら棚田交流センター指定管理料です。現在、つづら棚田保全協議会が指定管理を行っておりますが、本年度末の指定管理満了に伴い、現在の運営状況も踏まえながら令和3年度から3年間の指定管理を行うものです。先ほどと同様の理由から開始年度は2年度から、限度額は222万6,000円となっております。

8件目、鏡田屋敷指定管理料です。先ほど御審議いただきました議案第56号で、うきは市鏡田屋敷の設置及び管理に関する条例を制定し、新たに指定管理を行うものです。指定期間は令和3年度から5年間で、本年度中に指定管理者の選定及び契約を行うことから開始年度は令和2年度、限度額は1,490万円となっております。なお、指定管理者の案件につきましては、指定管理者の指定についての議案を次の12月議会に上程を予定しているところでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正です。変更分として、次の4件を計上いたしております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。最初に公共事業等債で340万円を増額して、限度額を1,600万円とするものです。次に、辺地対策事業で420万円を増額して、限度額を4,420万円とするものです。次に、公共土木施設災害復旧事業で1億5,640万円を増額して、限度額を2億2,440万円とするものです。最後に、臨時財政対策債で3,660万5,000円を増額して、限度額を3億1,360万5,000円とするものです。

増減の内容につきましては、歳入22款の市債のほうで説明をさせていただきます。

今回の補正予算において、業務種別ガイドラインの徹底を図るための新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金1億円など、新型コロナウイルス感染症対策に伴う市独自支援策第4弾分として1億7,811万4,000円、また令和2年7月の豪雨災害復旧費4億2,750万円をはじめ、全体で8億2,300万2,000円の補正予算を計上いたしております。詳細は歳出のほうで各所管のほうからそれぞれ説明をさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） よく分かりませんので教えていただきたいと思っております。

8ページのそれぞれの指定管理、ないしは業務委託料が書かれてありますが、それぞれの施設

の改修の基準といますか、例えば幾ら以上やったら市がする、幾ら以下やったら指定管理者が行うというふうな基準は統一したものがあつたものなのか、それともないのか。

それから、結構いろんな建物を指定管理なり委託されていますが、これの建設年月日というのは、一覧表とかというのはあるのかどうか、教えていただきたいと思つています。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 改修関係の基準というのは、それぞれ協定のほうでいろいろ定められておりますけども、通常の維持管理的な部分はそれぞれ指定管理者が、建物自体の補修とかになってくれば市のほうが負担するような規定になっているかと思つています。

それから、建築年月日については、申し訳ありません、一覧表としては作つておりません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 3番、野鶴です。

8ページの債務負担行為の補正の関係でありますけど、鏡田屋敷の指定管理料、先ほど説明の中で条例が通つたような話でありますが、まだ条例は通つておりません。その中から言つたときに、まだ条例でそれが通るかどうかも分からないのがここに上がるというのは、いかななものかと思つておりますけど、その点、説明をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 条例は今、審議していただいて、後で御議決をいただけて思つております。これも併せて、同時に提案させていただいております。そういうことで、条例と一緒にやっただけのものということで提案をさせていただいております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 私もお尋ねしようと思つて、鏡田屋敷の件を12月に指定管理の議決があるというのにも、まさに鏡田屋敷の今の指定管理者の延長線という考えもあつたかもしれませんが、その辺はちょっと慎重をお願いしたいと思います。

お尋ねしたいのは、コンビニエンスストアのこと、ちょっと素朴な質問ですけど、これ、59円の根拠、今、聞いたらちょっとですけど、この積算根拠が59円というのは、どういふのか参考までに教えてください。

それと、その下の消費税及び地方消費税を加算した額は、消費税でもうこれは割合配分じゃありますけど、表現はやっぱりこれが正解なんですか。ちょっと確認です。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 59円の積算根拠は、ちょっと私のほうでは分かりませんので。

消費税の表記については、やっぱり税としては消費税と地方消費税は別になるので、この表現にならざるを得ないと思つております。

○議長（中野 義信君） 会計課長。

○会計管理者（松岡 美紀君） 会計課、松岡でございます。

コンビニエンスストアの手数料の関係ですけれども、ちょっと確認は取れておりませんが、一応これが平成22年だったと思いますけれども、一番当初、コンビニエンスストアとの契約をする際の契約の時点で上がってきたものだと思っております。確認を取りますので、また後日、お話をしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私も8ページのほうのコンビニエンスストアの件でございますが、現在、今年度まで西日本銀行ということで、その委託料は幾らなのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

それと収納業務というのは、何と何と何を収納するのか、約何件ぐらいあるのかを教えてくださいたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 会計課長。

○会計管理者（松岡 美紀君） 59円の根拠という部分については、また確認をしておきますけれども、今現在、収納をされているのが、市税と下水道使用料、あと保育料と住宅使用料になります。

件数につきましては、またこの後、決算特別委員会のほうでまたお話をさせていただくことになると思いますけれども、昨年度、令和元年度の収納件数が3万9,289件、収納手数料としてから258万8,365円ということで成果表のほうには上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） それでは、私のほうから人件費の補正について説明をさせていただきます。

補正予算書は50ページをお開き願います。

まず、特別職の給与費明細書でございます。比較の欄のとおり、長等の給与費の額が158万8,000円の減額、教育長が29万3,000円の減額になっております。8月臨時議会に追加提案させていただきました、うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う減額でございます。新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活等に影響を与えていることを踏まえ、市長、副市長、教育長の給与を減額したことによるものでございます。

その他の特別職につきましては、市長選挙費に計上しておりました投票管理者、立会人等の報酬を減額するものでございます。

続きまして、51ページでございます。

一般職のうち、会計年度任用職員以外の職員に係る補正でございます。下段、職員手当の内訳のうち、通勤手当につきましては、10款2項1目小学校費の学校管理費に計上しておりました任期付一般職員の不足分を計上したものでございます。時間外手当につきましては、2款4項3目市長選挙費の減額を計上するものでございます。職員手当合計で1万7,000円の増額になっております。

続きまして、52ページでございます。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。給与費につきましては648万6,000円の増額になります。主には2款1項17目新型コロナウイルス感染症対策費に、感染拡大防止対策支援金の創設に伴う会計年度任用職員の費用を計上したほか、4款1項1目保健衛生総務費に職員の出産に伴う代替職員の費用を計上したこと。

また、10款2項1目、同3項1目、小・中学校費の学校管理費に計上しておりました、会計年度任用職員の予算が夏休みの短縮に伴いまして不足をするため増額をしたことが要因となっております。共済費につきましては、保険料率の改定に伴い予算不足が生じるものについて、今回68万5,000円の増額を計上させていただいております。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、最初に1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） それでは、補正予算書の26ページをお開きください。

1款1項1目議会費、4節共済費の補正1万7,000円の増額についてですが、会計年度任用職員1名分の社会保険料等に係る標準報酬月額及び保険料率の改定に伴います増額でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 2款1項1目一般管理費327万2,000円の減額補正になります。

2節給料、3節職員手当等の減額につきましては、給与費明細書で説明しました、市長、副市長の減額分になります。

4節共済費の増額は、会計年度任用職員の社会保険料になります。

9節旅費、10節交際費は、コロナ禍において中央官庁等への出張が減るなどしておりますので、現状を鑑みまして特別職の旅費及び交際費について減額を行うものでございます。

13節委託料の減額は、8月臨時議会に提案のうきは市バス事業の設置等に関する条例の一部改正で説明をしましとおり、庁舎間バスを9月末に廃止をして、うきはバスの路線変更を行い、民間事業者へ運行委託をすることにしておりますので、現在、自動車学校に委託をしております庁舎間バス運転委託料の半年分を減額するものでございます。

19節は、当初予算で19万8,000円を計上させていただきました内外情勢調査会負担金につきまして、コロナ禍において講演会等の開催が実施できなかったことから、9月までの半年分の会費が無料になったことに伴う減額になります。

○会計管理者（松岡 美紀君） 会計課、松岡でございます。

同じく2款1項4目会計管理費でございます。4万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、4節共済費2,000円、9節旅費4万6,000円の増額でございます。どちらも会計年度任用職員の社会保険料率の改定に伴う増額と通勤旅費の増額の分の補正でございます。よろしく願いいたします。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 7目財政調整基金費、補正額1億4,834万5,000円でございます。財政調整基金1億4,050万円につきましては、令和元年度決算による実質収支額2億8,088万5,000円の2分の1を積み立てるものでございます。これが財源内訳の一般財源となっております。その他の特定財源となっております784万5,000円につきましては、債権売払いに伴う基金で、財産運用収入で計上している同額を振興基金に積み立てるものでございます。

続いて、2款1項9目地域活性化推進費、14節、バス停使用料10万円の補正でございます。さきの8月臨時議会で公の施設の区域外設置について、皆様から御議決を頂き、その後、西鉄バスと交渉した結果、杷木のバス停のほうに乗り入れることのできるようになりました。その際にバス停の使用料が必要ということになりまして、今回、補正予算を計上するものでございます。1便当たり200円の使用料を想定しているところでございます。これの半年分、1日4便で、先ほどの200円掛け4便掛け、年間250日として、その半年分の10万円を計上しているところでございます。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課です。

15目諸費の15節です。工事請負費では9万8,000円を計上しております。公設防犯灯を設置する工事費です。場所は旧東校南側、20区と竹重区の間で、民家がないところでございます。これは浮羽究真館高校の生徒からの要望に応えるものです。

○税務課長（大石 恵二） 税務課です。

同じく15目諸費、償還金、利子及び割引料1,300万円の増額補正のお願いになります。これは過年度過誤納還付金及び還付加算金になります。理由は、法人住民税の確定申告に基づき、過年度に予納していただいた金額について、7月決算期分で1,000万円程度の還付をする必要が生じたために補正をお願いするものです。

以上です。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課でございます。

16目地方創生推進費448万4,000円の減額、こちらは全て新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の中止による減額補正でございます。8節報償費7万3,000円の減額につきましては、市民大学開校式、子ども未来学部壱岐島自然体験事業の中止による減額でございます。

11節需用費、食糧費16万9,000円の減額は、市民大学子ども未来学部の壱岐島自然体験事業及び壱岐市青少年交流事業の中止によるものでございます。同じく医薬材料費5,000円は、壱岐島自然体験事業の医薬品の減額でございます。

12節役務費、手数料10万円の減額につきましては、市民大学開校式の記念講演講師派遣手数料の減額でございます。

13節委託料405万円のうち348万7,000円につきましては、壱岐島自然体験事業の子供60名、スタッフ15名の事業委託料の減額でございます。また、56万3,000円の減額につきましては、市民大学いきいき学部で実施しておりますバスハイク事業の75名分の委託料の減額でございます。

続きまして、28ページをお願いします。

14節使用料及び賃借料8万7,000円のうち、鷹取登山の入浴手数料が1万8,000円の減額、それから鷹取登山の布団リースと壱岐市青少年交流事業の布団リースが6万9,000円の減額でございます。

以上です。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課です。

17目の新型コロナウイルス感染症対策費、補正額は1億1,668万7,000円で、うきはブランド推進課の関係を幾つかいきます。

1 節報酬 2 2 4 万 2, 0 0 0 円と 3 節職員手当等の 1 9 万 2, 0 0 0 円、 9 節旅費 5 万 5, 0 0 0 円、この 3 つは 1 9 にあります新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金の事務に当たる会計年度任用職員の経費でございます。

1 2 節の役務費 2 4 万円は、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金に伴う通知とかの通信運搬費でございます。

すみません、ついでに 1 9 節の負担金、補助及び交付金の 1 億円でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援金は、市内に事業所を有する中小企業、小規模事業者が安全な事業継続再開に向けて導入する感染症拡大防止対策に必要な衛生用品の購入や設備導入等に係る費用の一部を支援いたします。1 事業者当たり上限 1 0 万円、想定事業者数は 1, 0 0 0 社でございます。

以上です。

○保健課長（原 廣正君） 続きまして、保健課でございます。

8 節報償費 2 7 0 万円の増額補正を計上いたしております。新型コロナウイルス感染防止対策として、市内の介護事業所や障がい者施設等に対し感染症の専門家である感染管理認定看護師を派遣し、現地確認指導を行っていただきたいと考えております。その予算として 2 7 0 万円を計上しております。

以上です。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の予算でございます。

1 1 節需用費 2 2 0 万円の増額補正になります。飛沫感染防止用のつい立てを設置するための購入予算になります。市役所執務室は基本的に対面の配席となっております。職員の感染を回避することは極めて大事な課題であるというふうに考えております。職員が感染するリスクを縮小し、職場内クラスターの発生を未然に防ぐために予算要求をさせていただいたものでございます。

1 つ飛びまして、1 8 節備品購入費のうち、一般備品購入費として 3 3 3 万 3, 0 0 0 円を計上しております。選挙で使用します投票用紙自動交付機 1 0 台分の予算になります。選挙の実施に当たりまして市民の皆さんが安心して投票していただけるよう、感染防止のための対策が必要になっております。自動交付機にて投票用紙の交付を行うことで接触感染の防止になるため、交付金の活用も可能となるということから、今回、予算を計上するものでございます。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課の分です。

1 8 節備品購入費 7 6 万円を計上しております。避難所用として持ち運び及び組立てが簡単な四角いナイロン製の間仕切りテントを購入したいと考えております。1 1 か所分の 2 セットということで、2 2 セット分で計上しておりますが、近年になりまして安価な商品が出てきておりますので、安くてよいものをなるべく多く購入したいと考えております。

○農林振興課長（石井 太君） 同じく18節備品購入費、3段目になります、新商品開発用機器一式購入費300万円でございます。新型コロナウイルス感染によります農業者支援の1つといたしまして、瓶製品や搾油関係の商品開発のための機器を整備し、加工品の幅を広げようとするものでございます。搾油機、粉碎機、充填機等の購入を予定いたしております。

続きまして、19節、1行目になります、有害鳥獣捕獲対策支援事業費補助金196万5,000円でございます。こちらにつきましても新型コロナウイルス感染の関係で捕獲活動が非常に制限をされた形になっております。現在も農業者からの被害の相談が寄せられております。そういった中で、今後、捕獲の意欲をかき立てていくという意味での報奨金と、それからGPS、ICTを活用した機器の購入、さらには箱わな等の購入に、このコロナ対策で活用させていただきたいということでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 各課からの説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 何点かお尋ねいたします。

まず、1目一般管理費の19節負担金で、内外情勢調査会とありますが、これはどういうものかを教えてくださいと思います。そして、うきは市にとってどのような成果が上っているのか。

それから、15節工事請負費で、先ほど9万8,000円、浮羽究真館高校での意見交換会の成果だったのかもしれませんが、これは防犯灯何基といたしますか、何台つけられようとしているのか、お尋ねします。

それから、16目地方創生推進費で、13節の委託料が405万円減額になってますが、これはどこに行くのか、どこで使われるのか、余ったというか、どこに行ったのか教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 1点目についてお答えいたします。

内外情勢調査会でございます。報道機関の株式会社時事通信社の関連団体ということになります。全国各地の企業の経営者や諸団体のトップの皆さんが会員として入会をされているという団体で、会員に対する講演活動や資料提供によって国内外の諸情勢について知識の向上と理解の増進を図るということを目的に加入をしております。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 防犯灯の設置は、新規で1か所というところですよ。東高校

のグラウンド側に防球ネットのコンクリート柱がありますので、そちらに新規で1基つける予定です。

○議長（中野 義信君） 壱岐島自然の関係は厚生文教常任委員会ですから、そこでお尋ねいただくということですね。

ほかにありませんか。3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 3番、野鶴です。

28ページをお願いいたします。18節の、まず新商品開発用機器一式購入費ということで、搾油機とか、そういったものをコロナ対策ということで購入するということですが、ちょっと私個人的に考えますと、あまりにもコロナにかこつけて何でもかんでも予算化しているんじゃないかなと。

次の19節の負担金の有害鳥獣対策、これもコロナによって捕獲が自由にできないということで、これをコロナ対策費として使うような話でもありました。ただ、基本的に有害鳥獣の問題等については、やっぱり日頃からほかの議員からもいろいろ指摘があつて、この有害鳥獣対策をどうするのかという話もあつております。それと今回のコロナを何か無理やりひっつけて、国からの交付金をここで使えばいいんじゃないかなというような感じも受けております。そこら辺がやっぱりそういう考え方でやっていったら、コロナの対策費というのはほかにもっとまだ使い道が今後出てくるんじゃないかなという、そういう危惧をしておりますので、そこら辺については再度検討する必要があるんじゃないかなという気がしております。

それと、同じく19節の負担金、補助金及び交付金ですけど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の支援金1億円です。これは非常にありがたいことだと思います。私の今日の一般質問の中にもこの支援金については非常に今後、喜ばれるんじゃないかなというふうに思いますけど、この支援金の交付の仕方、今日も言いましたように、ただ、本人が申請して、それによって交付するというのではなくて、やっぱり市のほうとして講習会、そういったものを開いて、その中でそれに参加した人、そういった人にそういった支援金を交付していくというふうな、やっぱりそういう対策を取る必要があるんじゃないかなという気がしております。だから、そういった募集の仕方、そういうのをどういうふうに考えてあるのか。

さらには、これが1億円しております。第1次のうきは市独自の中小企業緊急対策給付金ですけど、これも1,000事業者で1億円ということでやっておりました。でも、最終的な報告があつたのは、最終の最終はあつておりませんが、一応私が記憶にしているのは、650を超したぐらい、660か、その程度の事業者の申請という話だったと思います。それがもうはっきりしておれば、ここも1億円じゃなくて、多分それ以上の申請はないんじゃないかなという気がしております。そういったことをもう少し煮詰めて予算化すべきではないかなという気がしております。

ます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず28ページ、18節備品の関係の新商品の機器購入でござ
います。

地方創生臨時交付金の活用事例の中では、6次化を推進するというふうなものが1つの大きな
ものとして上がっております。また、決算審査の中でも6次センターのほうの利用状況について
は詳しく御説明させていただきますけれども、非常に利用のほうは順調に進んでおります。そう
いった中でツバキでありますとかアーモンド、あるいはお茶あたりの搾油というふうな御要望も
いただいております。そういう中で、こういった機器を活用して農業者の所得向上につなげられ
ないかというふうな思いで予算計上させていただいているところでございます。

同じく19節の有害鳥獣対策事業につきましても、コロナ対策の中のメニューではうたわれて
おります。昨年の上半期と本年度の上半期を比べますと非常に捕獲の頭数が激減をしております。
そういった中で、昨年はこの時期で20件程度の相談件数でありましたけれども、今年度はもう
30件を超える相談になっておりますけれども、なかなか対策が打てないというふうな状況もご
ざいます。現地に行けない、みんなが集まれないという状況もございますので、この事業を活用
して、さらに捕獲意識を高めて被害軽減に努めてまいりたいというふうに考えておるところでご
ざいます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 19節の新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援
金の交付の仕方で、ただ交付するだけじゃなくて、講習会とか開いたほうがいいのではなかろう
かというような御提案だと思います。

市としては、まず、ただ、事業者の方が新型コロナウイルス対策をするのはもちろん基本中の
基本なんです、その事業者の方がお客様にコロナ対策が伝わるように店外へアピールしてもら
いたいという目的が1つあります。それと、お客様も自ら感染防止対策を徹底していただきたい
という、そういうような3つの意味合いを込めて、手続の際には福岡県の感染防止ステッカーを
まずはクリアしていただく、そこを勉強していただく、そして手続のときはそういうようなこと
を指導しながらやっていきたいと思いますので、講習会を1,000事業者集める手間とか、い
ろんなことを考えると、しかも4月7日に遡りますので、過去には実際終わってるところもあり
ますので、できましたら、そういう手続の中で個別で対応してまいりたいというところでござ
います。

それと1億円の予算措置の額につきまして、最初、中小企業・小規模事業者の支援金として

10万円掛け1,000事業者を予定しておりました。それはセーフティネットを申請していただくという条件、20%以上の売上げが下がったところを対象にしておりましたので、今現在、675、1,000で言えば67.5%なんですけど、20%以下もありますから、今回の場合は全事業者になりますので、それを含めて1,000者をもう最大限10万円で措置していこうということで、前回の675を、じゃあ、これが受付が12月まで延長されてますので、幾ら落とす……なかなか分かりませんので、分かる段階では補正とかで落としてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 内容については分かりました。

もう1点、18節の新商品開発用機器の関係です。今の説明からいくと、搾油機等については、あそこの6次化支援センターに設置するということになるんですか。これを備品購入費というふうになってますので、その300万円の備品購入したものをどこに配置するのかを教えてくださいというふうに思っております。

新型コロナ感染の関係ですけど、私が先ほど言いましたのは、新聞でも読んだかと思いますが、福岡県コロナ感染防止ステッカー掲示店は、実効性はどういうふうになっているかと。逆に言えば、福岡県がこのステッカーを配布して、そのステッカーが貼ってある店からクラスターが発生したということが出ております。だから、この支援金に関しては非常にいいことだと私自身は思いますが、やっぱりこれの有効性、さらにはお客さんにアピールするということから含めると、例えばお店のほうが幾ら申請しても何がしかそれが分かるものも必要じゃないかなと。例えばお客さんが入ったときに、ここはこういったちゃんと市の講習も受けて、きちんとしてるお店だなと。一般質問でも言いました、みやま市ですか、お墨つきと。こういった何かそういうふうなものと結びつけて、やっぱりお客さんが安心してそのお店に入っていけるような、このお店はこういったきちんとした対策をしているんだなということがすぐに分かるような、のぼりでも何でもいいかと思えます。何かそういったものとやっぱり結びつけないと、ただ支援金をやっただけで終わるんじゃないかなというふうな感じもしますので、もう少しそこら辺の工夫をしていただきたいなというふうな思いでおります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） まず、新商品の保管場所でございます。使途にもちよっとよりますけれども、重さが、イメージしてるのが大体60キロから70キロくらいの機械で、80センチ真四角ぐらいあれば可能な機械を想定しております。開発研究であれば、6次センターが基

本になりますけれども、用途によってはJAの園芸流通センターでありますとか、いろんなところに移動する形で有効な活用を考えていければというふうに思っておりますので、6次センターの固定というふうなことはちょっとイメージをしていない状況でございます。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 福岡県の感染防止宣言ステッカーを貼っているところでクラスターが発生したという新聞報道も確かに流れております。

市としては、1,000事業者を分け隔てなく、分断することなく、全員が感染症予防してもらいたいというのが基本でございます。その中で、先ほども申しましたが、申請の手続の中でコロナ対策をちゃんときちんとやってくださいよ、コロナ対策が伝わるようにPRしてください、お客様にも自ら感染防止をやってくださいというのをやらないと、幾ら僕らが指導して回ったとしても、恐らく時間も足りませんし、人もいませんが、商工会もいろんなところでPRをしておりますので、そういう申請の場で取り組んでまいりたいと思っております。それほど労力をかけるほど人も、今度は1,000件ですので、また3人、会計任用でさせていただいておりますが、内容につきましては商工会に相談しまして、チラシとかにも入れてもらえるようにはしておりますし、広報にも上げるようにはしておりますので、できるだけことはやりたいと思っておりますが、講習会で1か所に集めるのが効果があるかどうかというのは、もう今まで皆さん一生懸命やってきているので、それを応援したい気持ちでやっていきたいと思っておりますが。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 3回目でございますので。

ちょっと最後の部分について、私の気持ちがよく伝わってなかったなという感じがしております。

まず、講習会って1か所に集めてする必要はないと思います。もちろん1か所に集めてするのは、3密に反しますのでできないかと思えます。だから、個人申請にしても、きちんとしたそういった説明会なり、一定程度の話をして、やっぱりやっていると。

私がPRというのは、それをほかの市民の方に、ここはちゃんとした講習というか、説明会とか、そういうのを受けて、そういう対策をしているお店ですよというのをPRするような形に結びつけてほしいということなんです。だから、お店に対してPRするんじゃなくて、一般の人に対して、ここはそういう対策をきちんとやってますよと。そうするとお客さんが安心して、そのお店を利用できるというふうな形になるかと思えます。

だから、そういったものをPRできるような方法を、例えばステッカーとか、お墨つきとか、いろいろあるかもしれんですけど、ステッカーはあまり成功したような感じもありませんので、

何かもっとほかの方法なり、そういうのを考えて、ぜひともここで支援金をただ出すだけではなくて、そういうのとタイアップしてやったらどうですかということでもあります。

以上です。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 野鶴議員、私もそういう方向でおりますが、新たにのぼり旗の予算をつけてするのかどうかというのは、予算もちょっと今のところございませんので、やり方につきましては、また検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 私も、せっかく予算を使うのなら、今の野鶴議員と一緒に、感染防止対策ではなくて、やはり経済対策の意味もなくちゃならないのかなというふうに思います。

そして、今さっき感染防止対策に必要な衛生品ということでもございました。それから、8月27日に頂いた資料によりますと、感染防止対策に必要なマスク、消毒液等の購入や設備導入に係る費用の一部ということでもございます。これ、あまりにもアバウト過ぎやせんやろうかと。どういったものが感染防止に必要なものなのかというのをある程度は決めておかないと、何かトラブルになるような気がいたしますが、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほども空気清浄機が効くとか効かないとか、いろいろな論議は全国であってるところでもございますが、市民の方がコロナ対策で自分はやってるんだということで、そういう領収書があれば、科学的根拠というのはなかなか私どもでは分かりませんが、そういうためにやってるんですねというのを私どもは理解しながら、基本的にはマスク、消毒、パーティションとか、いろいろな衛生費用でコロナにつながるよねというのは理解しながらやっておりますので、広過ぎるということは、例えばエアコンとかの話ですかね。エアコンが効くとか効かない、除菌をすとかしないとかあるかもしれませんが、申請書にはこういうのに使いましたというのがありますので、それは一つ一つ確認しながら、国の交付金も受けますので、きちんとした形でしたいと思いますが、現在はそういうのを基本に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 13番、佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） どこまで認められるかというのが肝心なのだろうと思いますけれども、それはうきはブランド推進課のほうで判断をするという理解でよろしいですか、今の答弁ですと。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） これは要綱をつくりますので、要綱は市民の皆様が誰でも見られるようになっておりますので、コロナ対策に対する衛生用品というような表現が出てくるとと思いますので、要綱できちんとその辺は討議しながら決めてまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今の件ですが、第1次が675件ということで、実際、大変困っている飲食店の方がおられます。したがって、やはり実効性を担保するというか、証明するための今、要綱と言われましたが、その要綱には、ちょっと領収書ということで出ましたけども、写真とか、領収書とか、企画書になるのかもしれませんが、そういうのは第1陣のときもされて、今回の第2回目というふうに理解してよろしいのでしょうか。であれば、その要綱についてはもう少し詳しく、要綱につける添付書類について、どのようなものを考えているかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 第1次ではセーフティネットですので、売上げの関係になりますので、昨年と比べて20%以上下がったという証拠がそろえばいいわけで、写真とかはございません。

今回の場合は、こういう感染予防をしたという領収書が4月7日に遡って、その合計で上限を10万円ということで、要綱につきましては、この議会で通った後でないとつukれないもんですから、案はありますけども、詳細まではちょっとまだ決めてはないもんですから、皆様の御意見を拝聴しながら、できるだけトラブルのないような要綱をつくってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 私も先ほどの同じ関連でなると思いますが、まず1つは、さっき、今行っている中小企業・小規模事業者緊急支援金申請書についてですけれど、さっき675件ということです。実はこれ、期日がたしか定められてなかったと思うんです。今、答弁の中で、多分、持続化給付金と日程を合わせるということなのかな、12月末ということという。そういう意味なのかなというふうに理解したんですけども、そういう意味で期限がそこまで延びるということだろうと。

そこでちょっとお尋ねしたいのは、1つは、現段階で675件の業種別内訳というのはあるかどうか。あったら、資料として提出していただきたい。675件で飲食業だとか、建設業だとか、いろんな産業があると思いますけども、そういったのを資料として提出していただきたいという

のが1点目です。

それから2つ目に、同じように家賃補助制度がスタートしてると思うんですけども、現状の動きについて改めてお尋ねしたいと。申請の数等について確認をしたいということが2点目です。

それから3点目に、今、支援金を支給する条件について要綱を準備してるということでありましてけれども、事前に頂いた資料の中には、マスク、消毒液等、そして設備導入ということになってます。先ほどの一般質問のところでも市長のほうからは、業務別ガイドラインという言葉もあったような気がしたんですけども、これがステッカーとイコールなのかどうかというのはちょっとよく分からないところですけども、この辺の交付条件というのをある意味できちっと、8割方固まった条件で、1億円という相当な金額になるわけですので、御提示いただくというのがやっぱり筋ではないかなというふうに思ってます。その辺のところは、多分、委員会付託になると思いますので、十分に議論いただきたいということと、併せてそういった今現在、1社10万円というふうに言ってますけれども、これの算定根拠をお示しいただける資料があればお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） まずセーフティネットの業種別内訳の、まだ途中経過しか分かりませんが、例えば主なところを言いますと、建設業が110件、卸売業・小売業が122件、宿泊業が14件、飲食店が139件、洗濯・理容・美容・浴場関係が59件が特に主なものでございます。

それと家賃補助につきましては、今、国が始めてるんですが、まだ相談とかは多数あってますが、国の制度も今まだうまく稼働してないようで、相談は受けておりますが、まだ申請までには至っていないところでございます。

それとステッカーと業種別ガイドラインの件ですが、ステッカーというのはインターネットで業種別にまず選びます。業種別ガイドラインというのがそこで初めて有効になって、そこからチェックすれば、このマークとその下に名前の事業所というのを作るような欄のやつが出てきますので、その業種別ガイドラインを守ったところが最終的にこのステッカーが発行できるようなシステムになっているところでございます。

先ほどの10万円の根拠なんですけども、例えば道の駅とかいうのは、もう何百万円も使っております。小さいところはどのくらい使ってるかという平均は分かりませんが、1回目の中小企業支援金が10万円ですから、10万円を、相乗効果を上げるという意味でも同じ額が相当ということで、予算措置としては同じ1,000社で10万円の1億円を想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 改めて、分かれば資料、さっき緊急支援金についてはお言葉いただいたんですけど、一覧表で出していただければありがたいと思いますので、お読みいただいておりますけれども、記憶に書き切れないので、よろしくお願ひしたいというのが1点目。

それから、上限10万円の話ですけども、確かに設備も含めると多分、もともと融資制度というのは別にまたありますよね。そういう意味で10万円で別に融資の頭金にもならないだろうと多分思うので、それはそのとおりだと思います。

要は、私たちが審議するのに事足りる条件が何ですかということを知りたいわけなんです。要するに支援金を出す条件は何ですかって聞いてるんです。それが、きちっと固まったものは要綱になりますけども、要綱を準備だという、そこまで認めますよ。だけど、概算として、こういったものに使ってもらえるような内容ですよというのは、固めて出すのが普通だと思います。そこを尋ねているだけです。

反対してるわけじゃないですよ、勘違いしないでくださいね。税金を使うんです、はっきり言っとくと、そういうことです。それを私どもがチェックしてるわけですので、意見としてやっぱりきちんと聞いてほしいんです、受け止めてほしいんですね。それは、だから準備するなら準備するでいいです。こういったものですよということをちゃんと出してもらいたいというふうに思います。

それともう一つ、あと、こういった支援金には期間、締め切り、それから回数。今の話聞くと、10万円まで何回でもできるという話になるのかな。だから、その辺のところも分かんないんです。そういったところがやっぱりきちんとある程度、固めた形で提案いただかないと、議論しにくいんです。そういったことに留意いただいて、もし準備できるものであればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） まず最初の申請者の業種別の表ですが、7月22日現在までの集計しかございませんので、ちょっと係と相談して、出せる資料を作成したいと思います。

それと内容につきましては、今、佐藤副議長のほうから内容がアバウト過ぎるんじゃないかという御意見もございましたが、福岡県も同じような制度をやろうとしてるんですが、市としてはあくまでも感染防止につながるもので、領収書があればそれを対象にしたいということで、4月

7日から2月28日までの、今、予定では3月決算で出さなければいけませんので、2月28日まで受付をした分で、上限が10万円で行うということですので、あと福岡県の感染防止宣言のステッカーを取ってもらうという条件がございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 申し訳ないけど、今、ブランド推進はもう皆さんがおっしゃるとおり、それ、今日、付託がもし成立して、あした一番にこれを議論する。ちょっとこれはむちゃですよ。もう少しある程度、うきはブランド推進課長も、それは確かに緊急を要する、コロナという見えないものとの闘いは分かるけど、今の話聞きよると、こんな1億円を、さあ、うきははどうするんだという思いが伝わってこんもん。結果的には予算通してもらって、後で考えましようというふうなことしかちょっと思えませんがね。それもあしたからもう、資料の要求もあつてるし、こういうやり方じゃあ、もう少し自信持ってやらないかんとじゃないですか。

以上です、議長。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員、3回目です。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先日、コロナ対策推進室でしたっけ、お伺いしまして、第1弾、第2弾の対策の実績がまとめてありますかという質問をいたしましたら、いや、各課がそれぞれ行ってますので分かりませんという返事でした。

それで、1弾やって、2弾やって、3弾やって、今回やるわけですけども、それこそ市長がいつも言われてますような横串が通ってるのかなという気がいたします。したがって、今まで新型コロナ対策感染症に対するうきは市独自、あるいは国や県の実績をぜひ出していただきたいと思います。もうやってて成果がないということであれば、利用件数が少ないということであれば、使い勝手が悪いのか、あるいは見積りが甘かったのか、あるいはそれだけの影響がなかったのかという分析になるんですけど、それを、ない限り新しいのやりますっていうって、これは根拠がやっぱり出てこないと思いますので、7月いっぱいでも構いませんし、できれば8月いっぱいまでと思いますけど、どれだけの事業にどれだけの支出があつて、できればどれだけの効果があつたかというのを出していただけると助かりますので、要望したいと思います。（発言する者あり）

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回、本議会に補正予算第4弾を提案させていただいている中で、今回の1億円の支援金は大きな柱でございます。この柱をきちっと議員の皆さんと私どもと目的をやっぱり共有しないと審議が進まないというのは、もう御存じのとおりであります。

私は今までいろんな場で、そしてまた一般質問の折でも答弁させていただきましたが、今、う

きは市内の事業者、かなり疲弊をしております。売上げ減少等々で大変な思いで頑張っておられます。ぜひこの事業を継続していただきたいというのが私たちの大きな目的であります。これはうきは市だけではなくて近隣の市町村も同じような思いで、例えば第1弾で支援させていただいてます10万円についても、ほかの市町村も同じような施策で、一番大きいのがやっぱり10万円という支援であります。そんな中、他市町村は、単純に地域経済が疲弊してますので追加の10万円を支給する、単純に当初の目的と同じような要件で第2弾というか、追加の10万円を支給するというようなところもあります。

しかし、我々はいろいろ説明させていただいてますように、8月の臨時議会で子ども・子育てを中心として思い切った支援策第3弾、議会のほうも認めていただいております。それ以降、子どもが取り組んだのは、やはり感染拡大防止対策と社会経済活動の引上げ、この両立をどう図るか、この1点でまいております。我々が得た施策としては、やっぱり拡大防止を施さないと、なかなか経済の引上げにつながらないということでありましたので、この業種別のガイドラインを徹底的に市内の事業者の皆さんに浸透させるためにうきはブランド推進課の職員が直接――商工会に投げるのではなくて、職員が自らその1,000の事業者、皆さんに直接訴えて、ぜひ業種別のガイドラインを守ってください、遵守してくださいというお願いをしております。

そんな中で事業者からのいろんな声を聞きますと、こちらがお願いする以上、何らかのやっぱり追加的な支援が必要ということになりましたので、基本的にガイドラインを守っていただく、守っていただくためには例えば店舗の中に手指用の消毒液をずっと継続して確保しなくてはいけない、あるいは網戸がない、換気性をよくするために新たな網戸を設置する必要がある、あるいは密を避けるためにレイアウトを変える必要がある、あるいは2分の1の容積率ですので、条件によって例えばオープンカフェ、外ですね、天気のいいときには外側も利用してお客さんに楽しんでいただく。そのためには、そこのテーブル、椅子の購入も必要。いろんな感染防止対策を施すために費用がかかりますので、その費用に対して10万円を限度に支給をするということでもありますので、ぜひ議員の皆さんにはこの第4弾の大きな柱でございます。この柱、我々の趣旨が、今までこの8月の臨時議会以降の我々の努力が無にならないように、ぜひ議員の皆さんには御理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） すみません。私、先ほど4月7日から2月28日と申し上げましたが私の勘違いで、4月7日から12月11日の間の領収書となります。この理由につきましては、集中して9月議会後、10、11、12で申請を受け付けて、できるだけ早く上限10万円の分を支援したいという意図で12月11日までの受付でございます。2月28日は、家賃補助と私が勘違いしておりました。大変失礼しました。

それと補助対象経費で、先ほどアバウトじゃないかということなんですが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に必要な経費ということで、消毒費、飛沫対策用として透明のビニールシートとかアクリル板、換気費として換気扇、その他衛生管理費としてフェイスシールド、体温計、サーモカメラ、パーティション等の購入費、その他感染症防止対策費用ということで、アバウトというよりも、できるだけ感染症予防につながるものであれば認めてまいりたいというところがございます。

申請期限は、先ほど訂正しましたが、12月11日を考えているところがございます。支給金額は1事業者当たり上限10万円です。想定は1,000事業者ですので、予算規模としては1億円、補助対象者は市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者でございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） それでは、今、支援金の出す条件をちょっと言うたっちゃろう。（「はい」と呼ぶ者あり）あと、表で出してほしいということが岩淵議員から出ちゃったが、そのことはいつまでに出せるとですか。（発言する者あり）22日までという。（発言する者あり）それでは、一応。（発言する者あり）竹永議員の第1弾と第2弾の実績。第3弾。その実績はどんなですかね。（発言する者あり）（「いや、今、資料の請求があってますけどね、もうあしたということを書いて、出てくるとの。とにかくこういうコロナの問題は緊急を要する、だからさっき市長が言うように、あなたがしっかり組立てて今日の答弁をしないから、こんなことになってきてるんですよ。だから、あしたはいい。資料要求は、これはもう付託されれば、うちのほうに、委員長のほうになりますからね、あなたたちが心してからしっかり説明すればいいんですよ。そして資料が必要なら、またあしたすぐ出せと言っても、そんなことは今、必要なもんで出るはずがないと思うし、その辺は議長、ちょっと計らってください」と呼ぶ者あり）

資料については22日まででよかと言ったでしょう。今、岩淵議員からの話で。（発言する者あり）そこら辺はうきはブランド課長、どげんですか。第1弾、第2弾、第3弾の資料とかと言いました。それはいつ。

市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 竹永議員の資料については、まだこの段階では準備できておりませんので、検討はさせていただきますけど、明日出せるような状況ではございませんので、またちょっとこちらのほうで検討させていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） そういうことでいいですかね。

それでは、ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）市長公室長。

○市長公室長（田籠 正規君） 大体コロナの予算につきましては、令和2年度からやっておりますので、決算委員会とは直接は関係ないのかなというふうに考えるところがございますが。

○議長（中野 義信君） 決算委員会は元年度分ですから、ちょっと今、2年度との関係は決算委員会ではないということですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（白石 孝博君） 29ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。補正額70万円の増額補正です。内訳としては、1節報酬70万円、会計年度任用職員の報酬です。マイナンバーカード交付促進のため、会計年度職員を1名雇用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 予算書は30ページでございます。

2款4項3目市長選挙費1,318万5,000円の減額補正になります。6月28日に執行予定をしておりました、うきは市長選挙が無投票になったことから不用額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

31ページをお願いいたします。

1目社会福祉総務費87万円の減額でございます。内訳としまして、9節旅費、うきは市民生委員・児童委員の一斉改選の翌年度に視察研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため視察研修の中止に伴い67万円の減額をするものでございます。

13節委託料、新型コロナウイルス感染症対策のため、うきは市戦没者慰霊式を中止したこと

による慰霊式祭壇飾付委託料20万円を減額するものでございます。

次に、7目障害者対策費10万円の減額でございます。13節委託料、障がい者の方が作った製品を販売する、まごころ製品販売会を、これも新型コロナウイルス感染症対策のために中止し、これに伴う広告物等デザイン委託料を減額するものでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

続きまして、9目地域支援事業費、合計で182万3,000円の増額補正を計上しております。内訳として、4節共済費12万5,000円及び9節9万8,000円につきましては、会計年度任用職員5名分の社会保険料及び通勤手当の補正となります。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございますが、冒頭、企画財政課長から訂正をさせていただきましてとおり、予算名称に誤りがございました。私が確認を怠っておりました。申し訳ございませんでした。正誤表で訂正をさせていただきましてとおり、正しくは長寿社会づくりソフト事業費交付金160万円の増額補正でございます。

内容といたしましては、栃木県にございます公益財団法人地域社会振興財団が都道府県や市区町村を対象に、これらの団体が政府のほうで閣議決定をされました高齢社会対策大綱の実現に資するために行う長寿社会づくりソフト事業というのがございますけれども、この事業に対して交付金を交付することを目的に行っておりまして、これまでうきは市ではこの交付金の申請の実績はございませんでしたが、本年度初めてでございますけれども、妹川地区自治協議会が主体となって実施する事業が交付金の対象事業の1つである、健やかコミュニティモデル地区育成事業の採択を受けております。この採択を受けた事業に係る交付金を市を経由して交付するため、予算計上を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 今の19節の長寿社会づくりソフト事業、妹川の健やかコミュニティ事業ということで、具体的なのをちょっと教えてください。具体的な内容を。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 妹川自治協議会のほうが実施される事業は、健やかコミュニティモデル地区育成事業といいまして、コミュニティが主体となっていく、活力のある健やかな地域社会づくりの推進を目的とした他のコミュニティ活動のモデルとなる事業というふうに定められておりまして、今回、妹川自治協議会が提出した事業の概要としては、名称を里山景観保全ふれあい交流事業といいますけれども、妹川地区、高齢化が急速に進んでおります。自治協議会を中心に地域の活性化を図るためにイベントとか、交通手段の確保のための取り組みを行っております。

けれども、現状はこれまではあったんですけども、なくなった住民サービスを補填することに終始をして、本来、地域の皆さんがやりたい地域の環境保全とか、活性化につながるような取組までにはなかなか手が回らずに、担い手の確保も非常に困難であるということで、今回、この事業で中山間地域で問題となっている、農地や山林の草刈り、それから竹林の整備、樹木の成長を妨げるカズラの除去、農道、水道の整備、これらの作業はなかなか人手が要る作業でございますので、これらの作業のワークショップという形で、市外のマンパワーを活用して、ただ作業してもらっただけでは楽しみがございませんので、それに自然体験とか農業体験をセットしたプログラムを自治協のほうで企画をされて、そういった趣旨に賛同する方を募集するというので、最終的には中山間地域の課題を解決すると同時に、地域の高齢者の所得の向上、仕事や生きがいをづくりを目指していきたいということで、こういった内容で申請をされて採択を受けたところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 申請は妹川自治協だけであったということですか。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 今回、申請が上がってきたのは妹川自治協議会だけでございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） ほかの自治協はもう必要ないと、知らんやったと、どちらですか。

○議長（中野 義信君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） ほかの自治協は知らなかったということでございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 3回目。知らんなら教えてやるとが、大体、執行部の務めじゃなかろうかと思いますが、今後はよろしくお願いします。

○議長（中野 義信君） 保健課長、答弁ありますか。

○保健課長（原 廣正君） この交付金の内容が、今、これから自治協が目指すようなコミュニティビジネスとかにもつながる可能性も大きいと思いますので、今後は紹介をしていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

○議長（中野 義信君） お諮りします。5時近くなりましたが、まだ続けていいでしょうか、そ

れとも、もうここで一応終わらせていただきたいなというふうに思いますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） これで本日は延会とします。それで、あしたにつきましては、また9時からそれぞれの議案質疑をさせていただきたいということでお願いをいたします。

一応、今日はこれで延会とさせていただきます。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時54分延会
